

経営事項審査申請説明書

(経営規模等評価申請・総合評定値請求説明書)

この説明書は東京都知事許可の建設業者を対象にしています。

国土交通大臣許可の建設業者は巻末の(参考資料)「経営事項審査申請を予定している大臣許可業者の皆様へ」を参照してください。

財務諸表の作成に関する事項は登録経営状況分析機関にお問い合わせください。

経営事項審査申請に当たっては、最新の説明書を御活用ください。

なお、最新情報は、随時、東京都都市整備局のホームページに掲載します。

〈経営事項審査についての一般相談(申請書の書き方等)〉

東京都都市整備局市街地建築部建設業課内「相談コーナー」を御利用ください。相談員(行政書士)が対応します。

「相談コーナー」の御利用時間

月曜日～金曜日の午前9時30分～正午、午後1時00分～4時30分

電話による問合せは、間違いの元になりますのでできるだけ来庁し、相談してください。

電話 03-5321-1111 内線 30-657・658・659

令和元年6月



東京都都市整備局市街地建築部建設業課

経営事項審査の注意事項等について

〈都知事許可業者向け〉

1 経営事項審査予約日及び予約時間について

区分	予約対象案件	予約受付時間	予約対象の審査時間	相談コーナー	備考
経営事項審査	全て	月曜日～金曜日 9:00～17:00 建設業課受付に直接来庁して、審査日をお申し込みください。 ※受付済みの決算変更届出書（副本）が必要です。	月曜日～金曜日 ○ 9:30 ○ 10:30 ○ 13:30 ○ 14:30 各時間帯	予備調査を受けることができますので、新規の方は特に御利用されることをお勧めします。	2か月先の審査日まで予約できます。

2 経営事項審査の再来審査日及び時間について

開庁日の月曜日から金曜日に行っています。

受付締切時間及び審査開始予定時間は、午前10時・11時・午後2時・3時です。ただし、審査開始予定時間は、当日の通常審査の進捗状況により前後しますので、御了承下さい。

3 経営事項審査についての相談コーナーについて

開庁日の月曜日から金曜日に行っています。

相談時間は、9時30分から正午まで、及び午後1時から午後4時30分までです。

4 経営事項審査場所について

第二本庁舎3階の建設業課内（相談コーナーも同様）

5 解体工事業の新設に伴う経過措置の終了について

建設業法の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）が公布され「解体工事業」に係る経営事項審査が新設されたことに伴い、平成28年6月1日以降に経営事項審査を受けようとするとき、「(旧)とび・土工・コンクリート工事」の完成工事高（X1）、元請完成工事高・技術職員数（Z）及び総合評定値（P）の「解体工事」部分の低下を避けるため経過措置がありました。令和元年5月31日で終了しています。

※43ページの記載要領は、平成31年4月1日時点のものです。

6 とび・土工・コンクリート工事に係る技術者要件の見直し（平成28年8月1日から）

とび・土工・コンクリート工事に係る一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）の要件として、国土交通大臣の登録を受けた試験のうち、種目が基礎ぐい工事とするもの（基礎施行士）に合

格した者（コード「040」）が追加されました。また、登録解体工事講習及び登録解体工事試験の実施が始まったことに伴い、登録解体工事講習修了証をお持ちの方及び解体工事施工技士の方はそれぞれ該当する技術者コードが使用できることとなりました。

7 経営規模等評価申請書等(様式20001)における法人番号欄の追加（平成28年11月1日から）

建設業の許可事務については、許可行政庁が社会保険への加入等の建設業者の状況について関係機関に照会するとき法人番号を確認することにより、対象事業者を特定することが容易かつ正確になることから、建設業許可申請書等に法人番号を記載する欄が新設されました。

8 経営事項審査の審査基準の改正について（平成30年4月1日から）

「建設業法第27条の2第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」（平成29年12月26日付（国土交通省告示第1196号））により、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日付国総建第269号）の一部が下記のとおり改正されました。

① W点のボトムの撤廃（社会保険未加入企業等への減点措置の厳格化）

現行制度上、「社会性等（W）の評点が0に満たない場合は0とみなす」とされているところ、これを0とみなさず（ボトムを撤廃し）、マイナス値であっても合計値のまま計算する。

② 防災活動への貢献状況の加点幅の拡大

現行制度上は、「防災協定を締結している場合に15点の加点評価」とされているところ、「防災協定を締結している場合に20点の加点評価」と改める。

③ 建設機械の保有状況の加点方法の見直し

現行制度上は、1台につき加点1点のところ、加点テーブルを下記のとおり見直し、少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価する（最大15点は現行と変わらず）。

台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	5	6	7	8	9	10	11	12	12	13	13	14	14	15	15

④ 営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものを評価対象とする。

9 審査の効率化について

受審者の皆様方の待ち時間を短縮し、予約枠の拡充を図るため、一件当たりの平均審査時間の縮減に努めています。そのため、以下のとおりの取扱いとさせていただきます。

① 都職員による事前確認について(本文5ページ)

技術職員数が多い場合や工事経歴書などの裏付け資料の確認で、経営事項審査に時間を要する可能性のある項目については、経営事項審査の前に建設業課建設業指導担当に直接裏付け資料をお持ちいただき、その対象項目の事前確認をお願いします。事前確認を受ける際には予約は不要ですので、直接建設業課建設業指導担当にお越しくください。事前確認の受付時間は、開庁日の午前9時から正午、午後1時から5時です。ただし、都職員が審査中の場合は、審査が終了するまでお待ちいただくこともありますので、御了承ください。

事前確認が必要な場合として、具体的には、ア技術職員が40名を超えるとき、イ確認対象となる工事が20件を超えるとき、ウ全件記載をした工事経歴書を提出する必要があるとき、エ工事経

歴書に単価契約を5件以上記載したとき、才建設機械の保有台数が6台以上であるときなどです。

② 予約制度と審査時間について(本文7ページ)

経営事項審査の審査時間については、一件当たり通常15分から20分程度を想定して予約制度を運用しておりますが、例外的に1時間を超えるケースも生じています。このような場合他の申請者の予約時間に影響が及ぶおそれがあることから、審査途中であっても審査終了の見込みが立たないときは、審査を中断し、改めて予約を取り直していただくこともありますので、御了承ください。

③ 経営事項審査の予備調査について(本文2ページ)

新規で経営事項審査を受ける方、決算期変更を行った方、その他特に御相談のある方(相談内容によっては職員に引き継ぎます。)については事前に建設業課内相談コーナーにおいて予備調査を受けることができます。

10 変更届出書(別紙8)の訂正について(本文88ページ)

代理人が訂正届を提出する場合、訂正届に建設業者の社印(法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印)を押印するか、建設業者からの委任状を添付してください。代理人印(行政書士印)のみが押印された訂正届は受け付けられません。

11 注意事項

- ① 審査が終了し、申請書を受理した後は、申請内容の変更はできません。
- ② 審査は申請日(審査を終了し、申請書が受理された日)直前の決算日(審査基準日)に対して行います。
- ③ 登録経営状況分析機関の指示により、財務諸表(決算変更届)の訂正書類を提出した場合は、建設業課に「変更届出書の訂正について」(88ページ参照)を提出してください。経営事項審査申請時の提出も可能です。ただし、許可申請書類に添付した財務諸表の訂正はできませんので、その場合は、事前に建設業課審査担当に御相談ください。
- ④ 虚偽の申請をした場合は、監督処分(営業停止30日以上)の対象になります。また、場合によっては建設業法第50条に基づき懲役、罰金等の刑事罰に処せられます。
- ⑤ 審査を円滑に行うために、あらかじめ書類の記入漏れの有無・必要書類の有無・裏付け資料の整合性などを十分御確認いただくとともに、書類を事前に整理し、審査時にはファイルなどから出しておくなど、速やかに提出・提示いただけるようお願いします。
- ⑥ 工事経歴書に記載されている工事の業種で不適切な場合が多く見受けられますので、決算変更届書の提出前に、建設業課審査担当に確認するなど、間違いのないようお願いします。
- ⑦ 同一基準日で、経営事項審査を再度申請することはできません。申請業種等申請内容を十分確認の上、申請してください。

12 その他

- ① 様式、記載要領、変更内容などについては、東京都都市整備局のホームページに掲載しています。

(都市整備局HP → 「各種申請様式」をクリック → 「経営事項審査」・「経営規模等評価申

請／総合評定値請求関係」をクリック)」

また、様式及び記載要領については、(一財)東京都弘済会 弘済会アシスト（都民広場地下南側）で購入も可能です。

- ② 入札参加の受付などについてのお問合せは、国・地方公共団体などの契約発注部署にお願いします。

☆お問合せ先

1 経営事項審査についての相談

建設業課内相談コーナー(都庁第二本庁舎3階)

- ・ 曜日 月曜～金曜（閉庁日除く。）
- ・ 時間 9：30～12：00 13：00～16：30
- ・ 電話 03-5321-1111（内）30-657～659

2 経営状況分析申請

登録経営状況分析機関 ※次ページを御参照ください。

3 審査予約日の変更・取消し（知事許可・大臣許可の業者とも）

建設業課内受付（都庁第二本庁舎3階）

- ・ 電話 03-5321-1111（内）30-691
- ・ 時間 9：00～17：00

4 申請書類の販売

(一財)東京都弘済会 弘済会アシスト（都民広場地下）

- ・ 電話 03-5381-6335
- ・ 販売時間 9：00～17：00

5 経営事項審査申請（大臣許可業者）

巻末（参考資料）「経営事項審査申請を予定している大臣許可業者の皆様へ」などを御参照ください。なお、内容の詳細については、国土交通省関東地方整備局建政部建設産業第一課（電話（代表）048-601-3151）にお問い合わせください。

6 経営事項審査申請（知事許可業者）

上記以外の経営事項審査申請に関する事で、この説明書や東京都都市整備局のホームページでは対応できない事項についての来庁による相談は、経営事項審査をしていない午前9時から9時30分及び午後4時から午後5時までの間をお願いします。この時間帯以外では対応できない場合がありますので、御了承ください。

都市整備局市街地建築部建設業課建設業指導担当（都庁第二本庁舎3階）

登録経営状況分析機関一覧

※国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関は以下のとおりです。今後、登録経営状況分析機関が追加又は廃止された場合は、国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp> で随時更新されます。

※経営状況分析の申請の時期及び方法等はそれぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財) 建設業情報管理センター	東京都中央区築地 2-11-24	03-5565-6131
2	(株) マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町 2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム (株)	長野県長野市田町 2120-1	026-232-1145
5	(株) 九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町 22	095-811-1477
7	(株) 北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条 4-8-1	011-820-6111
8	(株) ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田 2-5-24	028-649-0111
9	(株) 経営状況分析センター	東京都大田区大森西 3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本 (株)	山口県宇部市北琴芝 1-6-10	0836-38-3781
11	(株) NKB	福岡県北九州市小倉北区重住 3-2-12	093-982-3800
22	(株) 建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町 2-17-6	042-505-7533

目 次

経営事項審査の注意事項等について

お問合せ先

登録経営状況分析機関一覧

ページ

〔1〕 経営事項審査制度とは

1	経営事項審査とは	1
2	経営事項審査の申請に当たって	1
	〈経営事項審査申請の種類〉〈書類を提出できる方〉〈経営事項審査の審査機関〉	
	〈経営状況分析結果通知書（原本）が必要です。〉〈経営状況分析の登録機関〉	
	〈経営事項審査日の予約〉〈経営事項審査についての一般相談（申請書の書き方等）〉	
	〈申請書類の販売〉〈提出書類に虚偽表示をしたときの罰則〉〈資料の提出、報告〉	
	〈審査項目の内訳〉	
3	経営事項審査の申請時期	3
	〈申請の時期と注意事項〉	
4	審査当日までの準備	4
	〈申請日までの書類の確認〉〈事前確認について〉	
5	経営事項審査申請に必要な手数料金額と納入方法	6
	〈納入の方法等〉〈手数料一覧表〉	
6	「経営事項審査」当日の進め方	7
	〈審査を受けるときの注意事項〉	
7	経営事項審査の結果の公表	7

〔2〕 経営事項審査申請書等の作成要領

1	申請書の記入について	9
	〈申請書記入上の注意〉	
2	提出書類の作成	9
	〈申請書の記入方法とつづり方〉〈申請書のつづり方の順番〉〈提示書類の準備について〉	
3	経営規模等評価申請書 総合評定値請求書	11
	〈経営規模等評価申請書、総合評定値請求書の書き方〉	
	〈新規に会社を設立し建設業許可を取得したが、最初の決算日が到来していないときの記入方法〉	
	〈新規に会社を設立し建設業許可を取得し、最初の決算日が審査基準日の場合の記入方法〉	
	〈海外子会社の経営実績の評価〉	
4	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高	20
	〈完成工事高（帳票）の書き方〉〈業種コード一覧表〉〈内訳のある業種について〉	

〈完成工事高の業種間の振替〉〈「完成工事高の振替」注意事項〉
 〈はじめて経営事項審査を受けるときの前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度の完成工事高〉
 〈建設業法で定義している「建設工事と建設業の種類」が契約書、発注書等の工事件名で分からない場合〉
 〈一つの工事発注で工事を完成するために二業種以上の工事を行う場合について〉
 〈単価契約の資料について〉〈複数の裏付け資料について〉〈追加（変更）工事の取扱いについて〉
 〈電子発注の裏付け資料について〉〈事業年度による記入について〉
 〈土木一式工事、建築一式工事の完成工事高の計上について〉
 〈剪定、交換、調査等の完成工事高への計上について〉
 〈配置技術者に出向者を配置している工事の完成工事高について〉
 〈建設業法第26条第3項に該当する工事の配置技術者について〉
 〈許可取得以前に請け負った工事について〉〈決算期の変更を行ったときの記入方法〉
 〈決算期の変更を行ったときの完成工事高の算出方法〉
 〈新規に会社を設立し建設業許可を取得したが、最初の決算日が到来していないときの記入方法〉
 〈新規に会社を設立し建設業許可を取得し、最初の決算日が審査基準日の場合の記入方法〉
 〈解体工事業の新設による工事経歴書の記入方法について〉

5 工事経歴書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

〈工事経歴書の記入方法と注意事項〉〈解体工事業の新設に伴う工事経歴書の作成〉
 〈海外子会社の経営実績の評価〉

6 技術職員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

〈技術職員について〉〈技術職員名簿の書き方〉〈技術職員名簿の作成の注意〉
 〈「技術者資格区分コード表」に該当する者〉
 〈技術職員等の加点対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料〉
 〈出向者の確認ができる資料〉〈コード表記入時の注意〉〈有資格区分コード001の該当要件〉
 〈有資格区分コード002の該当要件〉
 〈有資格区分コード「001」で20歳代～30歳代の技術者記入上の注意点〉
 〈有資格区分コード「001」、「002」の該当技術職員が多いとき〉
 〈001及び002の技術者名簿一覧表〉〈技術職員資格者業種コード表〉〈技術職員資格区分コード表〉
 〈技術者の資格（指定学科）表〉
 〈実務経験年数の振替で営業所専任技術者となった者の経営事項審査の取扱い〉
 〈有資格コードの変更について〉
 〈「解体工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」の技術職員の振り分けについて〉

7 その他の審査項目（社会性等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

〈その他の審査項目（社会性等）の書き方〉〈雇用保険加入の有無〉〈健康保険加入の有無〉
 〈厚生年金保険加入の有無〉〈建設業退職金共済制度加入の有無〉
 〈退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無〉〈法定外労働災害補償制度加入の有無〉〈営業年数〉〈民

〈事再生活又は会社更生法の適用の有無〉〈防災協定の締結の有無〉〈法令遵守の状況〉	
〈監査の受審状況〉〈公認会計士等の数〉〈二級登録経理試験合格者の数〉〈研究開発費〉	
〈建設機械の所有及びリース台数〉〈ISO9001の登録の有無〉〈ISO14001の登録の有無〉	
〈若年技術職員の継続的な育成及び確保〉〈新規若年技術職員の育成及び確保〉	
〈大臣・知事コード〉	77
〈東京都区市町村コード表〉	77
〈経営事項審査 確認書〉	78
〔3〕 申請に必要な提出書類一覧	79
〈一覧表の注意事項〉〈必要書類について〉〈「審査基準日に係る」資料の考え方〉	
〔4〕 再来（さいらい）の方法	82
〈再来〉〈再来の予約、審査日、審査時間〉〈再来の申込み方法と再来審査の進め方〉	
〔5〕 特殊な経営事項審査について	83
1 合併、経営再建等の経営事項審査（建設業許可が東京都知事の場合）	83
〈合併、経営再建とは〉〈申請の手順（建設業許可が知事許可の場合）〉	
〈申請に必要な書類〉(1) 合併等の経営事項審査申請に必要な書類	
(2) 経営再建があった場合の経営事項審査の申請に必要な書類	
2 外国建設業者の経営事項審査（建設業許可が東京都知事の場合）	87
〈外国建設業者の定義〉〈外国の定義〉	
〈外国企業が日本国内の事項のみで経営事項審査を申請する場合〉	
〈外国建設業者が日本国外の事項を含めて経営事項審査を申請する場合〉	
〈外国建設業者の「技術職員名簿」に記載する技術職員の有資格区分コードについて〉	
3 企業集団・持株会社による経営事項審査	87
〈企業集団・持株会社による経営事項審査を希望する場合〉	
〔6〕 変更届出書（別紙8）の訂正について	88
〈用紙について〉〈提出部数〉〈代理人が訂正届を提出する場合〉〈添付書類のつづり方〉	
〈その他必要書類〉〈財務諸表の訂正方法〉	
〈「工事経歴書」、「直前3年の各事業年度における工事施工金額」の訂正方法〉〈訂正の受付〉	
〔7〕 「最終チェックリスト」（東京都知事許可業者用）	91
〔8〕 申請用紙の入手方法	93
〈経営事項審査申請に必要な書類〉〈経営状況分析申請に必要な書類〉	
〔9〕 補足資料	94
・ 損益計算書（営業利益）	

- ・ 注記表（研究開発費）
- ・ 登録基幹技能者制度について
- ・ 独立監査人の監査報告書（文例）
- ・ 会計参与報告（文例）
- ・ 経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）
- ・ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第3号）
- ・ 建設機械の保有状況一覧表

〔参考資料〕「経営事項審査申請を予定している大臣許可業者の皆様へ」…………… 109

〔1〕経営事項審査とは

1 経営事項審査とは

経営事項審査とは、公共工事（国又は地方公共団体等が発注する建設工事）を発注者から直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査です（根拠条文＝建設業法第27条の23）。

(1) この審査には建設業者の経営規模の認定、技術力の評価、社会性の確認及び経営状況の分析があります。

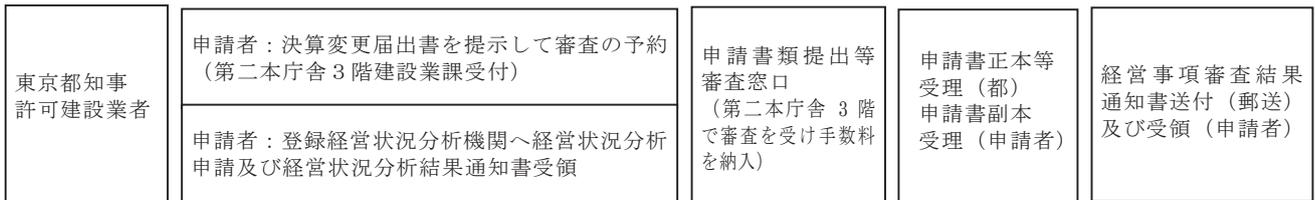
- ① 経営規模の認定（X）
- ② 技術力の評価（Z）
- ③ 社会性の確認（W）
- ④ 経営状況の分析（Y）

を行い客観的評価が付されます（審査項目の内訳は3ページの表を参照）。

(2) 経営事項審査は、申請により行われます（申請は直接御来庁ください）。

(3) 経営事項審査を受ける業種は、建設業の許可が必要です。申請時に建設業の許可を有していても、経営事項審査結果通知書の交付時点で、廃業等により許可がない場合は、経営事項審査結果通知書を交付できません。

* 経営事項審査の流れ



なお、初めて経営事項審査を受審される方は、本説明書をよく読んで、分からない点がありましたら、事前に相談コーナー（2ページを参照）で御相談され、審査時には書類の不備がないようお願いいたします。

2 経営事項審査の申請に当たって

〈経営事項審査申請の種類〉

- ① 「経営規模等評価結果通知書」と「総合評定値通知書」の発行を申請する。
- ② 「経営規模等評価結果通知書」の発行を申請する。
- ③ 「総合評定値通知書」の発行を申請する。

申請は、①から③までの中から申請者が選択しますが、東京都をはじめ国や他の地方公共団体の多くが公共工事の入札参加資格審査において、総合評定値を有していることが条件になっていますので、①を選択してください（6ページを参照）。

〈書類を提出できる方〉

- ① 個人申請者→申請者本人
- ② 法人申請者→当該法人の役員、従業員等
- ③ 行政書士・その補助者（行政書士会会員証又は補助者証持参）、弁護士
（代理申請→委任状を添付し、申請者欄に、申請者と代理人の住所・氏名を併記）

* 申請手続の代理については、他の法律に特段の定めがある場合を除いて、法律で行政書士又

は弁護士に限られています。

〈経営事項審査の審査機関〉

東京都知事許可業者→東京都知事

国土交通大臣許可業者→国土交通大臣

(東京都内に主たる営業所がある許可業者の申請書等は、東京都知事を経由して国土交通省へ送付します。)

〈経営状況分析結果通知書(原本)が必要です。〉

①「経営規模等評価結果通知書」と「総合評定値通知書」を発行、②「総合評定値通知書」の発行を申請する場合には、申請書、請求書に登録経営状況分析機関が発行する「経営状況分析結果通知書」を添付し、経営事項審査の当日必ず持参してください(経営状況分析結果通知書がない場合は、審査を中止し、再度審査の予約をしていただくこともあります。)

〈経営状況分析の登録機関〉

「経営状況分析結果通知書」は国土交通省に登録された「登録経営状況分析機関」に申請してください。「登録経営状況分析機関」は、申請者が選べます(巻頭の一覧を御参照ください)。

最新の登録機関については、国土交通省土地・建設産業局建設業課(電話03-5253-8111)へお問い合わせください。

〈経営事項審査日の予約〉

経営事項審査には、予約が必要です。

直接来庁の上、審査日をお申し込みください。予約の際は、審査対象事業年度の変更届出書(決算)の副本を提示してください(電話による予約はできません)。新設法人等で、新規許可後、決算前に申請する場合は、許可通知書及び許可申請書の副本を提示してください。

なお、予約日の変更・取消しは、建設業課受付(電話03-5321-1111 内線30-691)に午前9時から午後5時までに連絡してください。

予約日当日に変更はできませんので、取消しをして、改めて来庁し、予約をしてください。予約日は余裕をもって予約し、取消し及び変更がないようお願いいたします。また、取消し及び変更をする場合はなるべく早めをお願いいたします。

〈経営事項審査についての一般相談(申請書の書き方等)〉

東京都都市整備局市街地建築部建設業課内「相談コーナー」を御利用ください。相談員(行政書士)が対応します。

「相談コーナー」の御利用時間

月曜～金曜日の午前9時30分～正午、午後1時00分～4時30分

電話による問合せは、間違いの元になりますのでできるだけ来庁し、相談してください。

電話 03-5321-1111 内線 30-657・658・659

〈申請書類の販売〉

(一財)東京都弘済会弘済会アシスト(都民広場地下)

販売時間 午前9時～午後5時 電話 03-5381-6335

〈提出書類に虚偽表示をしたときの罰則〉

6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられる場合があります。(根拠条文=建設業法第50条第1項第4号)。

〈資料の提出、報告〉

「申請に必要な提出・提示書類一覧表」、記載要領に示されていない資料の提出、報告を求めるところがあります。(根拠条文＝建設業法第27条の26第4項)。

〈審査項目の内訳〉

審査項目の内訳		審査機関
①経営規模 (X)	<ul style="list-style-type: none">・完成工事高 (X 1)・自己資本額 (X 2)・利払前税引前償却前利益 (X 2)	(東京都知事許可業者) 東京都知事 (国土交通大臣許可業者) 国土交通大臣
②技術力 (Z)	<ul style="list-style-type: none">・技術職員数・元請完成工事高	
③その他の 審査項目 (社会性等) (W)	<ul style="list-style-type: none">・労働福祉の状況・建設業の営業継続の状況・防災活動への貢献の状況・法令遵守の状況・建設業の経理の状況・研究開発の状況・建設機械の保有状況・国際標準化機構が定めた規格による登録の状況・若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	
④経営状況 (Y)	<ul style="list-style-type: none">・純支払利息比率・負債回転期間・売上高経常利益率・純資本売上総利益率・自己資本対固定資産比率・自己資本比率・営業キャッシュフロー (絶対値)・利益剰余金 (絶対値)	

総合評定値 (P)

経営状況分析 (Y) の結果と経営規模等評価 (X、Z、W) の結果により算出した各項目を総合的に評価するものです。

総合評定値 (P) は、許可行政庁 (東京都) に経営規模等評価 (X、Z、W) の申請をした建設業者から請求があった場合のみ通知します。

3 経営事項審査の申請時期

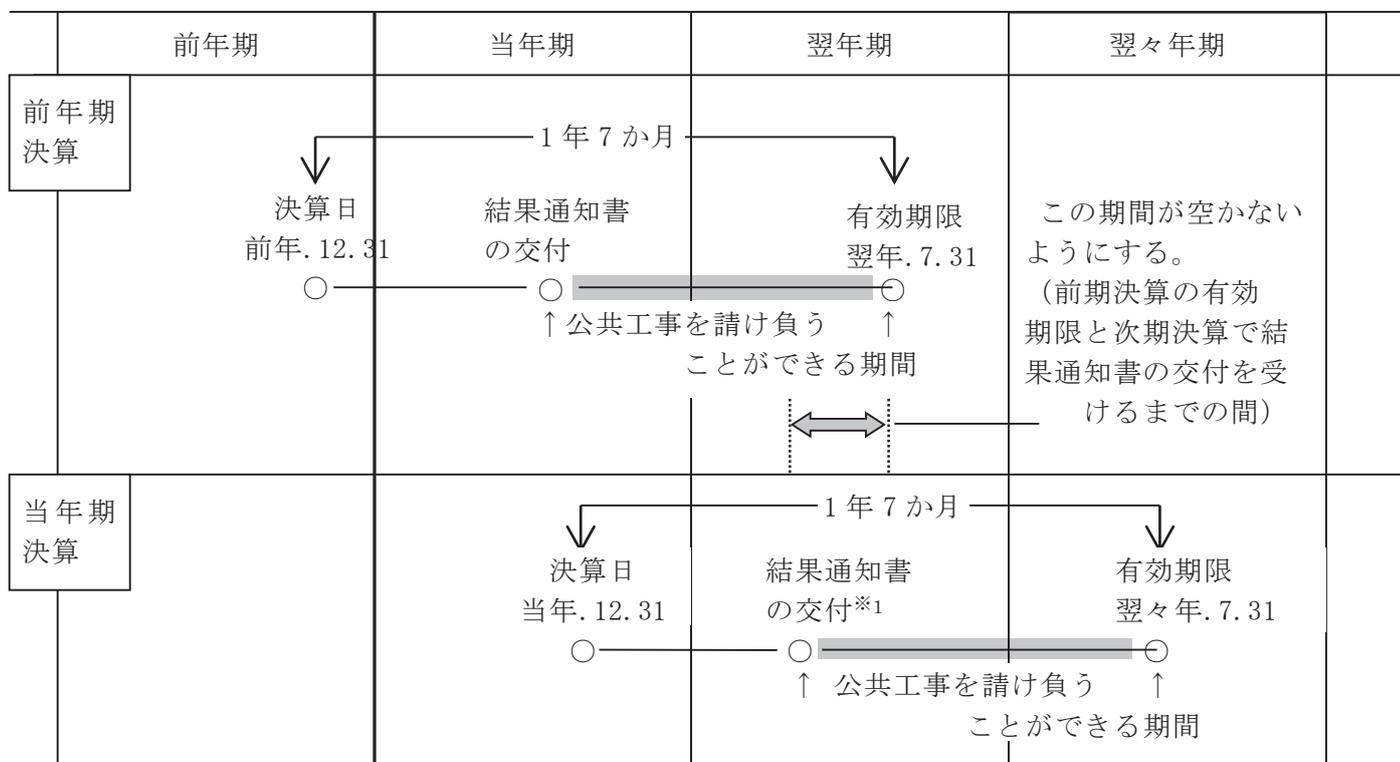
〈申請の時期と注意事項〉

毎年公共工事を発注者から直接請け負うためには、定期的に経営事項審査を受ける必要があります。定期的に経営事項審査を受けるとは、公共工事の発注者と請負契約を締結する日の1年7か月前の日の直後の事業年度終了の日 (決算日。経営事項審査では「審査基準日」) 以降に結果通知書の交付を受けていることをいいます (根拠条文＝建設業法施行規則第18条の2)。

指名競争入札の参加資格審査等に合わせて経営事項審査の申請を行うときは、経営事項審査結果通知書の有効期限が切れることがあるので注意してください。

結果通知書の有効期限が切れると公共工事発注者が作成する指名競争入札用名簿に名前が登載されていても公共工事の請負契約が締結できません。

〔12月決算企業の場合〕



経営事項審査の基準日とは、申請日※2の直前の審査基準日（決算日）です。

例＝12月31日決算の会社申請の考え方→前年12月31日決算に基づく申請は、新たな決算を迎える日（当年12月31日）の前日までに申請することが必要です（新たな決算を迎えた日（当年12月31日）以降はできません。）。

(※1) 結果通知の交付 東京都知事許可業者の結果通知書の交付に要する標準処理期間は、22日（閉庁日を含まない。）です。この期間を過ぎても結果通知書が届かない場合は、建設業指導担当へお問い合わせください。なお、結果通知書の再発行はできませんので、あらかじめ御了承ください。

(※2) 申請日とは、知事許可業者の場合、東京都の審査が終了して申請書を受理された日をいいます。

4 審査当日までの準備

〈申請日までの書類の確認〉

次の項目について確認してください。

(1) 経営状況分析結果通知書があるか

（総合評定値が必要な場合は、経営状況分析結果通知書がないと経営事項審査が受けられませんので、その場合は再度審査の予約を行うことになります。）

(2) 申請に必要な書類の不足はないか、記入漏れはないか、申請書類及び裏付け資料との整合性（金額等）はあるか

(3) 知事許可業者の場合は、事前確認が必要な項目がないか

〈事前確認について〉

事前確認の申請から確認票の交付までの手順

ア 対象となるのは、下の表の確認事項に該当する場合です（任意の場合を含みます。）。

イ 持込期限までに書類（下の表「提示書類」を参照）を建設業指導担当に持参してください。

ウ 建設業指導担当で、提示書類をお預かりします。

※預かり証を交付します。

※お預かりの際に、中身の確認をすることができませんので御了承ください。

エ 確認終了後の連絡先をお知らせください。

オ 提示書類の確認が終了→申請者に事前確認終了の連絡を行います。

カ 申請者は、「預かり証」を持参し、来庁して確認票を受領してください。

※確認票は経営事項審査の審査日に持参してください（提示書類は必要ありません。）。

事前確認項目は次のとおりです。（知事許可業者のみ）

確 認 事 項	提 示 書 類	持 込 期 限
①最初の許可年月日（新規申請（81ページを参照）で、最初に受けた建設業許可通知書を紛失した場合等）	・最初の許可番号が分かる書類	審査日まで
②技術職員数が多い場合（40名を超える場合は必須） 〈技術職員の常勤性及び資格を確認〉 ※「資格検定合格証」等の写しは提出	・「技術職員名簿」正本と副本 ・審査基準日及び申請業種が分かる資料 ・その他必要資料（48ページ以降参照）	審査日のおおむね1か月前まで
③建設機械の保有台数が <u>6台以上</u> の場合	・「建設機械の保有状況一覧表」正本と副本 ・その他必要資料（73ページ以降参照）	
④工事経歴書の裏付け資料の確認作業に時間がかかる場合（ <u>確認対象工事が20件を超える場合は必須</u> ）	・受付印がある「変更届出書」（別紙8）の副本 ・契約書類等（詳細は24ページ以降参照）	

※ 各項目の基準は以上です。複数の審査項目に該当する場合は、複数の項目について事前確認を受けることも可能です。

5 経営事項審査申請に必要な手数料金額と納入方法

〈納入の方法等〉

経営事項審査を申請するためには、下の表に従って手数料を納めなければなりません。

審査項目	経営規模・技術力・その他の審査項目		経営状況分析
許可区分	東京都知事許可業者	国土交通大臣許可業者	全業者
納入先	東京都知事	国土交通大臣	登録経営状況分析機関
納入方法	現金（審査終了後、第二本庁舎3階の手数料受付でお支払いください。）		登録経営状況分析機関が定める方法による。
	収入印紙（郵便局で購入） 「審査手数料貼付書」に貼付する。		
納入金額	手数料一覧表を参照してください。		登録経営状況分析機関が定める金額

〈手数料一覧表〉

手数料一覧表の見方

申請書項番【16】の

対象建設業と同じ業種数→

業種数	種類	手数料（円）
1業種	1	11,000
	2	10,400
	3	600

←経営規模等評価申請と総合評定値請求の手数料

←経営規模等評価の手数料

←総合評定値の請求の手数料

業種数	種類	手数料（円）	業種数	種類	手数料（円）	業種数	種類	手数料（円）	業種数	種類	手数料（円）
1業種	1	11,000	9業種	1	31,000	17業種	1	51,000	25業種	1	71,000
	2	10,400		2	28,800		2	47,200		2	65,600
	3	600		3	2,200		3	3,800		3	5,400
2業種	1	13,500	10業種	1	33,500	18業種	1	53,500	26業種	1	73,500
	2	12,700		2	31,100		2	49,500		2	67,900
	3	800		3	2,400		3	4,000		3	5,600
3業種	1	16,000	11業種	1	36,000	19業種	1	56,000	27業種	1	76,000
	2	15,000		2	33,400		2	51,800		2	70,200
	3	1,000		3	2,600		3	4,200		3	5,800
4業種	1	18,500	12業種	1	38,500	20業種	1	58,500	28業種	1	78,500
	2	17,300		2	35,700		2	54,100		2	72,500
	3	1,200		3	2,800		3	4,400		3	6,000
5業種	1	21,000	13業種	1	41,000	21業種	1	61,000	29業種	1	81,000
	2	19,600		2	38,000		2	56,400		2	74,800
	3	1,400		3	3,000		3	4,600		3	6,200
6業種	1	23,500	14業種	1	43,500	22業種	1	63,500			
	2	21,900		2	40,300		2	58,700			
	3	1,600		3	3,200		3	4,800			
7業種	1	26,000	15業種	1	46,000	23業種	1	66,000			
	2	24,200		2	42,600		2	61,000			
	3	1,800		3	3,400		3	5,000			
8業種	1	28,500	16業種	1	48,500	24業種	1	68,500			
	2	26,500		2	44,900		2	63,300			
	3	2,000		3	3,600		3	5,200			

6 「経営事項審査」当日の進め方

予約時間に遅れないよう御来場ください。遅れた場合は審査の順序を変更する場合があります。

- ① 予約時間までに待合用椅子に着席してお待ちください。
- ② 担当が呼びますので審査を受けてください。
- ③-1 **審査（受付）終了の場合**
 - ・ 次ページを御参照ください。
- ③-2 **再来となった場合**
 - ・ 提示書類等に不備があり審査が終了しなかった場合は、再来としてもう一度審査を受けていただきます。再来は予約不要です。審査時に渡された補正票を参照して、来庁してください。
- ④ 審査を円滑に行うため、必要書類を事前に整理し、審査を開始したら、速やかに書類等を提出及び提示ができるようにしておいてください。また、申請書類の記載事項について、確認資料と、どこに記載があるかなどを求めますので、該当部分に付箋などをして、質問をされたら、速やかに回答（提示）できるようにしておいてくださるよう、お願いします。
- ⑤ 審査の同時時間帯に、申請手続の代理を複数（複数の会社を代理申請）する場合は、審査日に対応できる方が複数で来庁されるなどして、審査が円滑に進むようお願いいたします。

＜審査を受けるときの注意事項＞

- ① 申請には、申請内容を十分に把握している方がお越しくください。
- ② 審査中に大声を張り上げる等、審査の妨げになるような行為があった場合は、直ちに審査を中止し退席していただくことがあります。

- 注意 ① 「申請書類」、「経営状況分析結果通知書」がない場合は、審査をその場で中止し、新たに審査の予約をしていただくこととなりますので御注意ください。
- ② ①のほか書類の不備が多数あり再来で対応できない場合は、予約の取り直しをお願いすることがあります。
 - ③ 審査が終了し申請書の受理後は、申請書の内容の変更はできませんので、御注意ください。

7 経営事項審査の結果の公表

公表内容は、経営事項審査の申請者に交付している結果通知書と同様です。

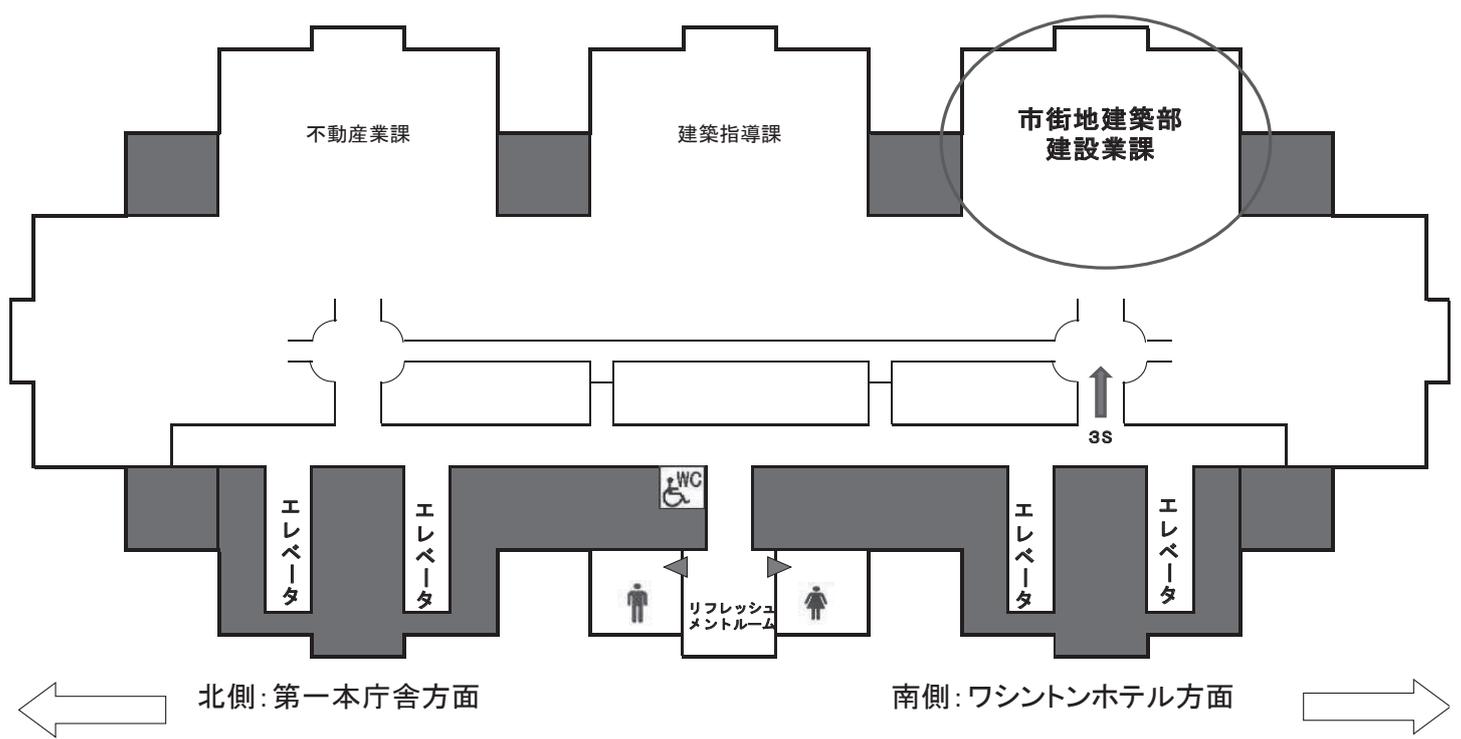
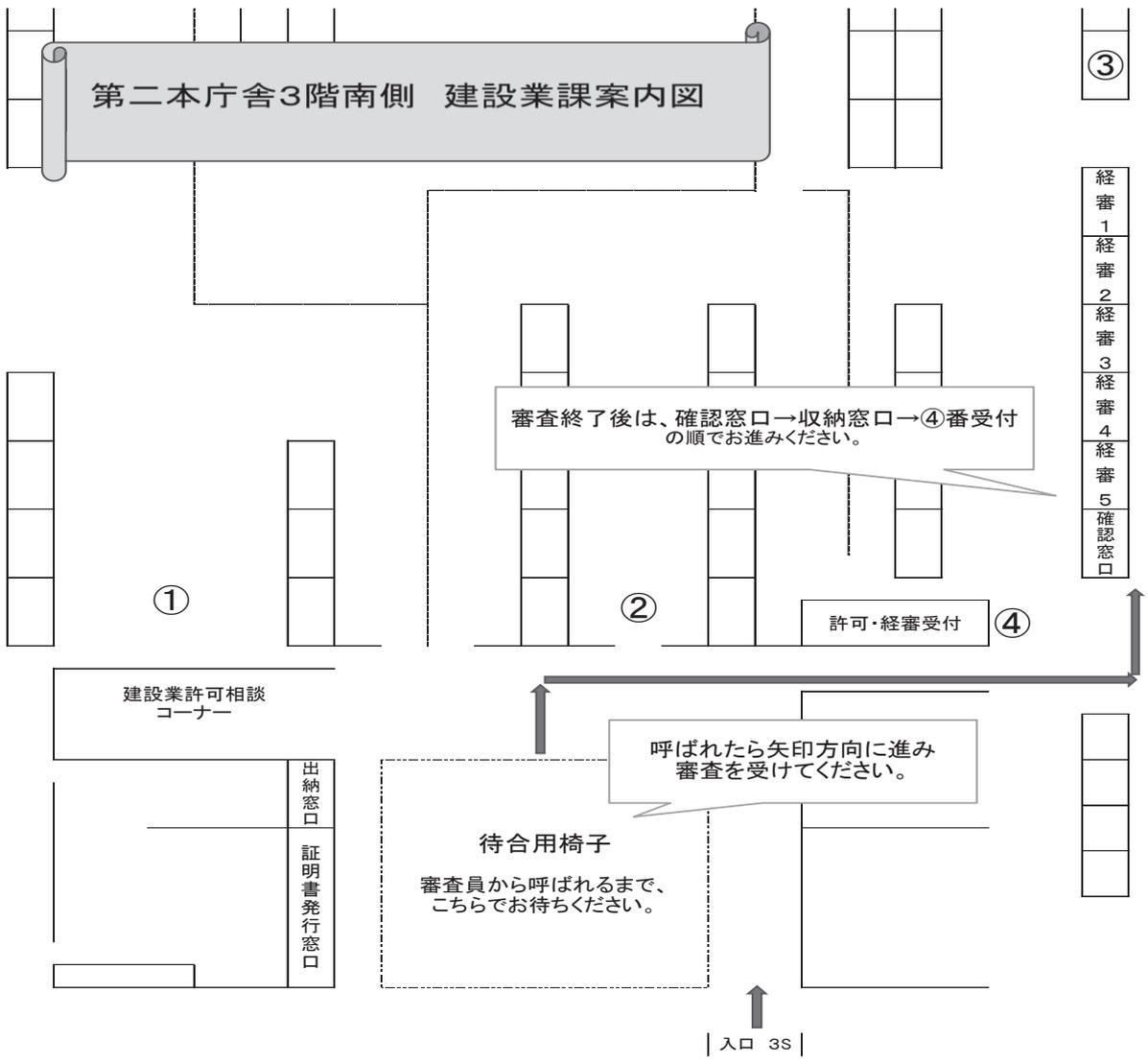
公表の方法は**閲覧とインターネット**で行います。

① インターネットによる公表

- ア 公表機関：（一財）建設業情報管理センター（お問合せ先電話03-5565-6236）
- イ 公表対象：全国の許可建設業者
- ウ アドレス：<http://www.ciic.or.jp/>

② 閲覧による公表

- ア 公表機関：東京都（お問合せ先：建設業課建設業指導担当
電話03-5321-1111、内線30-681・682）
- イ 公表対象：東京都知事許可の建設業者
- ウ 閲覧場所：都民情報ルーム（コピー可。都庁第一本庁舎3階）
- エ 曜日：月曜日から金曜日まで（祝日・土曜日・日曜日、年末年始その他東京都が特に定める日を除きます。）
- オ 時間：都民情報ルーム：9：00～17：00



〔2〕 経営事項審査申請書等の作成要領

1 申請書の記入について

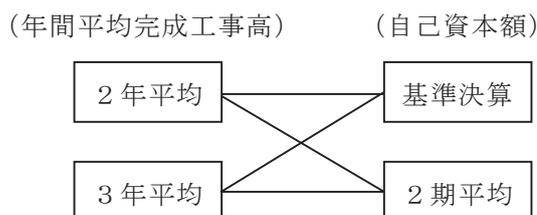
〈申請書記入上の注意〉

記載前に本手引に添付されている「記載要領」をよく読んで記入してください。

申請書に記載する内容は、原則として審査基準日（決算日）現在の状況を記入してください。（ただし、申請時現在の状況を記載する項目もあります。次ページ以降を参照してください。）

項目により下の図のように選択する項目があります。

（申請者が有利となる項目をそれぞれ選択し、組み合わせることができます。）



2 提出書類の作成

〈申請書の記入方法とつづり方〉

正本はボールペン等、容易に消えない耐性のあるものでカラムの中に見やすく記入してください（パソコン作成可）。鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。

〈申請書のつづり方の順番〉

正 本（都受付用）

上から①②③…⑨⑩の順に並べて、申請書の左上側一箇所をステープラ（ホチキス）で留めてください。なお、⑦～⑩（添付書類）については、該当する場合のみ添付してください。

- ① 経営事項審査確認書（78ページ参照）
- ② 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書（正本）（12ページ参照）
- ③ 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（正本）（21ページ参照）
- ④ その他の審査項目（社会性等）（正本）（63ページ参照）
- ⑤ 技術職員名簿（正本）（42ページ参照）※合格証明書等の写しは別とじで提出
- ⑥ 経営状況分析結果通知書（正本）

添付書類

- ⑦ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（107ページ参照）
- ⑧ 建設機械の保有状況一覧表（108ページ参照）
- ⑨ 工事経歴書（経営事項審査受審用の記載要領を満たしたものを添付しなかった場合又は新規許可、許可業種の追加をした場合に必要です。詳細は、32ページ参照）
- ⑩ 経理処理の適正を確認した旨の書類（正本）（102ページ参照）

副 本（申請者返却用）

副本の内容が正本と異なることを防止するため、副本は正本②～⑤、⑦～⑩までをコピーし、左上側一箇所をステープラ（ホチキス）で留めてください。

〈提示書類の準備について〉

提示書類は、79ページの[3]「申請に必要な提出書類一覧」の「2 裏付け資料」⑩以降の数字の順番に並べて、審査時にすぐ提示できるように準備してください。また、ファイリングしている場合は、必要な書類だけファイルから外しておいてください。

提示書類は特に明示がない場合は、原本提示です。

経営規模等評価申請書

総合評定値請求書

[注意事項]

申請書（帳票）に記載する方法の解説は〈経営規模等評価申請書、総合評定値請求書の書き方〉のページを参照してください。

申請書（帳票）の○数字は、〈経営規模等評価申請書、総合評定値請求書の書き方〉の○数字に対応しています。

経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価再審査申立書~~ ①
総合評定値請求書

令和 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

② ~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
東京都知事 殿

③ 東京都新宿区西新宿2-8-1

株式会社 ジャパン建設

代表取締役 丹下一平 印

申請者

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日	-

申請時の許可番号	02	大臣 知事 コード 13	国土交通大臣 東京都知事 許可 (一般)	31	第 1999999 号	許可年月日	01	年 05	月 31	日
前回の申請時の許可番号	03	大臣 知事 コード	国土交通大臣 知事 許可 (一般)		第 号	許可年月日		年		月 日

審査基準日	04	平成 31	年 03	月 31	日	⑧	前回の経営事項審査と許可番号が異なる場合に記入。同じ場合は空欄
-------	----	-------	------	------	---	---	---------------------------------

申請等の区分	05	1	⑨
処理の区分	06	00	⑩
法人又は個人の別	07	1	⑪ (1.法人)
資本金額又は出資総額		10,000	⑫ (千円)
法人番号		8000020130001	⑬

商号又は名称のフリガナ	08	ジャパケンセツ	⑭
-------------	----	---------	---

商号又は名称	09	(株) ジャパン建設	⑮
--------	----	------------	---

代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	タンゲ イツペイ	⑯
-----------------	----	----------	---

代表者又は個人の氏名	11	丹下一平	⑰
------------	----	------	---

主たる営業所の所在地市区町村コード	12	13104	⑱
-------------------	----	-------	---

主たる営業所の所在地	13	西新宿2-8-1	⑲
------------	----	----------	---

郵便番号	14	163-8001	⑳
電話番号		03-5321-1111	㉑

許可を受けている建設業	15	21	⑳ (1.一般) ㉑ (2.特定)
-------------	----	----	-------------------

経営規模等評価対象建設業	16	9	㉒
--------------	----	---	---

自己資本額 項番 1 7 3 5 10 13 (千円) 2 (1. 基準決算) (2. 2期平均) ⑳

2期平均を選択した場合のみ記入

基準決算	7 7 0 0 2 (千円)
直前の審査年度	0 8 0 6 2 6 (千円)

利益額 (2期平均) 項番 1 8 3 5 10 13 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額 ⑳

利益額の2期平均 (下の表の4つの数字を合計して2で割った額) を記入 (千円未満切り捨て)

マイナスの場合は、「△」ではなく、「-」を記入

審査対象事業年度	審査対象事業年度の	前審査対象事業年度	
営業利益	-3 7 0 2 3 (千円)	営業利益	1 2 0 7 8 (千円)
減価償却実施額	2 6 0 6 6 (千円)	減価償却実施額	0 0 6 2 (千円)

経営状況分析結果通知書に、参考値として記載されている営業利益、減価償却実施額を記入。ただし、決算期変更 (計算方法は19ページを参照)、連結決算、合併・会社分割等を行った場合を除く。

技術職員数 「技術職員名簿」に記載された技術職員の合計数 項番 1 9 3 5 (人) ㉑

登録経営状況分析機関番号 項番 2 0 3 5 0 0 0 0 1 ㉒

経営状況分析を受けた機関の名称

一般財団法人 建設業情報管理センター

工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目 (社会性等) については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	年 月 日
再審査を求めめる事項	再審査を求めめる理由
㉓	

連絡先 総務課 ⑳
所属等
ファックス番号 03-5321-1356

氏名 丹下 貞雄

電話番号 03-5321-1111

記載要領

- 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、
「地方整備局長」「国土交通大臣」「一般
北海道開発局長、知事」及び「特」については、不要のものを消すこと。
- 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 太線の枠内には記入しないこと。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲建設業□□のように左詰めで記入すること。
- 02「申請時の許可番号」の欄の「大臣 知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 03「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 04「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が平成15年3月31日であれば、15年03月31日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 05「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 06「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成15年10月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成15年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で平成16年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成15年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成15年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成16年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（平成16年3月31日）より前の日（平成15年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

22 19 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

23 20 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば0001のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に対応できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（1）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（2）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

〔 * ○の中の数字は、本様式の○の中の数字と対応します。以下他の様式も同様です。 〕
例：本様式中の①は、書き方の①に対応します。

〈経営規模等評価申請書、総合評定値請求書の書き方〉

① 「経営規模等評価申請書」と「総合評定値請求書」が必要なときは、「経営規模等評価再審査申請書」を二重線で消してください。その他は記載要領を参照してください。

「申請書類」及び「経営状況分析結果通知書」がない場合はその場で審査を中止し、再度審査の予約をしていただくこととなりますので御注意願います。

② 知事許可は東京都を記載し、地方整備局長と北海道開発局長を二重線で消してください。

③ 本店所在地、会社名、代表者名（事業主名）を記入してください。法人は法務局に登録している代表者印、個人は実印を押印してください。

代理人による申請の場合は、会社名の下に代理人の住所、氏名、電話番号を記入し、職印を押印の上、申請書の最後に委任状を添付してください。

④ 申請時に有効な許可番号を記入してください。東京都知事コードは「13」です。

⑤ 申請時に有効な許可年月日を記入してください。二つ以上ある場合は、申請時に有効な許可のうち一番古い許可年月日を記入してください。

⑥ 廃業や国土交通大臣・他都道府県知事から許可換えをした場合等で、今回の申請時に有効な許可番号が前回の経営事項審査申請時のものと異なるときは、前回の許可番号等を記入してください。許可番号が同じとき（更新により、許可年月日が変わるとき等）は空欄です。

⑦ 許可番号の変更がない場合は、空欄です。

④～⑦の裏付け資料→建設業許可申請書（副本）、建設業許可通知書（建設業許可証明書）及び、建設業許可取得後、名称、住所等の建設業許可に関する変更があった場合は、その変更届（副本）の全てが必要です。

⑧ 申請時の直前の決算日を記入してください。

⑧の裏付け資料→決算報告（変更届出書）

⑨ 「経営規模等評価申請書」と「総合評定値請求書」が必要な場合は、「1」を記入してください。その他の場合は、記載要領を参照してください。

⑩ 処理の区分の欄で、左側二つのカラムは、決算時期により記載要領9のコードを記入してください。

12か月ごとに決算を完結する通常の場合は、「00」を記入してください。

右側二つのカラムは、合併、譲渡、外国企業等のとき記入してください。記載要領別表（2）のコードを参照し記入してください。・・・通常の場合は、空欄です。

⑪ 申請時現在に建設業許可を法人で受けているときは「1」、個人は「2」を記入してください。

⑫ 申請者が株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入してください。申請者が個人の場合には、記入しないでください。また、審査基準日ではなく、申請日現在の金額を記入してください。

⑫の裏付け資料→建設業許可申請書（副本）

（許可取得後、資本金額又は出資金額に変更があった場合）変更届出書（副本）

⑬ 申請者が法人の場合に当該法人番号を記入してください。

⑬の裏付け資料→決算報告（変更届出書）又は前回の経営事項審査申請書（副本）

法人番号の記載がない場合は、法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイト (<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>)で検索された画面コピー

- ⑭ (株)、(有)など法人の種類を表す文字を除いた会社名をカタカナで記入してください。濁音、半濁音は一つのカラムに記入してください。屋号登記をしていない個人事業主は姓と名を1カラム空けてください。中点「・」は記入しないでください。
- ⑮ 申請時現在の状況を記入してください。屋号登記をしていない個人事業主は姓と名を1カラム空けてください。
- ⑯ カタカナで記入してください。濁音、半濁音は1つのカラムに記入してください。姓と名の間は1カラム空けてください。
- ⑰ 申請時現在の状況を記入してください、姓と名の間は1カラム空けてください。
- ⑱ 77ページの東京都区市町村コード表を参照して記入してください。
- ⑲ 申請日現在の状況を記入してください。都道府県名、区市町村名は省略してください。
- ⑳ 申請日現在の状況を記入してください。郵便番号を記入してください。
- ㉑ 申請日現在の状況を記入してください。局番と番号の間は「-」でつないでください（左詰めで記入してください）。

⑲～㉑「登記上の住所と実際に営業所のある所在地が異なる」場合は、実際に営業所のある所在地の住所、郵便番号、電話番号を記入してください。

- ㉒ 申請時に有効な建設業許可が「一般建設業」の場合は「1」を、「特定建設業」の場合は「2」を記入してください。

*申請時に廃業している業種は空欄となります（廃業届の副本を提示してください）。

⑨～⑩、⑫～㉒の裏付け資料→建設業許可申請書（副本）及び建設業許可通知書（建設業許可証明書）

- ㉓ 評価対象とする業種に「9」を記入してください。審査手数料、工事種類別完成工事高の業種の数と一致します。
- ㉔ 審査対象「1. 基準決算」、「2. 2期平均」は申請者が選択できます。

審査対象「1」を選択した場合は、左側のカラムに右詰めで千円未満を切り捨てて記入してください。審査対象「2」を選択した場合は、右側のカラムに右詰めで千円未満を切り捨てて今期の自己資本額を上段に前期の自己資本額を下段に記入してください。左側のカラムには右側の上段、下段のカラムの平均を右詰めで千円未満を切り捨てて記入してください。**金額がマイナスのとき数字の先頭に付ける記号は、「△」ではなく、「-」としてください。**

㉔の裏付け資料→経営状況分析結果通知書、決算報告（変更届出書）及び前回の経営事項審査申請書（副本）。建設業許可新規申請後の初めての経営事項審査で、2期平均を選択する場合は、前期分の自己資本額を確認するため、経営状況分析機関に提出した、前期分の財務諸表も提示してください。

- ㉕ 営業利益と減価償却実施額の合計額の**2期平均**を記入してください（千円未満は切捨て）。

㉕の裏付け資料→

ア 営業利益＝「経営状況分析結果通知書」。同通知書記載の参考値により確認します。参考値が記載されていない場合（連結決算の場合など）は、財務諸表の様式第16号の損益計算書

イ 減価償却実施額＝「経営状況分析結果通知書」。同通知書記載の参考値により確認します。参考値が記載されていない場合（連結決算の場合など）は、法人税確定申告書一式（写しで結構です。）

* 法人税確定申告書を持参する場合は、別表16(1)(2)等のうち該当する表（別表を有しない場合は、これに準じた「当期減価償却実施額」を確認できる書類＝登録経営状況分析機関に提出した書類）の該当箇所に付箋を貼付する等して、審査時に速やかに該当部分を提示できるようにしておいてください。

なお、減価償却実施額は、当該書類の当期償却額等の総合計額の千円未満を切り捨てた額と一致します。

ウ 決算期を変更した場合（6月決算から12月決算に変更した場合など）の営業利益及び減価償却実施額について

決算期を変更した場合の営業利益・減価償却実施額は「経営状況分析結果通知書」の参考値と一致しない部分があります（前期分は換算されていません。）ので、29ページの「決算期の変更を行ったときの完成工事高の算出方法」を参照して、数値を記入してください。その際に、計算式を余白に記入するか任意の様式に記入して提出してください。

エ 「経営状況分析結果通知書」に参考値が記載されていない場合（一部の記載がない場合も含まれます。）や裏付けとして参考値を使用しない場合は、財務諸表や法人税確定申告書は**審査対象事業年度分と審査対象事業年度の前審査対象事業年度分の2期分が必要となります。**

②⑥ 技術職員の数は、技術職員名簿の数と一致します。

技術職員については、技術職員名簿で必ず御確認ください。

なお、技術職員は常勤でなければなりません。常勤等の裏付け資料については、49ページの「技術職員等の加点対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料」などで必ず御確認ください。

②⑦ 「経営状況分析結果通知書」を参照して右詰めで記入してください。空カラムには「0」を記入してください。

②⑧ 経営規模等評価申請、総合評定値請求では記入しないでください。

②⑨ 会社の担当者の連絡先を記入してください。提出を代行する方は、連絡先欄下の余白に住所、氏名及び連絡先を明記してください。

〈新規に会社を設立し建設業許可を取得したが、最初の決算日が到来していないときの記入方法〉

⑧ 「審査基準日」は会社が成立した日、開業した日を記入してください。

〈新規に会社を設立し建設業許可を取得し、最初の決算日が審査基準日の場合の記入方法〉

②⑤ 「利益額」は、審査対象事業年度の営業利益+減価償却実施額を2で割った数字を記入してください。前審査対象事業年度の営業利益・減価償却実施額は「0」を記入してください。

〈海外子会社の経営実績の評価〉

建設業者の海外進出意欲の醸成を図る観点から、親会社及び海外子会社合算の②④利益額、②③自己資本額が評価対象となりました。評価に当たっては、国土交通省に対して国土交通大臣の認定申請を行い、認定後に、許可行政庁が審査することとなります。

工事種類別完成工事高

工事種類別元請完成工事高

[注意事項]

申請書（帳票）に記載する方法の解説は〈工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高の書き方〉を参照してください。

申請書（帳票）の○数字は、〈工事種類別完成工事高の書き方〉の○数字に対応しています。

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

24ページを参照

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 ② 自 28年04月 至 30年03月 ③ 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 29年4月～30年3月 ④ 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 28年4月～29年3月 ⑤	審査対象事業年度 自 30年04月 至 31年03月 ⑥ ⑦ 計算基準の区分 2 (1.2年平均) 2.3年平均 ①		
業種コード 32010	完成工事高(千円) 556242	元請完成工事高(千円) 556242	完成工事高(千円) 374090	元請完成工事高(千円) 374090
工事の種類 ⑧ 土木一式工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 260,110 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 852,375	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 260,110 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 852,375		
業種コード 32011	完成工事高(千円) 290000	元請完成工事高(千円) 290000	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0
工事の種類 P C 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 130,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 450,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 130,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 450,000		
業種コード 32170	完成工事高(千円) 100000	元請完成工事高(千円) 40000	完成工事高(千円) 40000	元請完成工事高(千円) 10000
工事の種類 塗装工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 50,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 150,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 20,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 60,000		
業種コード 32220	完成工事高(千円) 543480	元請完成工事高(千円) 150000	完成工事高(千円) 227100	元請完成工事高(千円) 50000
工事の種類 電気通信工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 372,389 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 714,571	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 100,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 200,000		
業種コード 33	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0
工事の種類 ⑭ その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		
業種コード 34	完成工事高(千円) 1489722	元請完成工事高(千円) 036242	完成工事高(千円) 641190	元請完成工事高(千円) 434090
合計 ⑮				

左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入

左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入

審査対象業種は実績なしでも「0」を記入

財務諸表の完成工事高と一致

項番32と33の合計(切り捨て後の額)と一致。ただし、法面処理・PCなどの内訳業種は、合計額に含めません。

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1) 12か月ごとに決算を完了した場合
(例) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
自平成15年04月 ～ 至平成16年03月
 - (2) 6か月ごとに決算を完了した場合
(例) 平成15年10月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
自平成15年04月 ～ 至平成16年03月
 - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合
(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成15年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で平成16年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
自平成15年04月 ～ 至平成16年03月
(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成15年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成15年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
自平成15年01月 ～ 至平成15年12月
 - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
(例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成16年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自平成15年10月 ～ 至平成16年03月
 - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
(例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（平成16年3月31日）より前の日（平成15年11月1日）に申請するとき
自平成15年10月 ～ 至平成00年00月
- 3 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。
なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。
「完成工事高」の欄は、 で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土 木 一 式 工 事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機 械 器 具 設 置 工 事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼 構 造 物 工 事	210	熱 絶 縁 工 事
020	建 築 一 式 工 事	111	鋼 橋 上 部 工 事	220	電 気 通 信 工 事
030	大 工 工 事	120	鉄 筋 工 事	230	造 園 工 事
040	左 官 工 事	130	ほ 装 工 事	240	さ く 井 工 事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	し ゆ ん せ つ 工 事	250	建 具 工 事
051	法 面 処 理 工 事	150	板 金 工 事	260	水 道 施 設 工 事
060	石 工 事	160	ガ ラ ス 工 事	270	消 防 施 設 工 事
070	屋 根 工 事	170	塗 装 工 事	280	清 掃 施 設 工 事
080	電 気 工 事	180	防 水 工 事	290	解 体 工 事
090	管 工 事	190	内 装 仕 上 工 事		

- 5 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。
- 6 「合計」の欄は、完成工事高においては、 及び に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。
- 7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。
- 8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えばのように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

〈完成工事高（帳票）の書き方〉

- ① 「計算基準の区分」は申請者が選択してください。
「2年平均」は「1」、「3年平均」は「2」を記入してください。例題は3年平均を選択した場合です。
- ② 「2年平均」を選択したときは、前審査対象事業年度の期首の年月を記入してください。
「3年平均」を選択したときは、前々審査対象事業年度の期首の年月を記入してください。
- ③ 前審査対象事業年度の終了の年月を記入してください。
②～③は年月を二桁ずつ続けて記入してください。
- ④ 前審査対象事業年度の期間を記入してください。
- ⑤ 前々審査対象事業年度の期間を記入してください。
- ⑥ 審査対象事業年度の期首の年月を記入してください。年月を2桁ずつ続けて記入してください。
- ⑦ 審査対象事業年度の終了の年月を記入してください。年月を2桁ずつ続けて記入してください。
用紙が2枚以上になるときは、2枚目以降は①～⑦の記入は不要です。
- ⑧ 「20001」様式の「経営規模等評価等対象建設業（項番16）」で「9」を記入した業種と同じ業種名を記入してください。
建設業許可29業種のうち土木一式工事、とび、土工、コンクリート工事、鋼構造物工事の3業種は内訳業種も記入してください（26ページの〈内訳のある業種について〉を参照）。
内訳業種の完成工事高がない場合であっても必ず記入してください。
なお、⑯の合計には内訳業種は含みません。
- ⑨ 26ページの業種コード一覧表から記入してください。
- ⑩ 「2年平均」を選択した→前審査対象事業年度の完成工事高を記入してください（完成工事高計算表への記入は不要です）。
「3年平均」を選択した→「完成工事高計算表」の前審査対象事業年度の完成工事高と前々審査対象事業年度の完成工事高の平均金額（消費税抜きの金額を千円未満切捨て）
裏付け資料→前回審査した「経営事項審査申請書」
- ⑪ 完成工事高のうち、元請完成工事高を記入してください（元請完成工事高がない場合は、「0」を記入してください）。
* 元請け工事＝発注者から直接請け負った建設工事をいいます。以下同様です。
記入方法は、⑩と同様です。
裏付け資料→「直前3年の各事業年度における工事施工金額」が添付されている変更届出書（決算）。事業年度ごと（2年平均は2期分、3年平均は3期分）に必要です。また、前事業年度に基づく経営事項審査を受けている場合は、前回の経営事項審査申請書を併せて提示してください。
- ⑫ 審査基準日で決算した完成工事高を記入してください（消費税抜きで千円未満を切捨て）。
完成工事高は一部専門工事から一式工事へ、一部専門工事間で振り替えることができます（27ページの〈完成工事高の業種間の振替〉を参照）。
一請負契約の建設工事の完成工事高を分割計上、二重計上はできません。
裏付け資料→工事経歴書が経営事項審査受審用の記載要領を満たしたものを添付した変更届出書（決算）の副本と、契約書類
* 契約書について：ア～エの契約書類等（写しで結構です。）は工事経歴書に記載された工事のうち、審査対象業種ごとに記入順で上段から5件とします。

ア 契約書（JV工事の場合は、出資比率が分かる協定書も必要です。）

イ 契約書がない場合は、「注文書と請書」（工事件名、工事内容、請負金額、工期、契約者名が記載されていることが必要です。）

ウ 注文書、請書がない場合は、請求書と入金額等が確認できる預金通帳等

エ 単価契約の裏付け資料→契約書+請求書等（+一覧表）+入金資料等（28ページの〈単価契約の資料について〉を参照）

オ 請書しかない場合は入金確認資料も必要です。また、経営事項審査で、請書・請求書を確認資料とする予定の方は、コピーを取り、保管しておいてください。

カ 新規許可、許可業種の追加をしたとき→審査対象事業年度及び前（前々）審査対象事業年度に建設業許可がない期間がある場合で完成工事高を記入するときは、各年度及び各業種ごとに全件の工事が記載された工事経歴書を作成の上2部（正本、副本）提出してください（完成工事高が「0」の場合は不要です。）。

* 建設業法第19条の規定により、請負契約の当事者は法で定められた事項が記載及び記名押印された書面を相互に交付しなければならず、また、建設業法第40条の3及び建設業法施行規則第26条で、建設業者は法令で定められた事項が記載された帳簿を備え付け、帳簿に前記の書面などを添付し、建設業法施行規則第28条に定められた期間（5年間。なお、平成21年10月1日から新築住宅に係る場合は10年間）保存しなければなりません。また、契約金額などを変更する場合は、事前に契約変更をしなければなりません。

⑬ 完成工事高のうち、元請完成工事高を記入してください（元請完成工事高がない場合は「0」を記入してください。）。

裏付け資料→審査対象事業年度の変更届出書（決算）（金額は「直前3年の各事業年度における工事施工金額」と一致します。）、契約書類

* 業種ごとの完成工事高（元請完成工事高）は、事業年度ごとの「直前3年の各事業年度における工事施工金額」及び工事経歴書の合計に一致します（一式工事に振り替えた場合は、振替元の総合計額に一致します。）ので必ず事前に御確認ください。

⑭ 経営規模等評価対象建設業種以外で建設業許可を受けた建設工事の完成工事高と許可を受けないで営む建設業に関わる建設工事の完成工事高の合計額

⑮ 該当箇所には○を付けてください。「有」は減額変更前の契約額で評価します。

ページが2枚以上になる場合は、各ページに記入してください。

裏付け資料→契約後VEにより契約額が減額となった証明

* 契約後VEとは、契約締結後、受注者が自主的に工事内容を見直し、工事目的物の機能・性能等を低下させることなく、契約金額の低減を可能とする施工方法等の代替案を提案する制度です。

⑯ 項番32及び33に記入した工事高の合計額を記入してください（PCなどの内訳業種は含みません。）。

用紙が2枚以上になる場合「その他」、「合計」は最終ページに記入してください。

裏付け資料→消費税確定申告書控え（原本）及び消費税納税証明書その1（原本）

（※免税の場合は、免税であることが分かる書類を提示してください。）

*** 消費税確定申告書控え（原本）及び消費税納税証明書その1（原本）との確認について**

ア 完成工事高が、消費税確定申告書の課税標準額を上回る場合は、完成工事高が正しくない場合があります、その説明を求めますので、答えられるようにしておいてください（なるべく、その理由を記載したメモ等の資料を提示してください。）。また、売上高が課税標準額を上回る場合においても、説明を求めますので、答えられるようにしておいてください。

完成工事高が誤っていた場合等の例：

a 完成工事高を税込みで処理していた。 b 不動産売買等の収入を完成工事高に含んでいた。
c 修正後の申告書を提示していなかった。なお、a・bの場合などは、経営状況分析を再度申請する必要があります。

イ 消費税確定申告書（控）における差引き税額（⑨欄）と地方消費税の納税額（⑳欄）の合計が、当該証明書に記載された当該営業年度の納付すべき税額と一致していない場合は、その理由を求めますので、回答できるようにしておいてください。

〈業種コード一覧表〉

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート 構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート 工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

〈内訳のある業種について〉

下の表の左側業種については右側業種が内訳です。工事实績がなくても必ず記入してください。

内訳のある業種の一覧

業種名	(業種コード)	内訳業種名	(業種コード)
土木一式工事	(010)	PC工事	(011)
とび・土工・コンクリート工事	(050)	法面処理工事	(051)
鋼構造物工事	(110)	鋼橋上部工事	(111)

〈完成工事高の業種間の振替〉

土木工事、建築工事として発注されている工事の中には工事の内容が建設業法の工事種別で分類すると専門工事として分類されることがあります。このような場合は、決算報告（変更届出書）の工事経歴書は専門工事に計上し、工事種類別完成工事高を一式工事として計上します。これを一部専門工事の完成工事高を一式工事の完成工事高への振替といいます。

振替ができる専門業種は下の表のとおりです（振り替えた場合は、余白に専門工事の内訳を記載してください）。

なお、振替元、振替先の業種には申請時に建設業の許可が必要です。

振替先の一式工事	←	振替元の専門工事
土木一式工事	←	とび、石、タイル、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設 (以上の専門工事は専門工事相互の振替はできません。)
建築一式工事	←	大工、左官、とび、屋根、タイル、鋼構造物、鉄筋、板金、 ガラス、塗装、防水、内装、建具、解体 (以上の専門工事は専門工事相互の振替はできません。)

下の表の専門工事の完成工事高は、相互に関連があるため専門工事相互間の完成工事高の振替ができます。このような場合は決算報告（変更届書）の工事経歴書は振替元専門工事に計上し、工事種類別完成工事高を振替先専門工事として計上します。これを専門工事間の完成工事高の振替といいます。振替ができる専門業種は下の表のとおりです。

なお、振替元、振替先の業種には申請時に建設業の許可が必要です。

専門工事（振替先（振替元））	←（→）	専門工事（振替元（振替先））
電気	←（→）	電気通信
管	←（→）	熱絶縁
管	←（→）	水道施設
とび	←（→）	石
とび	←（→）	造園

〈「完成工事高の振替」注意事項〉

- ア 完成工事高の振替は申請者が選べます。
- イ 振替元の業種の組合せは申請者が選べます。
- ウ 振替元の業種は審査対象業種として申請することはできません。
- エ 発注者によっては振替先の業種で経営事項審査を受けたとみなさないところがあり、公共工事の入札に参加できないことがあります。
- オ 経営事項審査の完成工事高の振替を認めているか発注者に確認してください。
- カ 振り替える場合は、振替元の業種の全ての完成工事高となります（一部振替はできません）。
- キ 今回受ける経審の中で、事業年度ごとに振替先を変えることはできません。
- ク 裏付け資料→振替元の専門工事の契約書、注文書と請書等

〈はじめて経営事項審査を受けるときの前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度の完成工事高〉

- ⑩ 新規申請で前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度の完成工事高
裏付け資料→前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度の決算報告（変更届出書）
- ⑪ 24ページの〈完成工事高（帳票）の書き方〉を参照

〈建設業法で定義している「建設工事と建設業の種類」が契約書等の工事件名では分からない場合〉

「〇〇改修工事」などの工事件名で発注される工事は、外壁修繕工事、外壁塗装工事、内装工事など多岐にわたっています。このような場合は、工事内訳書、見積書など工事の具体的な内容が確認できる資料も提示してください。

〈一つの工事発注で工事を完成するために二業種以上の工事を行う場合について〉

「外壁塗装工事」などは外壁の塗装工事を完成するために塗装工事と防水工事などの複数の業種の工事を行うことがあります。このような場合は、原則的に発注者がどの業種の完成を目的として工事を発注したかを考えて工事種類を一業種に一括した金額で工事経歴書に計上してください。提示書類には工事内訳書、見積書など工事の具体的な内容が確認できる資料も必要になります。

工事種別の分類が不明の場合は、経営事項審査前に建設業課審査担当へ相談してください。

事前相談の資料→契約書、発注書+工事内訳書又は見積書（工事内容が確認できる資料）

〈単価契約の資料について〉※元請の公共工事。単価契約と同様の発注指示・支払方法の契約を含む。

単価契約書には発注限度額しか記載がありません。工事経歴書1件に記入する請負金額は、その契約において、受注者の決算期内に売上として計上した請求額の累計金額です。請求書等の枚数が6件以上になる場合は、一覧表を作成して、累計金額（工事経歴書1件に記入した請負金額）が分かるようにしてください。

裏付け資料→契約書+一覧表+【一覧表上金額が高い順で5件分（5件未満の場合は全て）の請求書等とその入金資料（指示書等に発注元部署の公印が押印されている場合の入金資料は不要です。）】

〈複数の裏付け資料について〉

契約書、注文書と請書いずれかの資料を組み合わせることができます。

契約書、注文書と請書がない→経営事項審査の審査前に相談コーナーへ相談してください。

〈追加（変更）工事の取扱いについて〉

追加（変更）工事があるとき→追加（変更）工事の契約書、注文書と請書等も必要です。

〈電子発注の裏付け資料について〉

工事が電子発注で行われ、契約書、注文書と請書がない→裏付けとする予定の資料見本を持参して経営事項審査の審査前に相談コーナーへ相談してください。

〈事業年度による記入について〉

事業年度により記入する場合は、記載要領2をよく読んで記入してください。

〈土木一式工事、建築一式工事の完成工事高の計上について〉

経営事項審査の工事分類は、建設業法別表により行います。工事発注が土木工事、建築工事で行われていても工事内容が建設業法の別表の専門工事に該当する場合は、土木一式工事、建築一式工事の完成工事高に計上できません。このような場合には、工事経歴書等の書換えが必要になります（変更

届出書（別紙８）の訂正について（８９ページを参照）の提出。

工事の種類分け参考資料

昭和４７年３月１８日付け建設省計発第４６号

「建設業法の一部を改正する法律の施行及び運用について」別表

昭和６０年１０月１４日付け建設省建発第１７０号

「建設業種区分の見直しに当たっての考え方について」

平成１５年７月２５日付け国土交通省国総建第１０９号

「建設工事の内容の追加に伴う措置について」を参照してください。

なお、経営事項審査では、専門工事の完成工事高を一式工事にまとめられます（工事の振替）ので利用してください。

- * 一式工事は総合的な企画、指導、調整の元にする工事のため、通常、元請工事のみとなります。また、建築一式工事は、通常、建築確認（建築主が国や独立行政法人、都道府県等である場合は計画通知）を必要とする新築及び増築工事となります。なお、新築・増築工事であることが確認できない場合は、確認申請書等の資料を求めることがあります。

〈剪定、交換、調査等の完成工事高への計上について〉

経営事項審査の工事の定義は建設業法により行います（根拠条文＝建設業法第２条）。

建設業法第２条第２項

この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

剪定、除雪、調査、点検、電球・部品の交換等は「建設工事の完成を請け負う営業」という定義から外れるため、原則として完成工事高に計上することはできません。

この場合は、売り上げを完成工事高から除き、兼業売上高への訂正が必要となり、経営状況分析、決算変更届（完成工事高等）をやり直すこととなります。

〈配置技術者に出向者を配置している工事の完成工事高について〉

平成１６年３月１日付国総建第３１５号「監理技術者制度運用マニュアル」「２－４（２）直接的な雇用関係の考え方」により当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係のない出向者は原則として、監理技術者及び主任技術者（＝配置技術者）になれません。また、派遣社員もなれません。

〈建設業法第２６条第３項に該当する工事の配置技術者について〉

建設業法第２６条第３項に該当する工事（同法施行令第２７条を参照）の配置技術者は、当該工事に専任する必要があります。そのため、建設業許可における営業所の専任技術者との兼務はできません。また、専任が必要な工事の配置技術者は同時期に他の専任が必要な工事の配置技術者との兼務はできません（３９ページを参照）。

〈許可取得以前に請け負った工事について〉

新規許可業者で建設業許可取得以前に請け負った一件500万円以上（建築一式の場合は1500万円以上）の工事等（建設業法第3条第1項、同法施行令第1条の2を参照）は、「その他工事」に入れてください。一件500万円未満（建築一式の場合は1500万円未満）の工事については、25ページカを参照してください。

〈決算期の変更を行ったときの記入方法〉

(1) 審査対象事業年度の工事種類別完成工事高の記入方法

- ⑦ （審査対象事業年度の期末）→決算変更後の決算日を含む月を起点とします。
- ⑥ （審査対象事業年度の期首）→⑦を含めて12か月前の月「この⑥～⑦の期間を審査対象事業年度」とします。
- ⑫ （審査対象事業年度の工事種類別完成工事高）→上記「審査対象事業年度」中の完成工事高を記入してください。

(2) 前審査対象事業年度等の工事種類別完成工事高の記入方法

- ・ 完成工事高計算基準の区分を「1. 2年平均」としたとき→
 - ③ ⑦の1年前の月を記入してください。
 - ② ⑥の1年前の月②～③の期間を「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」とします。
 - ④ ②～③の期間を記入してください。
 - ⑩ 上記「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」中の完成工事高を記入してください。
- ・ 完成工事高計算基準の区分を「2. 3年平均」としたとき→
 - ③ ⑦の1年前の月を記入してください。
 - ② ⑥の2年前の月を記入してください。
 - ④ ③から12か月遡及する期間を記入してください。
 - ⑤ ②から12か月間を記入してください。
(④を「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」といいます。)
(⑤を「審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」といいます。)
 - ⑩ それぞれの年度の工事種類別完成工事高を記入します。上段に完成工事高集計表の平均値を千円未満切り捨てで記入してください。

* 元請完成工事高の記入についても同様です。

〈決算期の変更を行ったときの完成工事高の算出方法〉

⑩～⑭（具体例）計算式を余白に記載するか任意の様式で作成の上、提出してください。

平成30年12月31日決算を平成31年3月31日決算に変更した場合

審査対象事業年度平成30年4月～平成31年3月

ア 審査対象事業年度（当該期間）の完成工事高

$(\text{平成30年1月} \sim \text{12月の完成工事高} \times 9 / 12) + (\text{平成31年1月} \sim \text{3月の完成工事高})$

イ 前審査対象事業年度の完成工事高

$(\text{平成29年1月} \sim \text{12月の完成工事高} \times 9 / 12) + (\text{平成30年1月} \sim \text{12月の完成工事高} \times 3 / 12)$

* 2年平均（通常は3期分必要）、3年平均（通常は4期分必要）に対応した確認資料（決算変更届）が必要となります。

〈新規に会社を設立し建設業許可を取得したが、最初の決算日が到来していないときの記入方法〉

- ②、③、⑦についてはカラムに「0」を記入してください。
- ⑥については会社が成立した日、開業した日の年月を記入してください。
- ⑧は審査対象建設業の工事種類を記入してください。
- ⑨は審査対象建設業の業種コードを記入してください。
- ⑩～⑭、⑯は「0」を記入してください。

〈新規に会社を設立し建設業許可を取得し、最初の決算日が審査基準日の場合の記入方法〉

- ②、③についてはカラムに「0」を記入してください。
- ⑥については会社が成立した日、開業した日の年月を記入してください。
- ⑦については決算日（審査基準日）の年月を記入してください。
- ⑧は審査対象建設業の工事種類を記入してください。
- ⑨は審査対象建設業の業種コードを記入してください。
- ⑩、⑪は「0」を記入してください。

工事経歴書

とび・土工・コンクリート

工事 (税込・税抜)

工事の並べ方について
*記入例1 工事経歴書記入例
(元請工事で軽微な工事が10件に達した場合)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	氏名	配置技術者の別 (該当箇所には印を記載)	請負代金の額	着工年月	工期 完成又は 完成予定年月
A (個人)	元請		A 研宅地権壁改修工事	東京都千代田区	東京一郎	レ	9,000千円	平成30年12月	平成31年1月
S (個人)	"		S 邸車止め設置工事	"	愛知太郎	レ	4,500千円	平成31年2月	平成31年3月
(株)東北不動産	"		東北不動産家基礎工事	"	一宮二郎	レ	3,200千円	平成30年3月	平成30年4月
(株)関東不動産	"		東京営業所基礎工事	"	津島平一	レ	2,500千円	平成30年5月	平成30年5月
(株)北陸不動産	"		本社ビル基礎工事	"	半田五郎	レ	2,000千円	平成31年2月	平成31年2月
K (個人)	"		K 邸外構工事	"	岡崎三男	レ	1,900千円	平成30年10月	平成30年11月
(株)近畿不動産	"		本社ビル外構工事	"	豊田一郎	レ	1,800千円	平成30年9月	平成30年9月
(株)中国設備	"		工場内コンクリート工事	"	名古屋三郎	レ	1,700千円	平成31年2月	平成31年3月
N (個人)	"		N 邸外構工事	"	愛知太郎	レ	1,600千円	平成30年4月	平成30年4月
(株)四国不動産	"		四国不動産家基礎工事	東京都足立区	岡崎三男	レ	1,500千円	平成31年10月	平成31年10月
(株)沖繩機械	"		工場外構工事	東京都中央区	豊田一郎	レ	1,000千円	平成30年4月	平成30年5月
(株)国交建設	下請		B~Kの件数≤10件	"	岡崎三男	レ	7,000千円	平成30年4月	平成30年5月
(株)国土建設	"		県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	レ	9,000千円	平成30年4月	平成30年5月
小計							9,000千円	30,700千円	9,000千円
合計							9,000千円	50,000千円	9,000千円

① 元請工事の7割部分に係る完成工事

② 下請工事に係る完成工事

2記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記入終了

ページごとの完成工事高の合計額 (A~M)

全ての完成工事高の合計額

.....「軽微な工事」

元請工事に係る完成工事高の合計額

工事経歴書

とび・土工・
コンクリート

工事（税込・税抜）

工事の並べ方について

*記入例2 工事経歴書記入例
(全体で軽微な工事が10件に達した場合)

(建設工事の種類)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	氏名	配置技術者の別 (主任技術者又は監督技術者の別(該当箇所)に印を記す主任技術者・監督技術者)	請負代金の額 (うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部)	工期	
								着工年月	完成又は完成予定年月
A (個人)	元請		A邸宅地権壁改修工事	東京都千代田区	東京一郎	レ	10,000千円	平成30年12月	平成31年1月
S (個人)	"		S邸車止め設置工事	"	愛知太郎	レ	4,500千円	平成31年2月	平成31年3月
(株)東北不動産	"		東北不動産察飯沢場工事	"	一宮二郎	レ	3,200千円	平成30年3月	平成30年4月
(株)関東建設	下請		豊盛川改修工事の止 1元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記入				8,000千円	平成30年5月	平成30年5月
(株)北陸産業	"		丸の内ビル新築工事の内 外構工事	"	半田五郎	レ	5,500千円	平成31年1月	平成31年1月
(株)中部塗装	"		新宿ビル改築工事の内足場 仮設工事	"	岡崎三男	レ	2,500千円	平成30年10月	平成30年11月
(株)近畿組	"		関東ビル新築工事の内 くい打工事	"	豊田一郎	レ	2,000千円	平成30年9月	平成30年9月
(株)中国建築	"		一般国道99号線道路 新設工事	"	名古屋三郎	レ	1,900千円	平成31年2月	平成31年3月
(株)四国道路	"		一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	"	愛知太郎	レ	1,800千円	平成30年4月	平成30年4月
M (個人)	元請		M邸玄関 コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	レ	1,700千円	平成30年12月	平成30年12月
(株)沖繩機械	下請		S邸新築工事の内 基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	レ	1,600千円	平成30年4月	平成30年5月
(株)国交建設	"		県道758号線道路側溝工事	"	岡崎三男	レ	1,500千円	平成30年5月	平成30年5月
(株)国土建設	"		県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	レ	1,000千円		
小計							10,000千円	19,400千円	10,000千円
B～C+F～Mの件数≤10件							45,200千円	19,400千円	10,000千円
ページごとの完成工事高の合計額(A～M)							70,000千円	25,000千円	10,000千円
合 計							10,000千円	25,000千円	10,000千円

① 元請工事の7割部分に係る完成工事

② ①以外の元請工事及び下請工事

2軽微な工事が10件に達したため記入不要

B～C+F～Mの件数≤10件

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A～C+J)

「軽微な工事」

元請工事に係る完成工事高の合計額

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

工事経歴書

①

とび・土工・
コンクリート

（建設工事の種類）

工事

（税込・税抜）

②

*注意事項（38～40ページ参照）

⑧

法面処理工事の内訳工事が
あった場合の例

③注 文者	元請 又は 下請 の別 ④	JV の 別	⑤工 事 名	工事現場のあ らゆる 都道府県及び 市区町村名	⑥配 置 技 術 者 の 氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所には印を記載） 主任技術者 監理技術者	⑦請 負 代 金 の 額 うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	工 期 着 工 年 月 完成又は 完成予定年月
東京都	元請	JV	国土小学校地滑り防止工 事	東京都 千代田区	東京一郎	レ	100,000千円	平成30年12月 平成31年1月
国土交通省	〃	JV	国交大学地滑り防止工事	〃	愛知太郎	レ	60,000千円	平成31年2月 平成31年3月
(株)東北不動 産	〃		東北不動産ビル外構工事	〃	一宮二郎		3,200千円	平成30年3月 平成30年4月
(株)関東建設	下請		豊橋川改修工事の内 堀削工事	〃	津島平一	レ	(8,000) 18,000千円	平成31年1月 平成31年3月
(株)北陸産業	〃		丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	レ	7,500千円	平成31年1月 平成31年1月
(株)中部塗装	〃		東京ビル改築工事の内 仮設工事	〃	岡崎三男	レ	6,300千円	平成30年10月 平成30年11月
(株)近畿組	〃		関東ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	レ	5,100千円	平成30年9月 平成30年9月
(株)中国建筑	〃		一般国道99号線道路 新設工事	〃	名古屋三郎	レ	2,000千円	平成31年2月 平成31年3月
(株)四国道路	〃		一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	レ	1,800千円	平成30年4月 平成30年4月
							千円	平成 年 月 平成 年 月
							千円	平成 年 月 平成 年 月
							千円	平成 年 月 平成 年 月
							千円	平成 年 月 平成 年 月
							千円	平成 年 月 平成 年 月

工事進行基準を採用
している場合の例

⑨	小計	7	9 件	193,900千円	110,000千円	①	⑤	⑧	⑨	うち 元請工事 ④	163,200千円	110,000千円
⑩	合計	7	52 件	275,000千円	110,000千円	④	⑦	⑧	⑩	うち 元請工事 ④	233,000千円	110,000千円

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

〈工事経歴書の記入方法〉

- * この表は、建設業法第2条別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成してください。
- * 消費税抜きの千円未満切捨てで記入してください。
- * 税抜き金額の記入の際は税率に注意してください。
- * 工事の記入方法等は33ページから36ページまでの記入例等を参照してください。
- * 財務諸表の作成方法は「建設業許可申請変更の手引」を参照してください。

工事の記載順

ア 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいいます。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ）の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記入してください。この段階で既に7割を超えている場合、手順イに移ってください。

元請工事の合計額の7割に達する前に、工事1件の請負代金の額が税込み500万円（建築一式工事は税込み1,500万円）未満等の軽微な工事（建設業法施行令第1条の2第1項を参照。以下「軽微な工事」といいます。）が10件となった場合、または、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超えた場合には、手順イに移ってください。

イ アに続けて、アを除いた元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいいます。以下同じ）に係る完成工事について、全ての完成工事に係る請負代金の額の合計額の7割を超えるまで、請負代金の額の大きい順に記入してください。この段階で軽微な工事をアと合わせて10件記入した場合、または、全ての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1000億円を超えた場合には、そこで記入を終了してください。

※ 請負金額の高い順とは限りません。

〈注意事項〉（36ページの工事経歴書記載例 丸数字に対応）

- ① 建設業法第2条の別表による工事の種類を記入してください。
「直前3年の各事業年度における工事施工金額 様式第3号（第2条関係）」の「許可に係る建設工事の施工金額」に記載した工事種別の工事を記入してください。
- ② 「税抜」を○で囲んでください。* 請負代金の額は、消費税抜きで記入してください。
- ③ 契約書等に記載されている「注文者」を記入してください。
- ④ 元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記入してください。
- ⑤ 工事名は、内容が分かるように記入してください。
例 ア. 塗装工事の場合：道路維持工事（路面表示工事）
イ. 管工事の場合：Y邸新築工事（給湯設備工事）
※ ③「注文者」、⑤「工事名」の記載は、個人の氏名が特定されないことがないように十分留意してください（注文者「A（個人）」、工事名「A邸新築工事」）。
- ⑥ 完成工事について、建設業法第26条第1項又は第2項の規定により工事現場に配置された技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記入してください。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合は、変更前の者も含む全ての者を記入してください。

* 監理技術者等：

発注者から直接請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（複数ある場合はその総額）が税込み4,000万円以上（建築一式は税込み6,000万円以上。）（平成28年5月31日まではそれぞれ「3,000万円」「4,500万円」）になる場合は、監理技術者を置かなければなりません。「公共性のある工作物に関する重要な工事」は、主任技術者及び監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならず、「営業所の専任技術者」との兼任もできません（「公共性のある工作物に関する重要な工事」以外の工事であっても、原則として営業所の専任技術者との兼任はできません。）。

* 公共性のある工作物に関する重要な工事；請負金額が税込み3,500万円以上（建築一式の場合は税込み7,000万円以上。）（平成28年5月31日まではそれぞれ「2,500万円」「5,000万円」）のうち、個人住宅を除いたほとんどの建設工事が対象（根拠条文：建設業法第26条第3項、建設業法施行令第27条）

* 配置技術者が、監理技術者資格者証の交付を受けていても、当該工事が、監理技術者の設置を要さない工事は、主任技術者の欄に「レ」点をしてください。また、JV（共同企業体）の場合は、構成員である全業者（会社）が監理技術者等を設置しなければなりませんので、配置技術者の欄は、代表業者ではない業者であっても、自社の技術者の氏名を記入してください。

* 建設業法施行規則の改正により創設された「登録基幹技能者講習」を修了していても、これだけでは、建設業法第26条に規定された配置技術者（主任技術者及び監理技術者）及び営業所の専任技術者にはなれません（建設業法第7条第2号又は第15条第2号に該当してはなりません。）。

* 工事現場に監理技術者を設置しなければならない工事は、特定建設業許可業者が請け負った元請工事に限ります。

* 直接的恒常的な雇用関係にない出向者は、原則として配置技術者（監理技術者又は主任技術者）にはなれません（平成16年3月1日付国総建第315号「監理技術者制度運用マニュアル」（国土交通省のホームページ）2-4を参照）。派遣社員もなれません。

⑦ 32ページの工事の記載順や、33ページから36ページまでの記入例等を参照し、間違えないように記入してください。

* 請負代金の額は、消費税抜きで記入してください。

* JV（共同企業体）として行った工事は、JV全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記入してください。また、工事進行基準を採用している場合は、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記してください。

⑧ 内訳工事業種一覧の(一)欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、(二)欄に掲げる工事があるときに、(三)に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに(二)欄に掲げる工事に該当する請負代金の金額を記入してください。

＊内訳工事業種一覧

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	P C
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

⑨ 小計の欄はページごとの合計額等を記入してください。

- ㊦ 完成工事高の件数
- ㊧ 完成工事高
- ㊨ 前記⑧の内訳工事業種一覧の(二)に該当する場合、その合計額
- ㊩ ㊧のうち元請工事の完成工事高
- ㊪ ㊨のうち元請工事の完成工事高

⑩ 合計の欄は、各業種の最終ページにおいて、該当業種(1業種ごと)の合計額を記入してください。

㊦から㊪までの記入方法については、⑨を参照してください。

＊ 合計の欄の件数及び金額は、全業種分の工事経歴書に記載された全業種の総合計ではなく、業種ごとの直近1年分の総合計になります。また、業種ごと(元請・下請の区分を含みます。)の金額は、決算報告(変更届)の「直前3年の各事業年度における工事施工金額」及び帳票「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」(21ページを参照)の金額に一致します(一式工事に振り替える場合を除きます。)

〈解体工事業の新設に伴う工事経歴書の作成〉

平成28年6月1日から、「(旧)とび・土工・コンクリート工事」のうち「解体工事」に該当する工事について、解体工事業の許可を得るまでは、「その他」の建設工事の施工金額として決算報告(変更届出書)をしてください。

また、解体工事業の許可を追加した後に経営事項審査を受審する時は、決算報告(変更届出書)に「その他」の建設工事として実績を報告している事業年度分の工事経歴書を作成して、経営事項審査時に提出してください。「計算基準の区分」を「2年平均」とした場合は前審査対象事業年度分、「3年平均」とした場合は前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度分も作成して経営事項審査時に提出してください。

ただし、既に経過措置又は解体工事業で経営事項審査を受審した対象事業年度分は除きます。

〈海外子会社の経営実績の評価〉

建設業者の海外進出意欲の醸成を図る観点から、海外子会社の完成工事高が評価対象となりました。なお、評価に当たっては、国土交通省に対して国土交通大臣の認定申請を行い、認定後に、許可行政庁が審査することとなります。

技術職員名簿

[注意事項]

申請書（帳票）に記載する方法の解説は次ページを参照してください。

申請書（帳票）の○数字は、次ページの〈技術職員名簿の書き方〉の○数字に対応しています。

審査基準日が
平成31年3月31日の場合

技術職員名簿

項番 ①
数 61 001 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号
1	②	丹下一平	昭和25年3月3日	④ 69	62	22	0012				
2		東京太郎	昭和26年4月16日	67	62	01113	1171131				第○○○○○○号 ⑥
3		東京一郎	昭和11年5月3日	82	62	010012	170012				
4		新宿次郎	昭和58年3月12日	36	62	012142					
5		新宿三郎	昭和34年12月1日	59	62	011111	1171201				第○○○○○○号
6		東 昭	昭和40年8月15日	53	62	220022					
7	○	南孝安	昭和41年9月9日	52	62	010012					
8		荒幡一男	昭和38年10月10日	55	62	010022					
9		中村秋男	昭和18年2月16日	76	62	010012	170012				
10		入間夏子	昭和26年6月25日	67	62	010022					
11	○	西五郎	昭和62年9月10日	31	62	010992					⑦ ○○専門学校土木科○○卒業
12			年 月 日		62						
13	技術職員1人につき2業種のみ申請可										
14	(2業種の考え方)										
15	・ 1資格から2業種選択 例：1級土木施工管理技士→土木・塗装（通番2参照）										
16	・ 2資格から1業種ずつ選択 例：1級建設機械施工技士・1級建築施工管理技士→土木・塗装（通番5参照）										
17			年 月 日		62						
18	「講習受講」について										
19	申請する業種について、審査基準日において次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する。										
20	① 法第15条第2号イに該当する者であること（1級国家資格者相当）。										
21	② 監理技術者資格者証の交付を受けていること。										
22	③ 法第26条の4から6までの規定による講習を5年以内に受講していること。										
23	上記①であることの証明となる資格者証等の写しに加え、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の写し（監理技術者資格者証の裏面に講習終了情報の印字又はラベルが貼ってある場合は裏面の写し）を提示										
24			年 月 日		62						
25			年 月 日		62						
26			年 月 日		62						
27			年 月 日		62						
28			年 月 日		62						
29			年 月 日		62						
30			年 月 日		62						

記載要領

- 1 この名簿は、 「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする（法改正後の経過措置期間中（平成28年6月1日から3年間）は、「とび・土工工事業」及び「解体工事業」を申請した場合、「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員は双方を申請しても1の業種とみなす）。
- 2 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 3 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば 、12枚目であれば のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。なお、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工工事業又は解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、必ず、とび・土工工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工工事業」のコード「05」を、解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」を、とび・土工工事業及び解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」を、それぞれ記入すること。この場合、「業種コード」の欄に「とび・土工工事業」のコード「05」が記入された技術職員はとび・土工工事業及びとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」が記入された技術職員は解体工事業及びとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」が記入された技術職員はとび・土工工事業、解体工事業及びとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、それぞれ審査される。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業	99	とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）

- 7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。（主な有資格区分コード表参照）
- 8 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。

別表（五） ※別表（四）は55ページ以降を参照

コード	資 格 区 分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業 //
303	大工工事業 //
304	左官工事業 //
305	とび・土工工事業 //
306	石工事業 //
307	屋根工事業 //
308	電気工事業 //
309	管工事業 //
310	タイル・れんが・ブロック工事業 //
311	鋼構造物工事業 //
312	鉄筋工事業 //
313	舗装工事業 //
314	しゅんせつ工事業 //
315	板金工事業 //
316	ガラス工事業 //
317	塗装工事業 //
318	防水工事業 //
319	内装仕上工事業 //
320	機械器具設置工事業 //
321	熱絶縁工事業 //
322	電気通信工事業 //
323	造園工事業 //
324	さく井工事業 //
325	建具工事業 //
326	水道施設工事業 //
327	消防施設工事業 //
328	清掃施設工事業 //
329	解体工事業 //
401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業 //
403	大工工事業 //
404	左官工事業 //
405	とび・土工工事業 //
406	石工事業 //
407	屋根工事業 //
408	電気工事業 //
409	管工事業 //
410	タイル・れんが・ブロック工事業 //
411	鋼構造物工事業 //
412	鉄筋工事業 //
413	舗装工事業 //
414	しゅんせつ工事業 //
415	板金工事業 //
416	ガラス工事業 //
417	塗装工事業 //
418	防水工事業 //
419	内装仕上工事業 //
420	機械器具設置工事業 //
421	熱絶縁工事業 //

422	電気通信工事業	〃
423	造園工事業	〃
424	さく井工事業	〃
425	建具工事業	〃
426	水道施設工事業	〃
427	消防施設工事業	〃
428	清掃施設工事業	〃
429	解体工事業	〃
501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	
502	建築工事業	〃
503	大工工事業	〃
504	左官工事業	〃
505	とび・土工工事業	〃
506	石工事業	〃
507	屋根工事業	〃
508	電気工事業	〃
509	管工事業	〃
510	タイル・れんが・ブロック工事業	〃
511	鋼構造物工事業	〃
512	鉄筋工事業	〃
513	舗装工事業	〃
514	しゅんせつ工事業	〃
515	板金工事業	〃
516	ガラス工事業	〃
517	塗装工事業	〃
518	防水工事業	〃
519	内装仕上工事業	〃
520	機械器具設置工事業	〃
521	熱絶縁工事業	〃
522	電気通信工事業	〃
523	造園工事業	〃
524	さく井工事業	〃
525	建具工事業	〃
526	水道施設工事業	〃
527	消防施設工事業	〃
528	清掃施設工事業	〃
529	解体工事業	〃
601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	

備考

1 級技術者…法第15条第2号イに該当する者

2 級技術者…法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて1 級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者

その他の技術者…法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1 級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び2 級技術者以外の者

登録基幹技能者講習を修了した者…第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を修了した者で1 級技術者以外の者

〈技術職員について〉

◎ 加点の対象となる経営事項審査上の技術職員の考え方

「審査基準日現在、常勤性の要件を備えており、かつ、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある者」が対象となります。「恒常的な雇用」とは、雇用期間を特に限定することなく常時雇用され、日々一定時間以上建設業の職務に従事することが担保されていることが必要となります。アルバイト・パート・契約社員・労務者（常用労務者を含みます。）などは、技術職員名簿に記載することはできません。ただし、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者雇用安定法に規定する継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限ります。）については、雇用期間を特に限定することなく、常時雇用されている者とみなします。また、月額給与（賃金、報酬等）が定められ、営業日には勤務することが義務付けられていることが必要です。さらに、労働の対価である収入が一定金額（月額10万円以上であることが、49ページから53ページの確認資料で確認できる技術職員。）に達していることが必要です。

※ 技術職員名簿への記載は、経営事項審査で加点するためのものであり、名簿に記載されていなくても、条件に合致していれば配置技術者・営業所の専任技術者などになることはできます。

※ 技術職員名簿に記載がなくても、許可要件の確認のため、経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者については常勤性の確認資料を提示してください(加点の対象にはなりません。)

※ 他社からの報酬がある場合、原則技術職員として申請できません。二以上事業所勤務社会保険加入者の方は、事業所ごとの報酬額、健康保険証の事業者名などで判断します。

(参考)

「経営事項審査の事務取扱いについて」一部改正（国交省通知）（平成22年10月15日付国総建第162号）

(抄)

2 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について（告示第1の3関係）

(1) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について

イ 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限るものとする。

また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの（65歳以下の者に限る。）については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなす。

なお、継続雇用制度の適用を受けていることの証明は、別記様式第3号の提出によるものとする。

2 業種限定の考え方

2 業種限定の考え方は以下のとおりです。

例：一級土木施工管理技士・一級建築施工管理技士・一級電気工事施工管理技士をそれぞれ保有している技術者の場合

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
保有資格	一級土木施工	◎				◎	◎					◎		◎	◎			◎										◎			◎
	一級建築施工		◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎				◎				◎	
	一級電気工事施工								◎																						



評価 (例 1)		◎					◎																							
評価 (例 2)	◎	◎																												

評価対象となっている業種の中から任意の二つを選ぶことができます。一つの資格の評価対象から二つ選択 (例 1) しても構いませんし、二つの資格からそれぞれ一つずつ選択 (例 2) しても構いません。

なお、重複評価が制限されるのは、経営事項審査に係る評価であり、建設業法に基づいて現場に配置しなければならない監理技術者等については、技術者が保有している資格に応じて、複数の業種で監理技術者等になれます。

技術者評価について

一級技術者				
監理技術者資格者証保有 かつ 監理技術者講習受講	一級技術者であって 左以外の者	基幹技能者	二級技術者	その他
6 点	5 点	3 点	2 点	1 点

一級技術者が監理技術者資格者証を保有しており、監理技術者講習修了証を保有している場合に 6 点評価します。

なお、二級技術者及びその他技術者が監理技術者講習修了者証を保有していても、1 点加点評価は行われません。

〈技術職員名簿の書き方〉

46ページの「技術職員について」をよく読んでください。

技術者名簿の人数と技術職員数（13ページ項番19を参照）の人数は一致することになります。

- ① 1枚目は「001」、2枚目は「002」・・・と記入してください。
- ② 新規で技術職員名簿に記載された技術職員について「○」を記入してください。初めて経営事項審査を受ける場合は全員に「○」を記入してください。
- ③ 審査基準日現在建設業に従事する6か月を超える恒常的雇用関係にある技術職員（常勤役員＋常勤使用人）を記入してください（技術職員で、監査役及び兼業事業に従事する使用人は除きます。）。

②③の裏付け資料

49ページの「技術職員等の加点対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料」及び53ページの「出向者の確認ができる資料」で必ず御確認ください。

- ④ 審査基準日現在の満年齢を記載してください。
- ⑤ ア 業種コード：12ページの経営規模等評価等対象建設業（項番16）のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を54ページの「技術職員資格者業種コード表」から1名の技術者に対し、異なる業種で2業種以内（同一の職員で同一業種は不可）を選び該当するコードを記入してください。

イ 有資格者区分コード：55ページの「技術職員資格区分コード表」を御参照ください。

ウ イの有資格の裏付け資料（写しを提出してください。）→

資格区分コード003・004「国土交通（建設）大臣認定証」

資格区分コード061～063、111～298「資格検定合格証、免状、監理技術者証等」

資格区分コード064「登録基幹技能者講習修了証」（99ページを参照）

* 登録基幹技能者講習修了証に、基幹技能者が申請した実務を有する業種名が記載されるので、その業種で申請があった場合のみ加点点評価されます。

* 基幹技能者として記入する場合：建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者

* 登録基幹技能者制度については、98ページの「登録基幹技能者制度について」を参照してください。

エ 講習受講の有無

申請する業種について次の（イ）から（ハ）までの要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の者（二級国家資格者、電気工事士法・水道法・消防法・職業能力開発促進法等による資格者及び実務経験による資格者等）は「2」となります。「1」か「2」を必ず記入してください（無記入は不可）。

(イ) 建設業法第15条第2号イに該当する者であること（建設業法、建築士法、技術士法による一級土木施工管理技士・一級建築士などの一級国家資格者相当者）。

* 有資格者区分コードが「003」・「004」の場合は「2」となります。

(ロ) 建設業法第27条の18に定める監理技術者資格者証の交付を受けていること。

(ハ) 建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を、当期事業年度開始日の直前5年以内（審査基準日以前5年以内）に受講していること。

エの裏付け資料→

監理技術者資格者証の写し（審査基準日が交付年月日から有効日の間に含まれていること。）及び監理技術者講習修了証の写し（監理技術者資格者証の裏面に講習終了情報の印字又はラベルが貼付してある場合は裏面の写し。修了年月日が審査基準日以前で、5年以内であること。）

* 1人の技術職員につき、申請できる業種は2業種までです。なお、記入された業種のみ、資格が加点対象となりますので、当該資格が、**選択（記入）した業種**に**応じているかどうかを申請する前に必ず御確認ください**。資格を記入されていても、申請者が選択した業種が、対応する業種となっていなければ、加点の対象とはなりませんので御注意願います（55ページ及び建設業法施行規則第7条の3を参照）。

* 1名の技術者につき、業種コード・有資格者区分コード・講習受講（なしの場合は「2」）欄は**必ず全て記入することとなり**、また、**業種とその業種に対応する資格（監理技術者資格者証に記載された業種を含みます。）**は一致していなければなりませんので、御注意願います。

* **技術職員名簿の業種及び有資格区分コードの業種（監理技術者資格者証に記載された業種を含みます。）**は、**工事種類別完成工事高の業種（21ページを参照）**と一致し、また、**経営規模等評価等対象建設業の業種（12ページを参照）**の中に含まれていなければなりませんので、**事前に必ず御確認ください**。

⑥ 監理技術者資格者証交付番号（一級建築士の登録番号等ではありません。）を記入してください。

* 技術職員数が多い場合（30名超が目安。40名超は必須）→建設業指導担当で事前確認（審査日のおおむね1か月前）5ページを参照

⑦ 有資格区分コード「001」で業種コードを1業種で申請する技術者で生年月日が平成元年4月以降のとき又は業種コードを2業種で申請する技術者で生年月日が昭和54年4月以降のときは、卒業した学校名、学科名、卒業年を記入してください。

〈技術職員名簿の作成の注意〉

- ・ 各書類の別紙の記載要領をよく読んで記入してください。
- ・ 技術職員名簿の人数と申請書の審査基準日における技術職員の数は同一です。
- ・ 技術職員名簿には、次の全てに該当する職員を記入してください。
 - ア 審査基準日現在建設業に従事する職員である者（兼業事業従事使用人は該当しません。）
 - イ 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくは、ハ、同法第15条第2号イ若しくは、ハ又は基幹技能者に該当する（「技術者資格区分コード表」に該当します。）者

〈「技術者資格区分コード表」に該当する者〉

建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ、同法第15条第2号イ若しくはハの該当者又は基幹技能者

〈技術職員等の加点対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料〉

※個人の確定申告書や住民税特別徴収税額通知書等にマイナンバーが記載されている場合は、事前にマスキングをしたものを提示してください。

1 その他の審査項目（社会性等）で、健康保険加入の有無（項番42）・厚生年金保険加入の有無（項番43）の双方又は一方を「1. 有」とした場合

(1) 審査基準日現在の常勤性の確認資料

次の①又は②とします。

① 「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」※被保険者の一覧表

審査基準日までに(途中で)入退社があった場合は、取得届、喪失届を添付してください。また、標準額の改定があった場合は、改定分も併せて提示してください。

② 「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」(年金事務所の受付印のあるもの)

ただし、年金事務所で健康保険適用除外の承認を受けて全国建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している会社の70歳以上75歳未満の職員に関しては③でも可とします。

③ 「住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)」及び「国民健康保険被保険者証」の写し

(2) 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料

① 「前審査基準日の経営事項審査申請書副本(原本)の技術職員名簿」

前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に名前が記載されていない技術職員がいる場合は、次の②～⑦のいずれかを追加し提示してください。また、前審査基準日の経営事項審査を受けていない場合は、技術職員名簿に記載された全職員分の次の②～⑦のいずれかを提示してください。

② 「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」(前年度分)

③ 「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」

④ 「健康被保険者証」の写し(資格取得日及び事業所名称の分かるもの)

⑤ 「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」(前年度分。年金事務所の受付印のあるもの)

⑥ 「住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)」(前年度分)

⑦ 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し(資格取得日及び事業所名称が分かるもの)

2 その他の審査項目(社会性等)で、健康保険加入の有無(項番42)・厚生年金保険加入の有無(項番43)の双方とも「1. 有」以外とした場合

(1) 審査基準日現在の常勤性の確認資料

「住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)」及び「国民健康保険被保険者証」の写し

(2) 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料

① 「前審査基準日の経営事項審査申請書副本(原本)の技術職員名簿」

ただし、前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に名前が記載されていない技術職員がいる場合は、次の②又は③のいずれかを追加し提示してください。また、前審査基準日の経営事項審査を受けていない場合は、技術職員名簿に記載された全職員分の次の②又は③のいずれかを提示してください。

② 「住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)」(前年度分)

③ 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し(資格取得日及び事業所名称が分かるもの)

3 後期高齢者医療制度対象者(75歳以上等)の場合

(1) 審査基準日現在の常勤性の確認資料

「住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)」及び「後期高齢者医療被保険者証」の写し

(2) 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料

① 「前審査基準日の経営事項審査申請書副本(原本)の技術職員名簿」

ただし、前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に名前が記載されていない技術職員がいる場合は、次の②又は③のいずれかを追加し提示してください。また、前審査基準日の経営事項審査を受けていない場合は、技術職員名簿に記載された全職員分の次の②又は③のいずれかを提示してください。

② 「住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)」(前年度分)

③ 前年度に後期高齢者医療制度対象者でなかった場合は、1(2)又は2(2)

4 個人事業主の場合

(1) 審査基準日現在の常勤性の確認資料

「確定申告書」及び「国民健康保険被保険者証」の写し

(2) 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料

「前審査基準日の経営事項審査申請書副本（原本）の技術職員名簿」

ただし、前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に名前が記載されていない技術職員がいる場合は、「確定申告書」（前年分）などを追加し提示してください。また、前審査基準日の経営事項審査を受けていない場合は、「確定申告書」（前年分）などを提示してください。

5 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者を名簿に記載する場合

1又は2の書類の提示に加えて、次の書類を提示・提出してください。

- ・ 提示書類 継続雇用制度について定めた「就業規則」（労働基準監督署の届出印又は従業員代表者の意見書が添付されているもの。なお、常時10名以上の労働者を使用する場合には、労働基準監督署への届出が必要）
- ・ 提出書類 「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（様式第3号）（107ページを参照）

※ 継続雇用制度の概要については、厚生労働省のホームページ等で御確認ください。

◎ 注意事項

ア 決算期変更等で前審査基準日と審査基準日の間が6か月を超えない場合は、前審査基準日の経営事項審査申請書副本（原本）の技術職員名簿に加えて、前々審査基準日の経営事項申請書副本（原本）の技術職員名簿も提示してください。

イ 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認において、前審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿に名前が記載されていない技術職員がいる場合は、氏名の記載されていない技術職員に係る書類のみ追加提示してください。

ウ 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料として「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「健康被保険者証」の写し、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写しを提示する場合は、資格取得日が審査基準日から遡って6か月を超えていることが必要です。

エ 審査基準日現在の常勤性の確認資料は、審査基準日に係る書類を提示してください。審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認資料は、前審査基準日に係る書類を提示してください。

例1）審査基準日が平成31年3月31日、前審査基準日が平成30年3月31日の場合

○ 標準報酬決定通知書

- ・ 審査基準日現在の常勤性の確認

審査基準日が平成30年度に属するため、平成30年度中に発行されたもの（平成30年4月から6月までの報酬月額を算定基礎としたもの）

- ・ 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認

前審査基準日が平成29年度に属するため、平成29年度中に発行されたもの（平成29年4月から6月までの報酬月額を算定基礎としたもの）

○ 住民税特別徴収税額通知書

- ・ 審査基準日現在の常勤性の確認
審査基準日が平成30年度に属するため、平成30年度中に発行されたもの
- ・ 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認
前審査基準日が平成29年度に属するため、平成29年度中に発行されたもの

例2) 審査基準日が平成31年4月30日、前審査基準日が平成30年4月30日の場合

○ 標準報酬決定通知書

- ・ 審査基準日現在の常勤性の確認
審査基準日が平成31年度（令和元年度）に属するため、この年度中に発行されたもの（平成31年4月から令和元年6月の報酬月額を算定基礎としたもの）
- ・ 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認
前審査基準日が平成30年度に属するため、平成30年度中に発行されたもの（平成30年4月から6月の報酬月額を算定基礎としたもの）

○ 住民税特別徴収税額通知書

- ・ 審査基準日現在の常勤性の確認
審査基準日が平成31年度（令和元年度）に属するため、この年度中に発行されたもの
- ・ 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認
前審査基準日が平成30年度に属するため、平成30年度中に発行されたもの

オ 「住民税特別徴収税額通知書〈特別徴収義務者用〉」は、特別徴収義務者として事業者名（申請者名）が記載されていることが必要です。

カ 年齢は審査基準日現在になります。

キ 「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」は、平成19年4月1日以降に70歳を迎えた人（昭和12年4月2日以降の生まれ）で厚生年金被保険者であった方等が対象です。この制度については、年金事務所にお問い合わせください。

ク 後期高齢者医療制度は、平成20年4月1日から75歳以上の方及び65歳以上75歳未満の障害認定を受けている方を対象に施行されました。この制度については、各区市町村の担当窓口などにお問い合わせください。

ケ 技術職員名簿に記載されている職員と、提示書類（「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」など）に記載されている職員との確認に時間を要することがありますので、審査を円滑に実施するために、人数が多い場合（おおむね10名以上）は、技術職員名簿と提示書類との確認がしやすいように工夫してください。（工夫例①：技術職員名簿の通番を、標準報酬決定通知書の氏名欄の横に鉛筆で記入したり、番号を書いた付箋を付けたりする。工夫例②：技術職員名簿の技術職員の記入順を、標準報酬決定通知書の順番どおりにする。）。また、前審査基準日の経営事項審査申請書副本（原本）の技術職員名簿と審査基準日の経営事項審査申請書の技術職員名簿の順番が大幅に変動している場合も、同様をお願いします。

コ 原則として、技術職員が40名を超える場合には事前確認の対象となります。40名以下の場合は事前確認の対象とはなりません。審査時間の短縮にもなりますので、可能な場合は、事前確認をお願いします。（事前確認については、5ページを参照）。

サ 虚偽等、申請内容に疑義がある場合には、別途資料を求めることがあります。

〈出向者の確認ができる資料〉

- ・ 出向者の氏名、期間が確認できる出向契約書等（審査基準日から遡って6か月を超える出向期間があることが必要です。）
- ・ 出向元の「健康被保険者証」の写し（資格取得日及び事業所名称が分かるもの）又は「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の原本若しくは写し
- ・ 出向者について、出向先で費用負担していることが明示できる資料（基準月の給与について出向元の請求書と出向先から出向元への振込等を確認できる資料）

※ 原則として、出向者は配置技術者（監理技術者・主任技術者）にはなれません。

〈コード表記入時の注意〉

「技術職員資格区分コード表」からの記入に当たっては、次のことに注意してください。

コード表の右端に年数が記載されている資格は、試験合格後記入年数の実務経験が必要です。

〈有資格区分コード001の該当要件〉

- ・ 学歴（59ページを参照）
学校教育法による所定学科（指定学科）を修めた高校を卒業
学校教育法による所定学科（指定学科）を修めた高等専門学校（5年制）を卒業
学校教育法による所定学科（指定学科）を修めた大学（短期大学を含みます。）を卒業
*専修学校(専門学校)、各種学校の有資格コードは平成28年4月1日受付分から[099(その他)]となります。
- ・ 業種コードを1業種記入するときの必要実務経験年数
高校卒業後5年以上の建設業実務経験
高等専門学校（5年制）、大学（短期大学を含みます。）卒業後3年以上の建設業実務経験
- ・ 業種コードを2業種記入するときの必要実務経験年数
高校卒業後10年以上の建設業実務経験
高等専門学校（5年制）、大学（短期大学を含みます。）卒業後6年以上の建設業実務経験

〈有資格区分コード002の該当要件〉

- ・ 学歴は問いません。
- ・ 業種コードを1業種記入するときの必要実務経験年数
10年以上の建設業実務経験
- ・ 業種コードを2業種記入するときの必要実務経験年数
20年以上の建設業実務経験（各業種で10年以上）

〈有資格区分コード「001」で20歳代～30歳代の技術者記入上の注意点〉

有資格区分コード「001」で

ア 業種コードが1業種で平成2年4月以降生まれの方

イ 業種コードが2業種で昭和55年4月以降生まれの方

技術職員名簿右側の⑤の欄に学校名、学科名、卒業年を記入してください。

〈有資格区分コード「001」、「002」の該当技術職員が多いとき〉

有資格区分コード「001」、「002」の該当技術職員が10名以上のときは次の表を参考に「名簿一覧」を作成し、正本と副本（写）を提出してください（申請書の最後に添付してください）。

許可番号 :
 会社名 :
 審査基準日 :

〈記入例〉

頁	通番	氏名	生年月日	学校名及び学科名	卒業年月	専門学校卒の場合		業種コード	有資格区分コード	経験年数	業種コード	有資格区分コード	経験年数	備考
						専門課程 終了	高度専門士 又は専門士							
1	1	東京 太郎	S47.5.10	〇〇短期大学 人間学科	H05.03			2 0 0 0 2	0 0 0 2	13				
1	3	新宿 一郎	S40.10.10	〇〇高等専門学校 土木工学科	S61.03			0 1 0 0 1	0 0 1	6	0 5	0 0 1	13	
1	10	品川 三郎	S30.1.20	〇〇大学工学部 地質工学科	S52.09			0 1 0 0 1	0 0 1	14	2 0	0 0 2	11	
2	2	板橋 花子	S53.4.5	〇〇高校普通科	H09.03			2 0 0 0 2	0 0 2	11				
2	4	文京 四郎	S54.11.17	〇〇大学 農業土木科	H16.03			0 1 0 0 1	0 0 1	4				
2	5	墨田 緑	H2.4.10	〇〇専門学校 情報電子科	H22.03	○		2 2 0 9 9	0 9 9	6				
2	7	足立 紅葉	H3.6.5	〇〇専門学校 住居科	H25.03	○	○	2 0 0 9 9	0 9 9	4				

注意 1) コード001:建設業法第7条第2号イ該当

学校教育法による高校又は高等専門学校・短大・大学を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、高校5年以上、高等専門学校・短大・大学3年以上、評価を受けようとする建設業に関する実務の経験を有している者(専門学校等は該当しません)。また、2業種まで記入できますが、その場合は、高校10年以上、高等専門学校・短大・大学6年以上の実務の経験を有している者。

2) コード002:建設業法第7条2号ロ該当

学歴に関係なく、10年以上、評価を受けようとする建設業に関する実務の経験をしている者。また、2業種まで記入できますが、その場合は、20年以上の実務の経験をしている者。

3) コード099:学校教育法による専修学校の専門課程(専門学校)を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、専門士又は高度専門士を称し、評価を受けようとする建設業に関して、3年以上実務の経験を有する者(その場合、高度専門士・専門士の称号が確認できる証明書の写しが必要です)。

学校教育法による専修学校の専門課程(専門学校)を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、評価を受けようとする建設業に関して5年以上実務の経験を有する者。

「001」や「002」の資格者が10名以上の場合に作成し、正本と副本(写し)を提出してください。少数の場合は、申請書の技術職員名簿の監理技術者資格証交付番号欄に「学校名・学科名・卒業年」を記入するだけで結構です。

この一覧表を作成する場合は、概ね同じ内容が盛り込まれていれば、様式は問いません。

また、生年月日にかかわらず、全ての項目を記入してください。

* 必要に応じて、卒業証明書及び実務経験証明書等を追加で求める場合があります。

〈技術職員資格者業種コード表〉

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

〈技術職員資格区分コード表〉

国内企業による技術者区分（建設業法による別表四）

根拠法令	コード	資格区分	必要 経験 年数	加点となる建設業の種類	評価 点
建設業法	001	法第7条第2号イ該当	大卒（短期大学を含む。）及び高専卒3年、高卒5年	2業種まで	1
	002	法第7条第2号ロ該当	10年		
	003	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）		認定書記載の業種のみ	
	004	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）			
	111	一級建設機械施工技士		土と舗	5
	11A	〃（附則第4条該当）		解	
	212	二級建設機械施工技士（第1種～第6種）		土と舗	2
	21B	〃（第1種～第6種）（附則第4条該当）		解	2
	113	一級土木施工管理技士		土と石鋼舗しゅ塗水解 （ただし「解」については、平成28年度以降の 合格者か解体工事の実務経験1年以上または登 録解体工事講習受講が必要）	5
	11C	〃（附則第4条該当）		解	
	214	二級土木施工管理技士（土木）		土と石鋼舗しゅ水解 （ただし「解」については、平成28年度以降の 合格者か解体工事の実務経験1年以上または登 録解体工事講習受講が必要）	2
	21D	〃（土木）（附則第4条該当）		解	
	215	二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）		塗	
	216	二級土木施工管理技士（薬液注入）		と	
	21E	〃（薬液注入）（附則第4条該当）		解	
	120	一級建築施工管理技士		建大左と石屋タ鋼筋板ガ塗防内 絶具解 （ただし「解」については、平成28年度以降の 合格者か解体工事の実務経験1年以上または登 録解体工事講習受講が必要）	5
	12A	〃（附則第4条該当）		解	
	221	二級建築施工管理技士（建築）		建解 （ただし「解」については、平成27年度までの 合格者は解体工事の実務経験1年以上または登 録解体工事講習受講が必要）	2
	222	二級建築施工管理技士（躯体）		大とタ鋼筋解 （ただし「解」については、平成28年度以降の 合格者か解体工事の実務経験1年以上または登 録解体工事講習受講が必要）	
	22B	〃（躯体）（附則第4条該当）		解	
	223	二級建築施工管理技士（仕上げ）		大左石屋タ板ガ塗防内絶具	
	127	一級電気工事施工管理技士		電	5
	228	二級電気工事施工管理技士			2
	129	一級管工事施工管理技士		管	5
	230	二級管工事施工管理技士			2
	131	一級電気通信工事施工管理技士		通	5
232	二級電気通信工事施工管理技士		2		

建設業法	1 3 3	一級造園施工管理技士		園	5
	2 3 4	二級造園施工管理技士			2
建築士法	1 3 7	一級建築士		建大屋タ鋼内	5
	2 3 8	二級建築士		建大屋タ内	2
	2 3 9	木造建築士		大	
技術士法	1 4 1	建設・総合技術監理（建設）		土と電舗しゅ園解 <small>（ただし「解」については、解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）</small>	5
	1 4 A	〃（附則第4条該当）		解	
	1 4 2	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		土と電鋼舗装しゅ園解 <small>（ただし「解」については、解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）</small>	
	1 4 B	〃（附則第4条該当）		解	
	1 4 3	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		土と	
	1 4 C	〃（附則第4条該当）		解	
	1 4 4	電気電子・総合技術監理（電気電子）		電通	
	1 4 5	機械・総合技術監理（機械）		機	
	1 4 6	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）		管機	
	1 4 7	上下水道・総合技術監理（上下水道）		管水	
	1 4 8	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）		管井水	
	1 4 9	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		土としゅ	
	1 4 D	〃（附則第4条該当）		解	
	1 5 0	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）		園	
	1 5 1	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		土と園	
	1 5 A	〃（附則第4条該当）		解	
	1 5 2	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）		管	
	1 5 3	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）		管水	
1 5 4	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）		管水清		
電気工事士法	1 5 5	第一種電気工事士		電	2
	2 5 6	第二種電気工事士	3年		
電気事業法	2 5 8	電気主任技術者（第1種～第3種）	5年	電	1
電気通信事業法	2 5 9	電気通信主任技術者	5年	通	
水道法	2 6 5	給水装置工事主任技術者	1年	管	
消防法	1 6 8	甲種消防設備士		消	2
	1 6 9	乙種消防設備士			
職業能力促進法※	1 7 1	建築大工（1級）		大	2
	2 7 1	建築大工（2級）	3年		1
	1 6 4	型枠施工（1級）		大と	2
	1 6 B	〃（1級）（附則第4条該当）		解	2
	2 6 4	型枠施工（2級）	3年	大と	1
	2 6 B	〃（2級）（附則第4条該当）	3年	解	1

職業能力開発促進法※

172	左官（1級）		左	2
272	左官（2級）	3年		1
157	とび・とび工（1級）		と	2
15B	（1級）（附則第4条該当）		解	2
257	とび・とび工（2級）	3年	と	1
25B	（2級）（附則第4条該当）	3年	解	1
173	コンクリート圧送施工（1級）		と	2
17A	（1級）（附則第4条該当）		解	2
273	コンクリート圧送施工（2級）	3年	と	1
27A	（2級）（附則第4条該当）	3年	解	1
166	ウェルポイント施工（1級）		と	2
16C	（1級）（附則第4条該当）		解	2
266	ウェルポイント施工（2級）	3年	と	1
26C	（2級）（附則第4条該当）	3年	解	1
174	空気調和設備配管（1級） 冷凍空気調和機器施工（1級）		管	2
274	空気調和設備配管（2級） 冷凍空気調和機器施工（2級）	3年		1
175	給排水衛生設備配管（1級）			2
275	給排水衛生設備配管（2級）	3年		1
176	配管・配管工（1級）			2
276	配管・配管工（2級）	3年		1
170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）		屋根板	2
270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）	3年		1
177	タイル張り・タイル張り工（1級）		タ	2
277	タイル張り・タイル張り工（2級）	3年		1
178	築炉・筑炉工（1級）・れんが積み			2
278	築炉・筑炉工（2級）	3年		1
179	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工		石タ	2
279	ブロック建築・ブロック建築工（2級）	3年		1
180	石工・石材施工・石積み（1級）		石	2
280	石工・石材施工・石積み（2級）	3年		1
181	鉄工・製罐（1級）		鋼	2
281	鉄工・製罐（2級）	3年		1
182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）		筋	2
282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）	3年		1
183	工場板金（1級）		板	2
283	工場板金（2級）	3年		1
184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（1級）		屋板	2
284	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（2級）	3年		1
185	板金・板金工・打出し板金（1級）		板	2
285	板金・板金工・打出し板金（2級）	3年		1
186	かわらぶき・スレート施工（1級）		屋	2
286	かわらぶき・スレート施工（2級）	3年		1
187	ガラス施工（1級）		ガ	2
287	ガラス施工（2級）	3年		1

職業能力開発促進法※	188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）		塗	2
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）	3年		1
	189	建築塗装・建築塗装工（1級）			2
	289	建築塗装・建築塗装工（2級）	3年		1
	190	金属塗装・金属塗装工（1級）			2
	290	金属塗装・金属塗装工（2級）	3年		1
	191	噴霧塗装（1級）			2
	291	噴霧塗装（2級）	3年		1
	167	路面標示施工			2
	192	畳製作・畳工（1級）			内
	292	畳製作・畳工（2級）	3年	1	
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）		2	
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）	3年	1	
	194	熱絶縁施工（1級）		絶	2
	294	熱絶縁施工（2級）	3年		1
	195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）		具	2
	295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）	3年		1
	196	造園（1級）		園	2
	296	造園（2級）	3年		1
	197	防水施工（1級）		防	2
	297	防水施工（2級）	3年		1
	198	さく井（1級）		井	2
	298	さく井（2級）	3年		1
	060	解体工事		解	2
	061	地すべり防止工事	1年	と井	1
	06A	〃（附則第4条該当）	1年	解	1
040	基礎ぐい工事		と	2	
062	建築設備士	1年	電管	1	
063	計装士（1級）	1年		1	
064	基幹技能者		講習会修了証記載業種のみ	3	
099	その他	※1	実務経験のある業種	1	

*評価点の5（2・1）点者の人数は、経営事項審査結果通知書の技術職員数欄の一級（二級・その他）の人数に一致します。

*資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数です。

※1 コード099その他 専門学校における経験年数については以下のとおりです。

①学校教育法による専修学校の専門課程（専門学校）を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、専門士又は高度専門士を称し、評価を受けようとする建設業に関して、3年以上実務の経験を有する者（その場合、高度専門士・専門士の称号が確認できる証明書の写しが必要です。）。

②学校教育法による専修学校の専門課程（専門学校）を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、評価を受けようとする建設業に関して5年以上実務の経験を有する者。

〈技術者の資格（指定学科）表〉法第7条第2号イ該当者

※ 下記学科以外の名称で疑問がある場合は、事前に履修証明書等を持参の上、御相談ください。

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科

〈有資格区分コード「099」について〉

平成11年10月から、建設業許可を受けようとする業種と技術的な共通性がある他の業種での実務経験でも、一定の範囲内で許可を受けようとする業種の実務経験として建設業許可要件の一つである営業所専任技術者となる資格を有することができるようになりました（振替の条件は以下を参照）。

〈実務経験年数の振替で営業所専任技術者となった者の経営事項審査の取扱い〉

- ・ 対象となる経営事項審査の申請→審査基準日（決算日）が平成11年10月1日以降

- ・ 経営事項審査における評価の対象→いわゆる「その他の技術職員」
- ・ 「技術職員名簿」(別紙2)の有資格区分コード欄→「099」(その他)を記入してください。

裏付け資料→「技術者の実務経験証明書」

技術者の実務経験証明書の実務経験の記載内容→

今回の措置により評価の対象となった業種と、実務経験の振替元となった業種を記入してください。

建設業許可の「営業所専任技術者」実務経験要件の一部緩和条件は次のとおりです。

1 実務経験要件緩和を認める業種の範囲

次の業種間でのみ実務経験の振替が認められます。

① 一式工事から専門工事への実務経験の振替

土木一式	→	とび・土工・コンクリート、しゅんせつ、水道施設
建築一式	→	大工、屋根、内装仕上、ガラス、防水、熱絶縁

注) 矢印の方向に向かって振替可。右枠内の業種間での振替不可

② 専門工事間での実務経験の振替

大工	← →	内装仕上
----	-----	------

注) 矢印の方向に向かって振替可

2 実務経験要件の緩和年数の条件

営業所専任技術者になろうとする業種→8年を超える実務経験が必要

営業所専任技術者になろうとする業種での実務経験+その他の業種での実務経験=12年以上
→2つの要件を満たしていれば営業所専任技術者となる資格を有することができます。

3 実務経験要件の緩和の効果

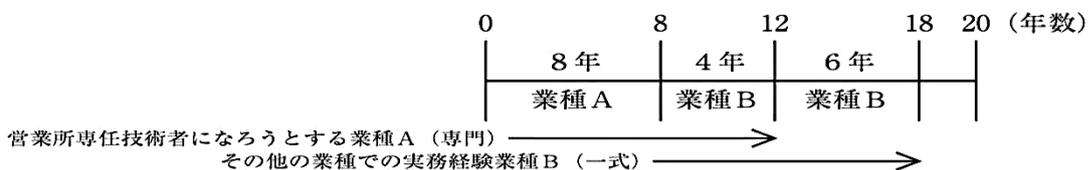
実務経験要件の緩和年数を使わないで「許可を受けようとする業種に関して10年以上の実務経験を有する者」として、2業種の営業所専任技術者になろうとする→

実務経験要件年数 1業種(10年) + 1業種(10年) = 20年

実務経験要件の緩和年数を使い「許可を受けようとする業種に関して10年以上の実務経験を有する者」として、2業種の営業所専任技術者になろうとする→

営業所専任技術者になろうとする業種→8年を超える実務経験が必要

① 一式工事から専門工事への実務経験振替の場合→最大2年の期間短縮

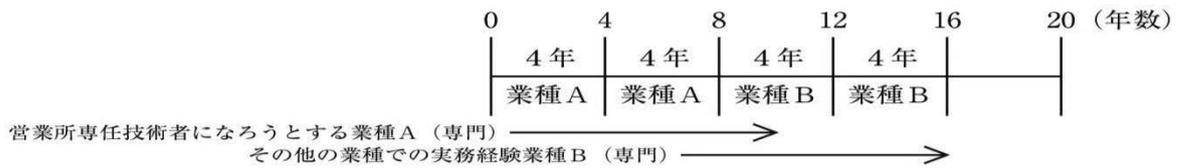


営業所専任技術者になろうとする業種での実務経験+その他の業種での実務経験=12年以上

実務経験要件年数 営業所専任技術者になろうとする業種(8年)+その他業種(10年)=18年

営業所専任技術者になろうとする業種→8年を超える実務経験が必要

② 専門工事間での実務経験振替の場合→最大4年の期間短縮



営業所専任技術者になろうとする業種での実務経験+その他の業種での実務経験=12年以上
 実務経験要件年数営業所専任技術者になろうとする業種(8年)+その他業種(8年)=16年

〈解体工事業の技術者要件に関する経過措置について〉※

解体工事業の経営事項審査を受けるとき、解体工事業の技術者としてみなされるものを申請する場合は、経過措置期間中に限り「附則第4条該当」の資格コードを記入してください。

資 格 区 分	附則第4条該当
一級建設機械施工技士	11A
二級建設機械施工技士(第1種～第6種)	21B
一級土木施工管理技士	11C
二級土木施工管理技士(土木)	21D
〃 (薬液注入)	21E
一級建築施工管理技士	12A
〃 (躯体)	22B
建設・総合技術監理(建設)	14A
建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)	14B
農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	14C
水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	14D
森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	15A
型枠施工(1級)	16B
型枠施工(2級)	26B
とび・とび工(1級)	15B
とび・とび工(2級)	25B
コンクリート圧送施工(1級)	17A
コンクリート圧送施工(2級)	27A
ウェルポイント施工(1級)	16C
ウェルポイント施工(2級)	26C
地すべり防止工事	06A

※令和3年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者(平成28年5月31までに要件を満たした者に限る。)も解体工事業の技術者とみなし、営業所の専任技術者や工事現場に配置する主任技術者等になることができます。「附則第4条該当」とは、解体工事業の技術者としての要件は満たしていないが、平成28年6月1日時点で、とび・土工工事業の資格者としての要件を満たしており、解体工事業の技術者としてみなされる者を指します。審査基準日時点で、登録解体工事講習を修了しているか、解体工事に関する1年以上の実務経験により、解体工事業の技術者の要件を満たしている場合は、「附則第4条該当」の資格コードは記載しないでください。

その他の審査項目 (社会性等)

[注意事項]

申請書（帳票）に記載する方法の解説は次ページを参照してください。

申請書（帳票）の○数字は、次ページの〈その他審査項目（社会性等）の書き方〉の○数字に対応しています。

その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況		項番	3						
雇用保険加入の有無	4	1	1	[1.有、2.無、3.適用除外]	①				
健康保険加入の有無	4	2	1	[1.有、2.無、3.適用除外]	②				
厚生年金保険加入の有無	4	3	1	[1.有、2.無、3.適用除外]	③				
建設業退職金共済制度加入の有無	4	4	1	[1.有、2.無]	④				
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4	5	1	[1.有、2.無]	⑤				
法定外労働災害補償制度加入の有無	4	6	2	[1.有、2.無]	⑥				

当該制度のうち、制度を1つ以上導入している場合は「1」を、いずれの制度も導入していない場合は「2」を記入
現行制度でどちらか加点される企業であれば加点

建設業の営業継続の状況		民事再生法等の適用があり、その手続終結決定日以降を審査基準日とする場合は、その決定日が起点となるので、そこから審査基準日までの年数を記入			⑨			
営業年数	4	7	5	4 (年) ⑦	昭和 平成 令和	初めに許可(登録)を受けた年月日 40年5月10日	休業等期間 2年 か月	備考(組織変更等) 平成12年3月10日廃業 平成14年2月20日許可
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	4	8	2	[1.有、2.無]	⑩	再生手続又は更生手続開始決定日 平成 年 月 日	再生計画又は更生計画認可日 平成 年 月 日	再生手続又は更生手続終結決定日 平成 年 月 日

適用がある場合は「1」を、適用がない場合又は適用後審査基準日が手続終結決定日以降となる場合は「2」を記入
該当する場合は、右の欄に、それぞれ年月日を記入

防災活動への貢献の状況		4	9	1	[1.有、2.無]	⑭
防災協定の締結の有無						

法令遵守の状況		5	0	2	[1.有、2.無]	⑮	審査基準日直前1年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を、それぞれ記入 直前の考え方は、技術者の講習受講と同じ。 確認資料は不要
営業停止処分の有無							
指示処分の有無	5	1	2	[1.有、2.無]	⑯		

建設業の経理の状況		72ページを参照			
監査の受審状況	5	2	4	[1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]	⑰
公認会計士等の数	5	3	0	(人)	⑱
二級登録経理試験合格者の数	5	4	1	(人)	⑲

研究開発の状況		「監査の受審状況」欄において「1」を記入した場合のみ、2期平均の額を記入			審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
研究開発費(2期平均)	5	5	0	(千円)	(千円)	(千円)

建設機械の保有状況		5	6	5	(台)	⑳	保有している場合はその台数を、保有していない場合は「0」を記入
建設機械の所有及びリース台数							

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況		5	7	1	[1.有、2.無]	㉒	登録があれば「1」を、なければ「2」を、それぞれ記入
ISO9001の登録の有無							
ISO14001の登録の有無	5	8	2	[1.有、2.無]	㉓		

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況		75ページを参照						
若年技術職員の継続的な育成及び確保	5	9	1	[1.該当、2.非該当]	㉔	技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
						11 (人)	2 (人)	18.1 (%)
新規若年技術職員の育成及び確保	6	0	1	[1.該当、2.非該当]	㉕	新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)	
						1 (人)	9.0 (%)	

記載要領

- 1 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□□**1**2のように右詰めで記入すること。
- 2 **4****1**「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 **4****2**「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 **4****3**「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 **4****4**「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 **4****5**「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 **4****6**「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 8 **4****7**「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 9 **4****8**「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 10 **4****9**「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 11 **5****0**「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 12 **5****1**「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 13 **5****2**「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 14 **5****3**「公認会計士等の数」及び**5****4**「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入すること。
- 15 **5****5**「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 16 **5****6**「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第2項に規定

- する大型自動車のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーンについて、台数の合計を記入すること。
- 17 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 18 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 19 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙2の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 20 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となつた人数が技術職員の人数の合計の1%に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙2の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」の欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

〈その他の審査項目（社会性等）の書き方〉

いずれの提示書類も審査基準日時点での内容を審査しますので、内容が審査基準日（決算日）に係るものをお持ちください。

① 項番 4 1 雇用保険加入の有無

雇用保険に加入している場合は「1」を、適用事業者であるにもかかわらず加入していない場合は「2」を、従業員が一人もいない場合や同居親族で構成されている場合等適用が除外される場合は「3」を記入してください。

なお、雇用保険法第5条により労働者を雇用している事業主は、全て加入を義務付けられています。加入していることが確認できなかった場合は、加入を促す指導をします。

「1」を記入する場合は、次のいずれかを提示してください。

裏付け資料→雇用保険領収書（口座振替の場合は通帳の写し）及び労働保険概算確定保険料申告書（原本）、又は保険料納入証明書（東京労働局徴収部徴収課発行、原本）

なお、保険料納入証明書の場合は、経営事項審査担当者が、その証明書で雇用保険料の納入が分かることが必要です（労災と雇用保険が合算されている場合などは、内訳が記載されていることなどが必要となります。）。

* 雇用保険料を分納している場合、決算月が4～7月のときは第1期分、8～11月のときは第2期分、12～翌3月のときは第3期分の領収書を持参ください。

* 申請者が全員出向者で構成されている場合には、出向元又は企業グループ名で加入していれば、適用除外になりますので「3」を記入してください。

裏付け資料→出向者が出向元で雇用保険に加入していることが明確な出向契約書等（原本）又は出向者について、出向元（企業グループ）で雇用保険に加入していることを証する書類

② 項番 4 2 健康保険加入の有無

健康保険に加入している場合は「1」を、強制適用事業者であるにもかかわらず加入していない場合は「2」を、個人経営の事業所であって従業員が常時5人未満であるとき等適用が除外される場合は「3」を、それぞれ記入してください。なお、法人であれば、従業員の数にかかわらず強制適用事業者となります。加入していることが確認できなかった場合は、加入を促す指導をします。

「1」を記入する場合は、次のいずれかを提示してください。提示資料については、納入目的年月が審査基準日に係るものを持参ください。

裏付け資料→納入告知書兼領収書（原本）（日本年金機構、健康保険組合発行）

又は保険料納入証明書（原本）（日本年金機構、健康保険組合発行）

また、全員出向者で構成されている場合には、出向元又は企業グループ名で加入していれば適用除外になりますので、「3」を記入してください。

裏付け資料→出向者が出向元で健康保険に加入していることが明確な出向契約書等（原本）又は出向者について、出向元（企業グループ）で健康保険に加入していることを証する書類

※ 原則として、出向者は配置技術者（監理技術者・主任技術者）にはなれません。

なお、年金事務所で健康保険の適用除外の承認を受けて全国土木建築国民健康保険等の国民

健康保険に加入している場合は、「健康保険の加入の有無」については、「3. 適用除外」となります。この場合は、納入目的年月が審査基準日に係る領収書等を提示してください。

③ 項番 4 3 厚生年金保険加入の有無

厚生年金保険に加入している場合は「1」を、強制適用事業者であるにもかかわらず加入していない場合は「2」を、個人経営の事業所であって従業員が常時5人未満であるとき等適用が除外される場合は「3」を、それぞれ記入してください。

なお、法人であれば、従業員の数にかかわらず強制適用事業者となります。加入していることが確認できなかった場合は、加入を促す指導をします。

「1」を記入する場合は、次のいずれかを提示してください。提示資料については、納入目的年月が審査基準日に係るものを持参ください。

裏付け資料→納入告知書兼領収書（原本）（日本年金機構発行）

又は保険料納入証明書（原本）（日本年金機構発行）

また、全員出向者で構成されている場合には、出向元又は企業グループ名で加入していれば適用除外になりますので、「3」を記入してください。

裏付け資料→出向者が出向元で厚生年金保険に加入していることが明確な出向契約書等（原本）

又は出向者について、出向元（企業グループ）で厚生年金保険に加入していることを証する書類

※ 原則として、出向者は配置技術者（監理技術者・主任技術者）にはなれません。

※社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）加入の有無について

- 平成24年7月1日から、「健康保険及び厚生年金保険」について、「健康保険」と「厚生年金保険」に分割し、それぞれ審査することとなりました。
- 「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合それぞれ40点の減点となります（3保険に未加入の場合、120点の減点）。

④ 項番 4 4 建設業退職金共済制度加入の有無

建設業退職金共済制度加入の有無は、審査基準日（決算日）時点において、勤労者退職金共済機構と特定業種退職金共済契約を締結している場合は、「1」を記入してください。ただし、審査基準を満たしていない等の理由で、証明書が発行されない場合は、「2」を記入してください。

「1」を記入する場合は、次の書類を提示してください。

裏付け資料→建設業退職金共済事業加入履行証明書（原本）

（経営事項審査申請用の証明書の請求先）

勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部東京都支部

東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館内 電話03-3551-5242

⑤ 項番 4 5 退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無

審査基準日時点において、退職一時金制度又は企業年金制度を導入している場合は「1」を、どちらとも導入していない場合は「2」を記入してください。企業年金制度の場合は、審査基準日時点において、厚生年金基金の設立若しくは加入契約の締結又は適格退職年金、確定拠出金（企業型）若しくは確定給付企業年金の加入契約のいずれかを行っていることが要件となります。

「1」を記入する場合は、次の書類を提示してください。

裏付け資料→

(1) 退職一時金制度

ア 中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済団体制度については、加入証明書（原本）又は掛金領収書（原本）

[中小企業退職金共済制度の加入証明書の請求先]

勤労者退職金共済機構（電話 03-6907-1234）

特定退職金共済団体は、所得税法施行令第73条第1項に規定する団体に限られます。

領収書は、「納付目的年月日」が決算日に係るものをお持ちください。

イ 自社退職金制度については、次のいずれかの書類を提示してください。

(ア) 労働基準監督署の届出印又は従業員代表者の意見書が添付されている就業規則（原本）
退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項の定めが明記されていることが必要です。なお、常時10名以上の労働者を使用する場合には、労働基準監督署への届出が必要です。

(イ) 労働協約（原本）

退職手当の決定、計算及び支払の方法が記載されていること並びに従業員代表による意見書が添付されていることが必要です。

* 別冊として退職金規定を作成している場合は、退職金規定だけでなく、本文である就業規則又は労働協約も必ず提示してください。

* 退職金一時金制度の対象は、中小企業退職金共済に加入している場合に準じて、期間雇用に係る労働者、試用期間中の労働者その他これらに類する者を除き、原則として建設業に従事する全ての従業員を対象とするものです。

(2) 企業年金制度

ア 厚生年金基金制度については、領収書（納付目的年月が審査基準日に係るもの）又は加入証明書（各厚生年金基金発行）（原本）

イ 確定拠出金（企業型）については、厚生労働大臣による承認通知書及び建設業者と確定拠出年金運営管理機関との間の運営管理業務の委託契約に係る契約書又は審査基準日前の直近の掛金振込に係る領収書（原本）

ウ 確定給付企業年金（基金型）については、企業年金基金の発行する加入証明書（原本）、確定給付企業年金（規約型）については、資産管理運用機関の発行する加入証明書（原本）

⑥ 項番 4 6 法定外労働災害補償制度加入の有無

法定外労働災害補償制度とは、政府の労働災害補償制度とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものです。したがって、政府の労働災害補償保険に加入しており、かつ、次の(ア)から(イ)まで

の要件を全て満たしている場合が評価の対象となります。

- (ア) 業務災害と通勤（出勤と退勤両方）災害を担保していること。
- (イ) 死亡及び労働災害補償保険の傷害等級第1級から第7級を補償（業務起因性疾病は対象外）していること。
- (ウ) 直接の使用関係にある下請負人（数次の請負は下請負人全て）の直接使用関係にある職員全てを対象としていること（記名式は認められません。）。
- (エ) 当該申請者が施工する全工事（共同企業体及び海外工事は除きます。）を補償（工事現場ごとの契約は対象外）していること。

審査基準日において、法定外労働災害補償制度に加入していれば「1」を、加入していなければ「2」を記入してください。

「1」を記入する場合は、次の(1)と(2)の書類の両方を提示してください。

裏付け資料→

- (1) 政府の労働災害補償保険制度

労働保険概算確定保険料申告書と領収済通知書の両方

※ 領収済通知書は、審査基準日を含む期の分が対象となります。（66ページの「項番41 雇用保険加入の有無」を参照）。

- (2) 法定外労働災害補償制度

[建設業労災補償共済制度加入証明書発行]

→（公財）建設業福祉共済団（電話03-3591-8451）

[全国建設業労災互助会証明書兼領収書発行]

→（一社）全国建設業労災互助会（03-3518-6551）

[労保連労働災害保険加入証明書発行]

→（一社）全国労働保険事務組合連合会東京支部（03-3556-0920）

[労働災害補償共済契約加入者証書の発行]→全日本火災共済協同組合連合会

[準記名式普通傷害保険証券又は加入証明書（原本）]→保険会社等

※準記名式普通障害保険証券は1枚の保険証券で、保険加入者が総職員数を上回っており、下請負人も対象となっていることなど、上記ア～エの条件に全て適合していることが確認できることが必要です。

[労働災害総合保険証券又は加入証明書（原本）]→保険会社等

※団体加入保険は、保険会社発行の団体加入保険証券（写し）及び申請者が団体加入保険に加入している加入証明書（加入団体発行、原本）。ただし、加入団体と保険会社が連名で発行され、上のア～エの条件の全てと保険期間が記入されている場合は、加入証明書（原本）又は加入者証（原本）を提示してください。

※ 加入証明書（原本）や加入者証（原本）を提示する場合、保険会社（支店を含みます。）が作成したものであることが確認できることが必要です。代理店の証明や支店長等の私印が押印されたものは認められません。

※ 労働災害総合保険、準記名式普通傷害保険、団体加入保険は保険証券、約款等でア～エの条件の全てが確認できることが必要です。補足資料として、約款等を持参する場合は、必ず申請者において要件が読みとれる条文を把握して、該当する条文に付箋を付けてください。

* 第三者賠償保険、責任保険及び生命保険は、法定外労働災害補償制度に該当しません。

⑦ 項番 47 営業年数

初めて建設業許可（登録）を受けた年月日から審査基準日までの年数を記入してください（一年未満は切捨て）。休業期間、許可切れ期間は含みません。

裏付け資料→前審査基準日の「経営事項審査申請書副本」（原本）。新規申請は、「最初の許可通知書」

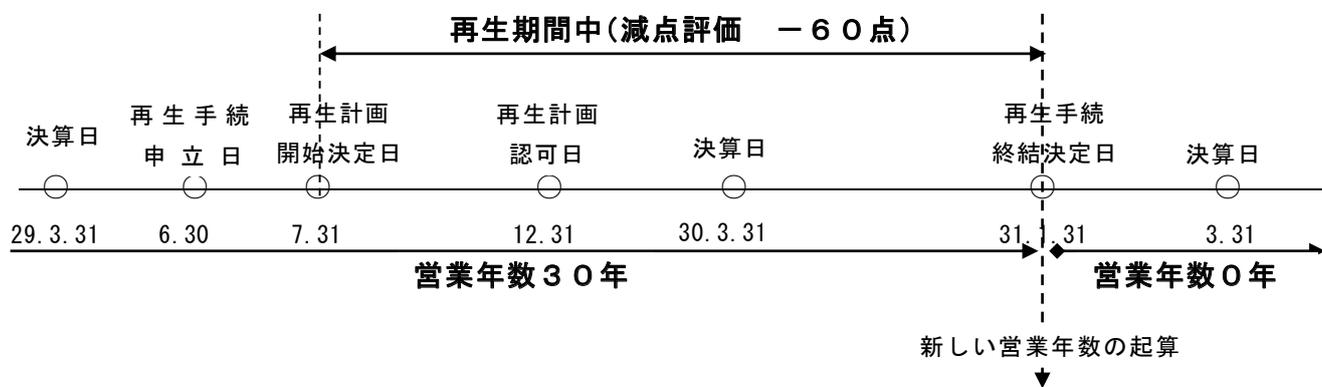
※ 最初の許可通知書を紛失した場合は、建設業指導担当へ審査日までに事前確認を申請し、「確認票」を受け取り、審査時に提示してください。

なお、平成23年4月1日から、民事再生法又は会社更生法の適用を受けた企業に対しての評価項目（減点措置）が創設されたこと（項番48を参照）に伴い、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた場合の営業年数については、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けたときから起算することとなりました（再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた時を起点として、営業年数は0年から再度起算します。）。ただし、再生（更生）期間中（平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合）は、最初の許可日から審査基準日までの年数を記入してください。

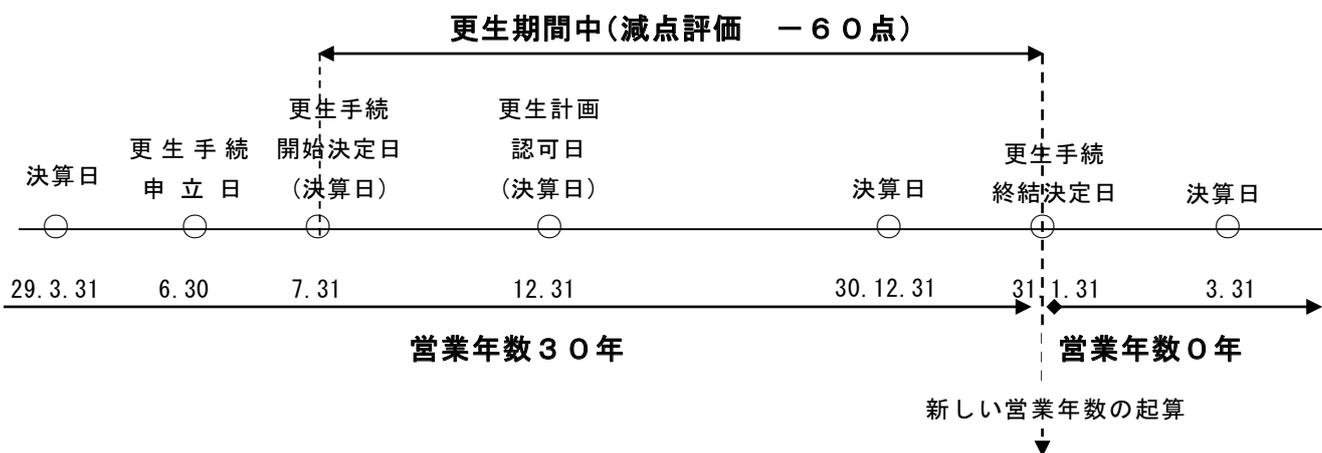
裏付け資料→再生手続又は更生手続終結決定日が確認できる書類（官報）の写し

[営業年数30年の会社が法的整理を行った場合のイメージ図]

民事再生手続



会社更生手続



⑧ 「休業等期間」について、1月に満たない端数については切り上げてください。

(例：1か月と3日は2か月)

⑨ 「備考(組織変更等)」について、組織変更があった場合は、具体的に記入してください。

(例：昭和62年5月15日 有限会社→株式会社)

⑩ 項番48 民事再生法又は会社更生法の適用の有無

適用がない場合又は再生手続終結の決定若しくは更生手続終結の決定を受けた後の日を審査基準日として申請する場合は、「2. 無」を記入してください。

審査基準日において再生(更生)期間中の場合(平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合)は、「1. 有」を記入してください。

なお、民事再生手続及び会社更生手続を行った場合は、特殊な経営事項審査に該当します。詳細は、82～85ページ「[5] 特殊な経営事項審査について」を参照してください。

裏付け資料(「1. 有」の場合)→ア 再生手続又は更生手続開始決定日が確認できる書類(手続開始決定通知書等)の写し

イ 再生計画又は更生計画認可日が確認できる書類(認可決定通知書等)の写し

⑪ 「再生手続又は更生手続開始決定日」について、該当する場合は、年月日を記入してください。

⑫ 「再生計画又は更生計画認可日」について、該当する場合は、年月日を記入してください。

⑬ 「再生手続又は更生手続終結決定日」について、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた後の日を審査基準日として申請する場合は、必ず記入してください。

⑭ 項番49 防災協定の締結の有無

国、特殊法人等又は地方公共団体と災害時における建設業者の防災活動について定めた防災協定を締結している場合は「1」を、していない場合は「2」を記入してください。

※特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項(詳細については、同法施行令第1条を参照)に規定する特殊法人等をいう。

裏付け資料→「1」の場合は、次のいずれかの書類を提示してください。

ア 申請者が国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している場合は、防災協定書(原本)

イ 申請者加入の建設業協会等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、以下2点の書類を提示してください。

・当該団体の証明書(原本)

※審査基準日現在当該団体に加入し、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できるもの

・当該団体が締結している防災協定書(写し)

⑮⑯ 項番50、項番51 法令遵守の状況

審査基準日直前1年以内に建設業法に基づく営業停止処分・指示処分を受けた場合は、「1. 有」を記入してください。処分を受けた日は、行政の処分日になります(営業停止開始日ではありません。)。裏付け資料は不要です。

⑰ 項番52 監査の受審状況

審査基準日において

ア 会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合は、「1」を記入してください。

イ 会計参与設置会社において、会計参与が会計参与報告書を作成している場合は、「2」を記入してください。

ウ 公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自ら署名捺印したものを提出している場合は、「3」を記入してください。なお、署名捺印する者は、常勤の職員（項番53に該当する者）であることが必要です。

エ アからウまでに該当しない場合は、「4」を記入してください。

裏付け資料→

ア 会計監査人が設置されている場合（「1」）＝有価証券報告書の原本又は監査証明書の写し（＝会計監査報告書。100ページを参照）を提示してください。有価証券報告書の場合、審査時には該当部分を指示するようお願いいたします。

イ 会計参与が設置されている場合（「2」）＝会計参与報告書の写し（101ページを参照）を提示してください。

ウ 「経理処理の適正を確認した旨の書類」を提出した場合（「3」）＝常勤職員である公認会計士、税理士、一級登録経理試験合格者などが、「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目（103～106ページを参照。提出は不要です。）」について適正に処理をしたことを確認し、自ら署名捺印した「経理処理の適正を確認した旨の書類（102ページを参照）」の原本及び副本（写）を提出してください。税理士などの常勤性の確認資料は49ページの「技術職員等の加対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料」を参照ください。

* 会計監査人（会計参与）が設置されているだけでなく、損益計算書などが、適正に表示されていることが必要です。なお、会計監査人となれるのは、公認会計士又は監査法人であり、会計参与となれるのは、監査法人、公認会計士、税理士及び税理士法人です。

* 審査基準日に会計監査人又は会計参与が設置されているかどうかを確認するために、履歴事項全部証明書、定款等の提示をお願いします。

* 監査役は、会計監査人及び会計参与とは異なります。

⑱ 項番53 公認会計士等の数

公認会計士等の数は、公認会計士、会計士補、税理士及び一級登録経理試験合格者（一級建設業経理事務士試験合格者等）の人数を記入してください（ただし、監査役は除きます。）。

⑲ 項番54 二級登録経理試験合格者の数

二級登録経理試験合格者の数は、二級登録経理試験合格者（二級建設業経理事務士等）の人数を記入してください（ただし、監査役は除きます。）。

⑱⑲の裏付け資料→公認会計士、会計士補、税理士又は一級・二級登録経理試験（建設業経理事務士ほか）の資格証（写）・合格証（写）及び常勤性が確認できる資料（49ページの「技術職員等の加対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料」を参照）

⑩ 項番 5 5 研究開発費

監査の受審状況を「1（会計監査人を設置している）」とした場合のみ対象となります（それ以外の場合は「0」を記入してください。）。対象者は、必ず2期平均を記入してください。（千円未満は切捨て）。

裏付け資料（2期分が必要となります。）次のいずれかの資料を提示してください。→前期分は前回経審でも可

ア 財務諸表

財務諸表注記表（様式17号の2。96ページを参照）の研究開発費の額と一致します。

イ 有価証券報告書（研究開発費の表示部分）

⑪ 項番 5 6 建設機械の所有及びリース台数

（ア）建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー

（イ）土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第2項に規定する大型自動車で、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出ており、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの（以下「大型ダンプ車」とする。）並びに同条第2項に規定する表示番号の指定を受けた営業用大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するもの

（ウ）労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン

以上の建設機械を申請者が所有、リース契約等により保有している場合は、その台数を記入してください。保有していない場合は、「0」を記入してください。

評価対象となる建設機械

種類	名称	範囲	根拠法令
掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの	(ア) 建設機械抵当法
トラクター類	ブルドーザー	自重が3トン以上のもの	
	トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの	
整地・締め機械	モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの	(イ) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
大型自動車 (大型ダンプ車)		土砂等を運搬する大型自動車のうち最大積載容量が5トン以上または車両総重量が8トンを超えるもの (自家用) 事業の種類として建設業を届け出ており、かつ、表示番号の指定を受けているもの (営業用) 主として建設業の用途に使用するもので、車検証備考欄の表示番号の後に(建)と記載されているもの	
移動式クレーン		つり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン	(ウ) 労働安全衛生法施行令

- * 建設機械の保有については、地域防災への備えの観点から、災害時において使用される上の表に掲げる建設機械が経営事項審査結果通知書の有効期間中は申請者の手元にあり、いつでも使用可能な状況の評価するものです。したがって、審査基準日から1年7か月以上の使用期間があることが評価対象となります。リース契約書等で、審査基準日から1年7か月以上の使用期間が確認できない場合は、「建設機械の保有状況一覧表」（108ページを参照）の誓約書に記名及び押印してください。
- * 償却台帳上すでに除却済みとなっている場合や、自主検査記録表の使用者が異なる等申請者が専ら使用できることが明確でないと、評価対象にはなりません。また、1台の建設機械を複数の業者が申請することはできません。
- * リース契約の場合は、会計上のファイナンスリース、オペレーティングリースとレンタル等の契約上の違いは考慮せず、審査基準日から1年7か月以上の使用期間がある賃貸借契約については全てリース契約として評価します。また、割賦販売により購入し、建設業者の資産として計上している場合は、所有として評価します。
- * 評価対象は15台までですが、発注部署が経審結果通知書に印字された台数を使用する場合も考えられますので、申請書には、所有又はリース契約による実数を記入してください。
- * 申請書に16台以上記入した場合でも、「建設機械の保有状況一覧表」には15台分まで記入してください。また、裏付け資料についても、15台分までで結構です。
- * 防災協定の締結の有無（項番49）が「2. 無」であっても、「建設機械の保有状況」は評価対象となります。

提出資料 「建設機械の保有状況一覧表」（108ページを参照）※正本用と副本用に1部ずつ添付

裏付け資料（いずれも写しを提示してください。）

- ア 契約書等 所有の場合 → (ア) 売買契約書
 (イ) (ア)がない場合は、注文書、申込書、販売（譲渡）証明書
 (ウ) (ア)も(イ)もない場合は、法人税確定申告書別表16及び償却台帳（除却済や機械が特定できない場合は不可。）
- リースの場合 → (ア) リース契約書
 (イ) (ア)がない場合は、リース契約の証明書

イ 確認資料

建設機械の種類	裏付け資料（確認事項）
ショベル系掘削機	○特定自主検査記録表（注1） ・審査基準日以前1年以内に点検を実施し、建設機械が正常に稼働するもの ○カタログ等（注2）
ブルドーザー	
トラクターショベル	
モーターグレーダー	
大型ダンプ車	○自動車検査証 ・有効期間に審査基準日を含み、73ページの内容が記載されているもの ○カタログ等
移動式クレーン	○製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証 ・有効期間に審査基準日を含むもの ○カタログ等

注1 労働安全衛生法上、1年以内に1回の特定自主検査の受検が義務付けられているため、原則として提示する必要がありますが、新品については、納入から1年以内に自主検査を受検すればいいので、特定自主検査実施時期証明書（写し）等の御提示をお願いします。

注2 ショベル系掘削機の場合は、特定自主検査記録表を掘削機専用の様式で作成してあれば、ショベル系掘削機であることの確認ができるので、カタログ等は不要です。

⑳ 項番57 ISO9001の登録の有無

（公財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関（UKASなど）に認定されている審査登録機関が認証したISO9001を取得している場合は「1」を、取得していない場合は「2」を、申請書に記入してください。

㉑ 項番58 ISO14001の登録の有無

（公財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関（UKASなど）に認定されている審査登録機関が認証したISO14001を取得している場合は「1」を、取得していない場合は「2」を、記入してください。

⑳㉑の裏付け資料（いずれも写しで結構です。）

審査登録機関（JABなど）が認証を証明する「ISO9001認証登録証明書」、「ISO14001認証登録証明書」（いずれも審査基準日時点で有効なもの）。

なお、「認証登録証明書」に登録範囲が明記されていない場合は、「付属書」等において登録範囲を確認できる資料も提示してください。

* ISOの認証を受けている建設業の業種と、項番16の経営規模等評価等対象建設業の業種とが異なっていた場合でも、評価対象となります（⑳㉑共通）。

* ISOの認証範囲に建設業が含まれていない場合や会社単位ではなく特定の営業所単位での認証となっている場合は、評価対象外です（⑳㉑共通）。

* 「認証登録証明書」及び「付属書」の標記が日本語以外の場合、必ず日本語に翻訳した書面を提出してください。なお、その際、その書面に申請者名を記載し、代表者印を押印し提出してください。（⑳㉑共通）

※ 平成27年4月1日から以下の審査項目が追加されました。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正により、発注者が、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況を審査・評価するよう努めることとされたことに伴い、経営事項審査の客観的事項に「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」が追加されました。

㉒ 項番59 若年技術職員の継続的な育成及び確保

技術職員名簿に記載された審査基準日現在に満35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上の場合は「1」を、15%未満の場合は「2」を記載してください。

裏付け資料 → 「技術職員名簿」

申請書の右側の欄に以下のとおり記載してください。

ア 「技術職員数 (A)」 → 技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数

イ 「若年技術職員数 (B)」 → 審査基準日において満 35 歳未満の技術職員の人数

ウ 「若年技術職員の割合 (B/A)」 → $\frac{\text{イの人数}}{\text{アの人数}} \times 100 (\%)$ を小数点以下第 2 位以下の端数を切り捨てた数値

②⑤ 項番 60 新規若年技術職員の育成及び確保

新たに技術職員名簿に記載された 35 歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の 1% 以上の場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記載してください。

裏付け資料 → 「技術職員名簿」

申請書の右側の欄に以下のとおり記載してください。

ア 「技術職員数 (A)」 → 技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数

エ 「若年技術職員数 (C)」 → 技術職員名簿において、「新規掲載者」欄に○がされ、審査基準日において満 35 歳未満の技術職員の人数

オ 「新規若年技術職員の割合 (C/A)」 → $\frac{\text{エの人数}}{\text{アの人数}} \times 100 (\%)$ を小数点以下第 2 位以下の端数を切り捨てた数値

〈大臣・知事コード〉

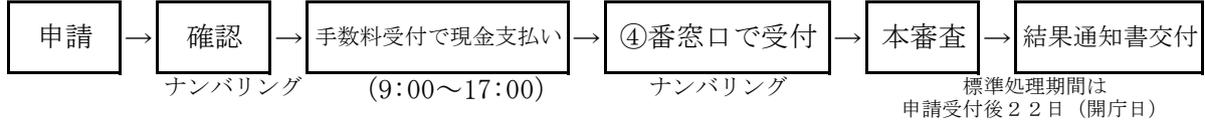
国土交通大臣	00
東京都知事	13

〈東京都区市町村コード表〉

13101	千代田区	13201	八王子市		
13102	中央区	13202	立川市		西多摩郡
13103	港区	13203	武蔵野市		
13104	新宿区	13204	三鷹市	13303	瑞穂町
13105	文京区	13205	青梅市	13305	日の出町
13106	台東区	13206	府中市	13307	檜原村
13107	墨田区	13207	昭島市	13308	奥多摩町
13108	江東区	13208	調布市		大島支庁
13109	品川区	13209	町田市		
13110	目黒区	13210	小金井市		
13111	大田区	13211	小平市	13361	大島町
13112	世田谷区	13212	日野市	13362	利島村
13113	渋谷区	13213	東村山市	13363	新島村
13114	中野区	13214	国分寺市	13364	神津島村
13115	杉並区	13215	国立市		三宅支庁
13116	豊島区	13218	福生市		
13117	北区	13219	狛江市		
13118	荒川区	13220	東大和市	13381	三宅村
13119	板橋区	13221	清瀬市	13382	御蔵島村
13120	練馬区	13222	東久留米市		八丈支庁
13121	足立区	13223	武蔵村山市		
13122	葛飾区	13224	多摩市	13401	八丈町
13123	江戸川区	13225	稲城市	13402	青ヶ島村
		13227	羽村市		小笠原支庁
		13228	あきる野市		
		13229	西東京市	13421	小笠原村

経営事項審査 確認書 (都知事許可業者用)

※ 手順



太枠の中を御記入ください。(下の確認票もあり)

会社名又は個人名				受付印	確認 番号
許可番号		確認印			
第 号					
手数料					
業種数	業種	審査担当者		整理番号	
手数料	¥	最終			

審 査 手 数 料							
業種数	手数料	業種数	手数料	業種数	手数料	業種数	手数料
1業種	11,000円	8業種	28,500円	15業種	46,000円	22業種	63,500円
2業種	13,500円	9業種	31,000円	16業種	48,500円	23業種	66,000円
3業種	16,000円	10業種	33,500円	17業種	51,000円	24業種	68,500円
4業種	18,500円	11業種	36,000円	18業種	53,500円	25業種	71,000円
5業種	21,000円	12業種	38,500円	19業種	56,000円	26業種	73,500円
6業種	23,500円	13業種	41,000円	20業種	58,500円	27業種	76,000円
7業種	26,000円	14業種	43,500円	21業種	61,000円	28業種	78,500円

※ 申請者の皆様へ
 審査終了後、上の手順にしたがって手続を完了してください。
 (手続が完了しないと結果通知書は発行されません。)

経営事項審査 確認票

太枠の中を御記入ください。

会社名又は個人名			許可番号	第 号	確認 番号
担当者氏名 (代理人氏名)		連絡先電話番号			

- ① 予約日： 令和 年 月 日、午前・午後 時
- ② 受付日： 令和 年 月 日 (手数料— 業種、 円)

〔 3 〕 申請に必要な提出書類一覧

〈一覧表の注意事項〉

これは知事許可の申請書・裏付け資料の一覧です。(大臣許可の申請書・資料は巻末〔参考資料〕を参照)。

この一覧表には必要な部数、裏付け資料の提示方法(原本か写し)のみ記載しています。裏付け資料の説明は、「〔2〕経営事項審査申請書の作成要領」の説明を参照してください。

〈必要書類について〉

- ・ **継続申請者** (前期事業年度に基づく経営事項審査申請を受けて今期事業年度の経営事項審査申請をする方) →①～③③までの必要書類をそろえてください。
- ・ **新規申請者** (初めて経営事項審査を申請する方と前期事業年度に基づく経営事項審査申請を受けないで今期事業年度の経営事項審査申請する方) →①～③⑦(⑬を除きます。)までの必要書類をそろえてください。

1 提出書類(申請書類。①～⑥は必須書類。⑦～⑩は必要な場合のみ提出する書類)

書 類 名	注 意 事 項	参照ページ
①経営事項審査確認書	1部	78ページ
②経営規模等評価申請書・総合評定請求書	正本、副本(正本の写し)	12ページ
③工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高	正本、副本(正本の写し)	21ページ
④その他の審査項目(社会性等)	正本、副本(正本の写し)	63ページ
⑤技術職員名簿	正本、副本(正本の写し)	42ページ
⑤の名簿に記入した、「合格証明書・免状・監理技術者証・講習修了証」等の写し	1部提出(別綴じをお願いします。)	
⑥経営状況分析結果通知書	原本提出	2ページ
⑦継続雇用の適用を受けている技術職員名簿	正本、副本(正本の写し)	51、107ページ
⑧建設機械の保有状況一覧表	正本、副本(正本の写し)	73、108ページ
⑨工事経歴書	正本、副本(正本の写し)※	33ページ
⑩経理状況の適正を確認した旨の書類	正本、副本(正本の写し)	72、102ページ

※ 提出済みの工事経歴書が、主な完成工事について、(元請下請の区別などなく、単に)請負代金の大きい順に記入されているなど、経営事項審査を申請しない場合の要件(許可申請変更の手引の工事経歴書のことを記入されている箇所を参照)は満たしているものの、①完成工事高が7割を超えて記入されていない場合(32ページの吹き出しを参照)、②審査対象事業年度及び前(前々)審査対象事業年度に許可がない期間がある場合で、かつ、完成工事高を全件表記していない場合(25ページの「カ 新規許可、許可業種の追加をしたとき」を参照)、③消費税が税抜き表記になっていない場合(38ページの「工事経歴書の記入方法」と「注意事項」を参照)など経営事項審査用の要件を満たしていない場合のみ提出してください(決算変更届の訂正は不要です)。

2 裏付け資料(提出と記載がなければ、提示のみ)

ア ⑮に関して、前期(前々期)事業対象年度分については、前回の経営事項審査申請書で確認できる場合は、審査対象事業年度分のみで結構です(24ページを参照)。

イ ⑳・㉑に関して、電子申告した場合は、申告した電子申告書及び添付書類を出力したものと税務署から送信された申告書の受信通知を紙に出力したものを提示してください。

* 雇用保険及び健康保険(年金)についても同様の対応をお願いします。

資料（下の番号順に並べてください。ファイリングされている場合は、事前に必要な資料のみをファイルから外しておいてください。）

⑪建設業許可通知書又は許可証明書	申請時点で有効な通知書（許可証明書の場合は、証明書発行日が審査基準日以降であり申請日前3か月以内であること。）の原本
⑫建設業許可申請書	現在有効な副本一式（原本。新規申請の場合や原本がない場合は、次ページの「新規申請」の場合も参照してください。）
⑬前回の経営事項審査申請書類	副本一式（原本。新規申請は不要）
⑭変更届出書（副本）（所在地、経営業務の管理責任者、営業所の専任技術者、廃業等）	副本一式（原本。前回許可更新時から申請日にかけて届け出た副本全て）
⑮決算報告書（変更届出書）（副本）の2年間又は3年間分 *財務諸表を含みます。 工事種類別完成工事高の選択→2年平均ならば、直近2年間分の副本、3年平均ならば、直近3年間分の副本の原本提示。財務諸表（損益計算書）で営業利益（2期分）と完成工事高を、「直前3年の各事業年度における工事施工金額」で、各事業年度の元請金額・工事経歴書の金額を確認しますので、事前に整合性があるか確認をしておいてください。 登録経営状況分析機関に財務諸表などの訂正届を提出した場合は、「変更届書の訂正について」に当該書類を添付して建設業課にも提出する必要があります。（88～90ページを参照）。	
⑯技術職員などの常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料	審査基準日及び前審査基準日に係る年度の「資料」の原本。49ページを参照
⑰技術者の資格検定合格証等 ※提出用は出来るだけ両面コピーにてお願いします。	⑮の名簿に記入した職員の「合格証明書・免状・監理技術者証・講習修了証」等の写しを提出 48ページを参照
⑱雇用保険	審査基準日に係る資料の原本。66ページを参照
⑲健康保険	審査基準日に係る資料の原本。66ページを参照
⑳厚生年金保険	審査基準日に係る資料の原本。67ページを参照
㉑建設業退職金共済制度	審査基準日に係る資料の原本。67ページを参照
㉒退職金一時金制度又は企業年金制度	審査基準日に係る資料の原本。どちらかの制度に関する資料の提示のみで結構です。68ページを参照
㉓法定外労働災害補償制度	審査基準日に係る資料の原本。（法定内分の提示も必要）。68ページを参照
㉔防災協定	協定書、証明書の原本。71ページを参照
㉕監査の受審状況	会計監査報告書等の提示。ただし、「3」とした場合は、経理処理の適正を確認した旨の書類（前ページにも記載しております。）の原本及び写しの提出と、常勤の確認資料の提示。72ページを参照
㉖公認会計士等の数、二級登録経理試験合格者の数	資格証・合格証の写し、常勤性の確認資料の提示。72ページを参照
㉗研究開発費	財務諸表（副本）等。73ページを参照
㉘建設機械の所有及びリース台数	建設機械の保有状況一覧表（前ページにも記載しております。）の提出及び売買契約書等の資料の写し。73ページを参照
㉙㉚ I S O の登録	審査基準日時点で有効な資料（写しで結構です）。75ページを参照

⑳以降は次ページに記載してあります。

③①消費税確定申告書（控）	審査基準日に係る資料の原本。電子申告した場合は79ページ2のイを参照。26ページを参照
③②消費税納税証明書その1（税務署発行）	審査基準日に係る資料の原本。26ページを参照
③③契約書類	審査基準日に係る資料の写し。24ページを参照 ※決算期変更等で審査基準日の事業期間が12か月未満で、前回基準日に経営事項審査を受けていない場合は、前回基準日分も必要です。

「新規申請」「許可業種追加」「契約後VE」の場合は、更にそれぞれ次の書類が必要になります。

書類名	注意事項
新規申請 ＝「初めて経営事項審査の申請を行う者」及び「前期事業年度に基づく経営事項審査を行わないで今期事業年度の経営事項審査を行う者」	
③④最初に受けた建設業許可（登録）通知書（原本）	原本提示。紛失の場合は、建設業指導担当で事前確認を受けてください。70ページを参照
③⑤経営状況分析機関に提出した財務諸表（工事種類別完成工事高の選択→2年平均の場合は直近2年間分、3年平均の場合は直近3年間分）	決算報告（変更届出書）や建設業許可申請書として既に建設業課に提出済みの場合は不要
③⑥法人税確定申告書一式（写し）及び消費税確定申告書控（原本。勘定科目の内訳書を含みます。）	工事種類別完成工事高の選択→2年平均の場合は、直近2年間分の副本。3年平均の場合は、直近3年間分の副本。電子申告した場合は79ページ2のイを参照
③⑦建設業許可取得以前の完成工事高の証明（工事種類別完成工事高の選択→2年平均の場合は直近2年間分、3年平均の場合は直近3年間分）	許可取得以前も含めた全工事を記載した「工事経歴書」の正本と副本（写し）を提出。25ページを参照
許可業種追加申請	
③⑧業種追加以前の完成工事高の証明（工事種類別完成工事高の選択→2年平均の場合は直近2年間分、3年平均の場合は直近3年間分）	許可取得以前も含めた全工事を記載した「工事経歴書」の正本と副本（写し）を提出。25ページを参照
契約後VEの申請	
③⑨契約後VEによる契約額が減額となる証明	「証明」の原本を提示

〈「審査基準日に係る」資料の考え方〉

「審査基準日に係る」の例示

決算日が平成31年4月30日→審査基準日は平成31年4月30日

「審査基準日に係る月」→平成31年4月

「審査基準日に係る年」→平成31年、令和元年

「審査基準日に係る年度」→平成31年度、令和元年度

決算日が平成31年3月31日→審査基準日は平成31年3月31日

「審査基準日に係る月」→平成31年3月

「審査基準日に係る年」→平成31年、令和元年

「審査基準日に係る年度」→平成30年度

〔４〕再来（さいらい）の方法

〈再来〉

経営事項審査を受けたものの、書類不備等により再び審査を受けることです。

再来で、再度審査を受ける場合は、短時間（１件５分程度）で審査を完了することを想定しており、内容によっては再来ではなく、再度予約を取ってもらうこともあります。

〈再来の予約、審査日、審査時間〉

再来の予約は必要ですか。→予約は必要ありません。

再来の審査を行う日はいつですか。→知事許可の経営事項審査を行っている日です。

再来の審査開始予定は何時ですか。→予約審査終了後から開始しますので、おおむね１０時、１１時、１４時、１５時から行います。

再来の審査申込はどうすればいいですか。→受付で「大臣許可の再来」又は「知事許可の再来」とお伝えください。再来の受付終了時間は、午前は１１時、午後は１５時です。

〈再来の申込み方法と再来審査の進め方〉

建設業許可が大臣許可の場合と知事許可の場合とでは再来の申込み方法が異なります。

以下をよく読んでください。

あなたの建設業許可は（Ⅰ）大臣許可ですか？（Ⅱ）知事許可ですか？

大臣許可は（Ⅰ）、知事許可は（Ⅱ）をお読みください。

（Ⅰ）大臣許可の再来方法

（Ⅰ-i）受付で「大臣許可の再来」とお伝えください。

（Ⅰ-ii）担当者の指示に従ってください。

（Ⅱ）知事許可の再来方法

（Ⅱ-i）受付で「知事許可の再来」とお伝えください。

（Ⅱ-ii）再来カードを受け取ってください。

（Ⅱ-iii）再来カードの番号をお呼びするまで待合用椅子でしばらくお待ちください。

（Ⅱ-iv）各時間の予約審査が終了しましたら審査担当がお呼びします。

（Ⅱ-v）審査担当者に再来カードを渡し、再来の理由を手短に説明してください。

（Ⅱ-vi）裏付け資料を提示してください。

（Ⅱ-vii）審査が終了したら→仮受付、収納窓口、④番受付の順でお進みください。

〔5〕特殊な経営事項審査について

1 合併、経営再建等の経営事項審査（建設業許可が東京都知事の場合）

東京都知事許可の建設業者で合併や経営再建後に経営事項審査（特殊な経営事項審査）を行う場合の相談、申請はおおむね以下の手順で行ってください。

〈合併、経営再建とは〉

- (1) **合併等**→①合併 ②営業譲渡 ③分社をいいます。
- (2) **経営再建**→①会社更生 ②民事再生 ③特定調停をいいます。

〈申請の手順（建設業許可が知事許可の場合）〉

建設業指導担当に事前に来庁時間を調整の上御相談ください。

- 持参する資料 →
- ・合併や経営再建等の事実が確認できる書類（写しで結構です。）
 - ・関係する全会社の建設業の許可通知書（写しで結構です。）
 - ・決算日が確認できる書類（なければ結構です。）

↓（次の資料を作成します。）

経営事項審査を受ける会社の修正財務諸表、精算書等を作成してください。

- ・審査基準日により修正財務諸表の作成方法が異なります。
- ・**修正財務諸表は公認会計士又は税理士による証明が必要です。**
（修正財務諸表→事例に応じた修正等を行った財務諸表をいいます。）
- ・合併、営業譲渡、分社のときは、審査基準日により精算書の作成方法が異なります。

↓（経営状況分析申請）

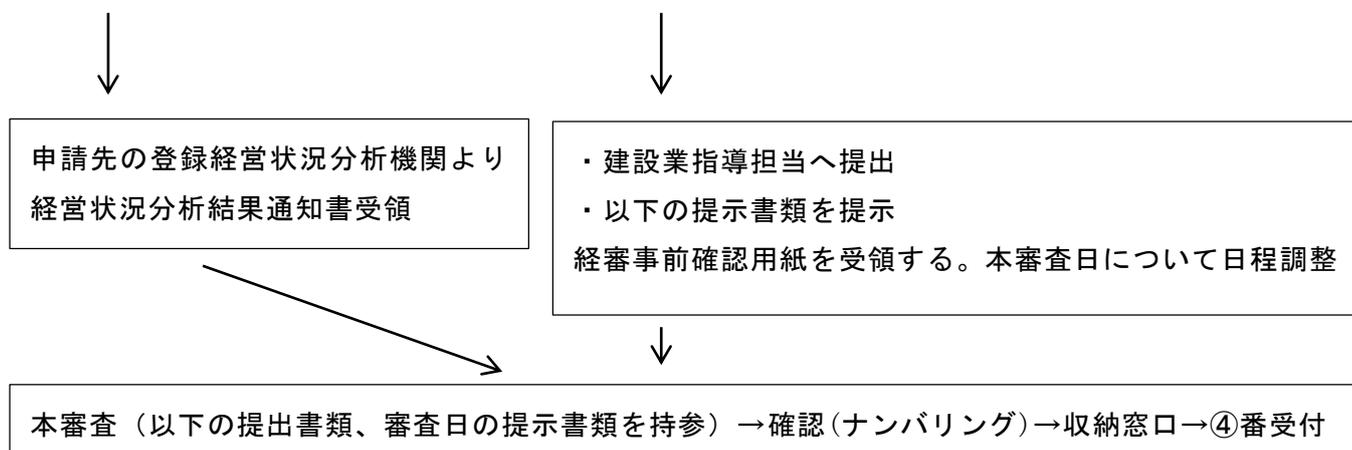
経営状況分析審査申請

申請先：登録経営状況分析機関

↓（経営事項審査の内容について事前確認）

確認事項と確認書類

- ・修正財務諸表と工事請負契約書の関係を確認
→ ・修正財務諸表 ・工事経歴書（二号） ・工事請負契約書、注文書等
- ・合併、営業譲渡、分社を行う前と後の会社の建設業許可
- ・経営再建の会社の建設業許可を確認
→ ・建設業許可申請書（各社） ・許可通知書（許可証明書）
- ・技術職員を確認
→ ・技術職員名簿 ・合格証等（写し） ・職員の常勤資料
- ・建設業経理事務士を確認
→ ・合格証（写し）



〈申請に必要な書類〉

(1) 合併等の経営事項審査申請に必要な書類

提出書類

書 類 名	注 意 事 項
① 経営事項審査確認書	1部（知事許可）
② 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書（20001帳票）	2部（正本、副本-正本の写し）
③ 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（20002帳票）	2部（正本、副本-正本の写し）
④ その他の審査項目（20004帳票）	2部（正本、副本-正本の写し）
⑤ 技術職員名簿（20005帳票）	2部（正本、副本-正本の写し）
⑥ 経営状況分析結果通知書	原本提出

事前確認時の提示書類

書 類 名	注 意 事 項
⑦ 合併等の契約書	
⑧ 修正財務諸表（2期分）及び修正財務諸表が適正である公認会計士又は税理士の証明（写し）（「直前3年の各事業年度における工事施工全額」を含みます。）	登録経営状況分析機関に送付した書類
⑨ 精算書及び精算書が適正である公認会計士又は税理士の証明（写し）	会社間の取引分は相殺してください。 完成工事高が3年平均→36か月分 完成工事高が2年平均→24か月分
⑩ 消費税確定申告書	（原本）
⑪ 工事請負契約書等（写しで結構です。）	審査を受ける建設業の種類ごとに工事経歴書上位5件
⑫ 技術職員等の常勤性の証明（原本）（審査基準日現在）	提示書類は技術職員名簿の説明を参照

⑬ 技術者の資格検定合格証等（写し） （審査基準日現在）	提示書類は技術職員名簿の説明を参照 ※提示したものを提出
---------------------------------	---------------------------------

審査日の提示書類

書 類 名	注 意 事 項
⑭ 建設業許可通知書又は許可証明書（原本）	経営事項審査を申請する会社
⑮ 建設業許可申請書（副本）	合併等時点のもの
⑯ 前回の経営事項審査申請書類（副本）	
⑰ 前回の経営事項審査結果通知書（原本）	
⑱ 変更届出書（副本）	合併等時点から申請日にかけて有効なもの
⑲ 社会性等の証明（審査基準日現在）	提示書類の種類はその他の審査項目（社会性等）の説明を参照
⑳ 事前確認「確認書」	
㉑ 事前確認時に指示した書類一式	

合併等の経営状況分析申請に必要な書類→登録経営状況分析機関にお問い合わせください。

(2) 経営再建があった場合の経営事項審査の申請に必要な書類

提出書類

書 類 名	注 意 事 項
① 経営事項審査確認書	1部（知事許可）
② 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書 （20001帳票）	2部（正本、副本-正本の写し）
③ 工事種類別完成工事高・ 工事種類別元請完成工事高（20002帳票）	2部（正本、副本-正本の写し）
④ その他の審査項目（20004帳票）	2部（正本、副本-正本の写し）
⑤ 技術職員名簿（20005帳票）	2部（正本、副本-正本の写し）
⑥ 経営状況分析結果通知書	原本提出

事前確認時の提示書類

書 類 名	注 意 事 項
⑦ 経営再建の事実確認ができる書類	裁判所に提出した書類及び裁判所から発行された書類
⑧ 修正財務諸表及び修正財務諸表が適正である 公認会計士又は税理士の証明（写し）	登録経営状況分析機関に送付した書類
⑨ 消費税確定申告書	（原本）

⑩ 工事請負契約書（写しで結構です。）等	審査を受ける建設業の種類ごとに工事経歴書の上位5件
⑪ 技術職員等の常勤性の証明（原本）（審査基準日現在）	提示書類は技術職員名簿の説明を参照
⑫ 技術者の資格検定合格証等（写し）（審査基準日現在）	提示書類は技術職員名簿の説明を参照 ※提示したものを提出

審査日の提示書類

書 類 名	注 意 事 項
⑬ 建設業許可通知書又は許可証明書（原本）	経営事項審査を申請する会社
⑭ 建設業許可申請書（副本）	
⑮ 前回の経営事項審査申請書類（副本）	
⑯ 前回の経営事項審査結果通知書（原本）	
⑰ 変更届出書（副本）	申請日にかけて有効なもの
⑱ 社会性等の証明（審査基準日現在）	提示書類の種類はその他の審査項目（社会性等）の説明を参照
⑲ 事前確認「確認書」	
⑳ 事前確認時に指示した書類一式	

経営再建の経営状況分析の申請に必要な書類→登録経営状況分析機関に問い合わせてください。

2 外国建設業者の経営事項審査（建設業許可が東京都知事の場合）

〈外国建設業者の定義〉

外国建設業者とは次のいずれかになります。

- ① 外国に主たる営業所を有する建設業者
- ② 日本国内に主たる営業所を有する建設業者のうち、外国に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の50%以上を出資しているもの

〈外国の定義〉

効力を有する政府調達に関する協定を適用している国又は地域

その他我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国又は地域

〈外国企業が日本国内の事項のみで経営事項審査を申請する場合〉

日本国内に設けられている外国建設業者の支店、日本法人が日本国内の技術者数、営業年数、建設業経理事務士等の数及び労働福祉の状況（建設業退職金共済組合、退職一時金制度、企業年金制度及び法定外労働災害補償制度）のみで経営事項審査を申請

→日本企業が申請する経営事項審査の裏付け資料と同じ資料が必要

裏付け資料→申請書、技術職員名簿、その他審査項目の裏付け資料を参照

外国語の提示書類には日本語訳を添付してください。

〈外国建設業者が日本国外の事項を含めて経営事項審査を申請する場合〉

日本国以外の経営規模、経営状況、技術者数、営業年数、及び建設業経理事務士等の数について国土交通省に認定申請を行う→国土交通大臣の認定した数値等で審査

裏付け資料→認定書（国土交通大臣）（外国の事項について）

日本の事項については日本企業の経営事項審査と同じ資料を用意

外国語の提示書類には日本語訳を添付してください。

企業集団の範囲は国土交通大臣が認定します。

経営事項審査の審査前に国土交通大臣から企業集団の範囲について認定を受けてください。

詳細は国土交通省土地・建設産業局建設業課【代表電話03-5253-8111】にお問い合わせください。

裏付け資料→認定書（国土交通大臣）

外国建設業者が日本国内の事柄に加えて外国の事柄を含めて経営事項審査の申請をする場合は、建設業指導担当にあらかじめ相談してください。

〈外国建設業者の「技術職員名簿」に記載する技術職員の有資格区分コードについて〉

外国建設業者が日本国外の事項を含めて経営事項審査を申請する場合の「技術職員の有資格コード」は、「外国建設業者による技術者区分コード表」（別表5。44ページを参照）に基づいて記入してください。

3 企業集団・持株会社による経営事項審査

〈企業集団・持株会社による経営事項審査を希望する場合〉

国土交通省土地・建設産業局建設業課の認定及び数値認定が必要です。

詳細は国土交通省土地・建設産業局建設業課【代表電話03-5253-8111】にお問い合わせください。

変更届出書(別紙8)の訂正について

(令和 年 月 日)

関東地方整備局長
東京都知事 殿

(許可年月日) 年 月 日

(許可番号) 国土交通大臣
許可()第 号
東京都知事

所在地

(建設業者) 商号又は名称

代表者氏名

印

事業年度(第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで)の

変更届出書の下記の書類について訂正します。

記

*該当する項目に○を付ける。

- (1) 工事経歴書
- (2) 直前3年の各事業年度における工事施工金額
- (3) 財務諸表

	訂正箇所(ページ)	枚 数
貸借対照表		枚
損益計算書		枚
株主資本等変動 計算書及び注記表 (法人のみ)		枚
		計 枚

〔6〕変更届出書（別紙8）の訂正について

〈用紙について〉

前ページの書式をコピーして使用してください。

なお、この届出書で許可申請書に添付している財務諸表等を訂正することはできません。

〈提出部数〉

大臣許可業者・知事許可業者 2部（正本・副本）

〈代理人が訂正届を提出する場合〉

訂正届に建設業者の社印（法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印）を押し印するか、建設業者からの委任状を添付してください。代理人印（行政書士印）のみが押し印された訂正届は受け付けられません。

〈添付書類のつづり方〉

[変更届出書（別紙8）の訂正について] をコピーして表紙とし、訂正届を作成してください。

① 決算報告（変更届出書）を建設業課へ提出後、登録経営状況分析機関で財務諸表の変更があった場合の訂正について

書類のつづり方は次のとおりです。

- ・（表紙）「変更届出書（別紙8）の訂正について」
- ・（添付書類）「財務諸表」

② 経営事項審査で工事の種別を変更するように指示された場合の訂正について

書類のつづり方は次のとおりです。

- ・（表紙）「変更届出書（別紙8）の訂正について」
- ・（添付書類）「工事経歴書」
- ・（添付書類）「直前3年の各事業年度における工事施工金額」

③ 経営事項審査で売上金額を完成工事高から兼業事業売上高に変更するように指示された場合の訂正について

書類のつづり方は次のとおりです。

- ・（表紙）「変更届出書（別紙8）の訂正について」
- ・（添付書類）「工事経歴書」
- ・（添付書類）「直前3年の各事業年度における工事施工金額」
- ・（添付書類）「財務諸表」

〈その他必要書類〉

「経営事項審査」審査当日に書類等の不備が発見され、後日訂正届を提出する（〈添付書類のつづり方〉①～③の事例＝「再来」（さいらい）といいます。）場合は、次の書類も持参してください。

- ・決算報告（変更届書）
- ・その他審査担当者が指示した書類

〈財務諸表の訂正方法〉

① 建設業課へ提出した決算報告（変更届出書）の「財務諸表」から訂正を行うページをコピーしてください。

② 「財務諸表」の訂正する数値を見え消しで修正してください（訂正印の必要はありません。）。

見え消し＝訂正前の数字に二重線を引いてから新しい数字をその隣に記入してください。

〈「工事経歴書」、「直前3年の各事業年度における工事施工金額」の訂正方法〉

「工事経歴書」、「直前3年の各事業年度における工事施工金額」の訂正は訂正後の文字、数字を直接記入して新たに作成してください。

〈訂正の受付〉

経営事項審査や経営状況分析において指摘を受けた場合のみ訂正届の受付は、経営事項審査窓口（東京都庁第二本庁舎3階南側）で行います。

〔7〕「最終チェックリスト」（東京都知事許可業者用）

最終の確認で御使用ください。

【 】内の数字は項番を表します。

（*まず、全ての申請書類及び経営状況分析結果通知書が新様式になっているかどうか御確認ください。）

合致していれば□に“レ”を入れてください。

- 必要な結果通知書は何ですか。表題の不要な申請書、請求書を二重線で消しましたか。
- 「申請書」【02】申請時の許可番号は正しく記入されていますか。（建設業許可通知書を参照）。
- 「申請書」【03】の許可番号は正しく記入されていますか。
（許可番号の変更がない場合は空欄になります。）
- 「申請書」【04】の審査基準日（決算日）は正しく記入されていますか。
（前期の審査基準日を記入していませんか。特に「年」を見直しましょう。）
- 「申請書」【05】申請等の区分と表題の申請書、請求書は一致していますか。
- 「申請書」【06】処理区分左側コラムに記載要領のコードを記入しましたか。
（「申請書」【06】処理区分右側コラムは特殊経審申請用です。）
- 「申請書」【07】資本金額等が、経営状況分析結果（単独決算の場合）の資本金と一致していますか（決算日以降に資本金額を変更している場合は、変更後の金額を記入してください）。個人の場合は空欄です。
- 「申請書」【08】～【11】までは建設業許可申請書と同じですか。
- 「申請書」【12】区市町村コードは正確に記入しましたか。（東京都区市町村コード表を参照）
- 「申請書」【13】、【14】所在地、郵便番号、電話番号は申請日現在で記入しましたか。
- 「申請書」【15】「許可を受けている建設業」は建設業許可通知書等で確認しましたか。
- 「申請書」【16】「経営規模等評価等対象建設業」と工事種類別完成工事高の「工事の種類」は同じですか。

- 「申請書」【18】営業利益は損益計算書の営業利益と、減価償却費は法人税確定申告書等の金額と一致していますか。営業利益、減価償却費は分析結果通知書の参考値と一致していますか。
 - 「申請書」【19】の「審査基準日における技術職員の数」と「技術職員名簿」に記載されている人の数は一致していますか。
 - 「申請書」【20】は記入しましたか。
 - 「連絡先」に会社の担当者名を記入しましたか。
 - 「工事種類別完成工事高・工事種別元請完成工事高」の業種コード【32】は全て正しく記入されていますか（「土木一式010」と「PC011」、「とび・土工・コンクリート050」と「法面051」、「鋼構造物110」と「鋼橋上部111」はそれぞれ一対です。忘れずに記入してください。）。
 - 「直前3年の各事業年度における工事施工金額」（決算変更届書）の合計金額と「工事種類別完成工事高」の合計金額【34】は一致していますか。
 - 「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」の合計金額【34】と財務諸表（損益計算書、93ページを参照）の「完成工事高」の金額が一致していますか。
 - 技術職員名簿の上段にある【61】「□□□頁」欄は記入してありますか。
 - ア 業種コード・有資格区分コード・講習受講（該当なしの場合は「2」を記入）の欄は、全て記入してありますか。
 - イ 業種コードは、有資格区分コード及び経営規模等評価等対象建設業（12ページを参照）に対応した業種を記入してあるかどうか必ず御確認ください。
 - ウ 監理技術者資格者証（該当の場合のみ）の業種は、業種コード・有資格区分コードと一致していますか。
 - エ 有効期限のある資格等については、その有効期限が切れていませんか。
 - 「その他の審査項目（社会性等）」
 - 領収書の日付など、審査基準日に係るものとなっていますか。
- *業種の一致について：「申請書」の経営規模等評価等対象建設業（12ページを参照）・手数料の金額・工事種類別完成工事高（21ページを参照）の業種・技術職員名簿の業種・工事経歴書の建設工事の種類（一式工事に振り替えた場合を除きます。）は一致していることが必要です。
- 東京都と登録経営状況分析機関に提出している「財務諸表」の内容は一致していますか。

〔 8 〕 申請用紙の入手方法

〈経営事項審査申請に必要な書類〉

「経営規模等評価申請書」、「経営規模等評価再審査申立書」、「総合評定値請求書」の購入先→都庁構内用紙販売所及び法令様式取扱店等で購入してください。

都庁構内用紙販売所 (一財) 東京都弘済会 弘済会アシスト

販売時間 平日午前9時～午後5時 電話(直通) 03-5381-6335

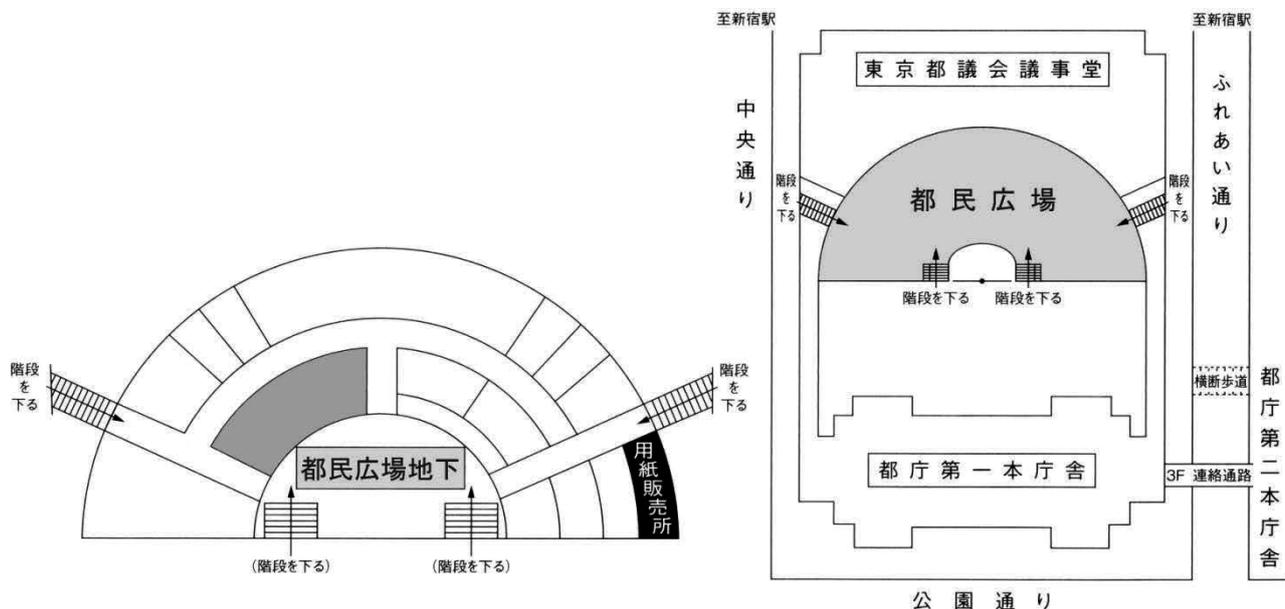
通信販売 インターネット <http://www.tokyoto-kosaikai.or.jp/>

FAX 03-5381-6466 (24時間受付)

*送料・梱包手数料別

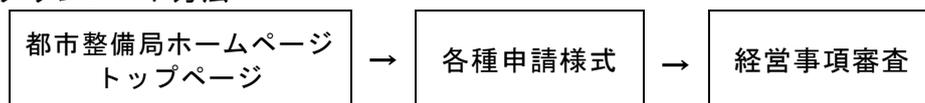
詳しくは弘済会アシストへお尋ねください。

御案内図



なお、東京都都市整備局のホームページ (<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>) からダウンロードできます。

・ダウンロード方法



〈経営状況分析申請に必要な書類〉

「経営状況分析申請書」の入手先→登録経営状況分析機関にお問い合わせください。

※ 登録経営状況分析機関については、国土交通省土地・建設産業局 建設業課 (代表電話 03-5253-8111) にお問い合わせください。

〔 9 〕 補 足 資 料

様式第十六号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

損 益 計 算 書
自 年 月 日
至 年 月 日

(会社名) _____

		千円
I 売 上 高		
完成工事高	-----	
兼業事業売上高	-----	
II 売 上 原 価		
完成工事原価	-----	
兼業事業売上原価	-----	
売上総利益 (売上総損失)	-----	
完成工事総利益 (完成工事総損失)	-----	
兼業事業総利益 (兼業事業総損失)	-----	
III 販売費及び一般管理費		
役員報酬	-----	
従業員給料手当	-----	
退職金	-----	
法定福利費	-----	
福利厚生費	-----	
修繕維持費	-----	
事務用品費	-----	
通信交通費	-----	
動力用水光熱費	-----	
調査研究費	-----	
広告宣伝費	-----	
貸倒引当金繰入額	-----	
貸倒損失	-----	
交際費	-----	
寄付金	-----	
地代家賃	-----	
減価償却費	-----	
開発費償却	-----	
租税公課	-----	
保険料	-----	
雑 費	-----	
営業利益 (営業損失)	-----	

X 2 の利払前税引前償却前利益の営業利益
はここに記載される金額で審査
決算期が 1 2 か月に満たない場合の換算方
法は現行の完成工事高と同じ

IV	営業外収益		
	受取利息及び配当金	-----	
	その他	_____	_____
V	営業外費用		
	支払利息	-----	
	貸倒引当金繰入額	-----	
	貸倒損失	-----	
	その他	_____	_____
	經常利益（經常損失）		-----
VI	特別利益		
	前期損益修正益	-----	
	その他	_____	_____
VII	特別損失		
	前期損益修正損	-----	
	その他	_____	_____
	税引前当期純利益（税引前当期純損失）		-----
	法人税、住民税及び事業税	-----	
	法人税等調整額	_____	_____
	当期純利益（当期純損失）		=====

完 成 工 事 原 価 報 告 書

自 年 月 日
至 年 月 日

(会社名)

千円

I	材 料 費		-----
II	労 務 費		-----
	(うち労務外注費 _____)		
III	外 注 費		-----
IV	経 費		_____
	(うち人件費 _____)		
	完成工事原価		=====

注 記 表

自 年 月 日
至 年 月 日

(会社名)

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬の訂正
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ①担保に供している資産の内容及びその金額
 - ②担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高	千円
裏書手形譲渡高	千円
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 8 損益計算書関係
 - (1) 工事進行基準による完成工事高
 - (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
 - (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
 - (5) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

会計監査人設置会社に限り、研究開発費の額を記載させることとした。
 経営事項審査のWの研究開発費の額は、ここに記載される金額で審査。
 決算期が12か月に満たない場合の換算方法は、現行の完成工事高と同じ
- 9 株主資本等変動計算書関係
 - (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
 - (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
 - (3) 剰余金の配当
 - (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

会社計算規則の改正に併せ、記入項目を整理
- 10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

(1) 金融商品の状況

(2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況

(2) 賃貸等不動産の時価等

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

18 その他

登録基幹技能者制度について

建設産業において生産性の向上、品質の確保を図るため、建設現場において中核的や役割を担う基幹技能者を新たに「建設業法施行規則」に位置付け、登録基幹技能者講習について規定され、「建設業法第27条の2第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」において、技術力の審査項目に登録基幹技能者講習修了者が追加されました（3点）。

1 建設業法施行規則において定める事項

- (1) 登録基幹技能者講習を行う者の国土交通大臣への登録について、要件及び申請書の記載事項について規定
- (2) 登録基幹技能者講習の運営について、講習実施に係る義務等について規定
- (3) 登録基幹技能者講習を行う者に対する監督について、国土交通大臣による適合命令等について規定

2 施行日

平成20年4月1日

また、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第67号）により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、平成30年4月1日以降主任技術者の要件を満たすこととされました。

登録基幹技能者が主任技術者要件を満たしているか否かについては、講習修了証において、「実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる」ことが記載されていることで確認を行います。

※詳しい内容は、（一財）建設業振興基金のホームページを御覧ください。

- ・（一財）建設業振興基金トップページ>Contents
 - >建設産業構造改善事業（ヨイケンセツドットコム）
 - >技能者データベース>基幹技能者
 - >登録基幹技能者とは
- ・アドレス <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/>
- ・（一財）建設業振興基金 電話03-5473-4572

※登録基幹技能者講習修了証については、次ページを御参照ください。

(新様式)

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証

修了証番号 第 号
氏 名
(生年月日 年 月 日)
実務経験を有する建設業の種類: 工事業
この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。
この者は、(建設業の種類) について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。

修了年月日 年 月 日
有効期限 年 月 日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印
(登録番号 第 番)

この記載が必要です。

(旧様式)

様式第三十号 (第十八条の三の六関係)

(表面)

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証

修了証番号 第 号

写真

氏名
(生年月日 年 月 日)

この余白部分に、基幹技能者が登録の際に申請した、実務を有する業種名が表示されるので、その業種で申請があった場合のみ加点評価

この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。

修了年月日 年 月 日

加点に際しては修了年月日が審査基準日以前であることが必要

(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印
(登録番号 第 番)

51.03ミリメートル以下
53.92ミリメートル以上

30.00ミリメートル

24.00ミリメートル

85.47ミリメートル以上
85.72ミリメートル以下

(裏面)

備考

備考

- 1 材質は、プラスチック又はこれと同等以上の耐久性を有するものとする。

×年×月×日

〇〇株式会社取締役会御中

〇〇監査法人

公認会計士〇〇〇〇印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号（金融商品取引法第193条の2）の規定に基づく監査証明を行うため、〇〇株式会社の ×年×月×日から ×年×月×日までの第×期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は当該監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

①無限定適正意見の文例

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

②限定付適正意見の文例

会社は、・・・・について、・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、当期純利益は〇〇百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

③不適正意見の文例

会社は、・・・・について、・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、当期純利益は〇〇百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項が計算書類及び附属明細書に与える影響の重要性にかんがみ、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を不適正に表示していないものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計参与報告

〇〇株式会社会計参与〇〇〇〇印

- 1 私と〇〇株式会社は、会計参与の職務の実施に関して下記の合意をした。
 - (1) 会社は私に対し、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）作成のための情報を適時に提供し、私は会社の業務及び現況を十分理解して取締役と共同して計算関係書類を作成すること。
 - (2) 会社は申述書を私に提出すること。
 - (3) 私が業務上知り得た会社及びその関係者の秘密を他に漏らし、又は盗用してはならないこと。
 - (4) 計算関係書類及び会計参与報告の閲覧・交付の請求に当たっては、株主及び債権者に対し、あらかじめ会社へ閲覧・交付の請求をすることが必要である旨を明らかにする適切な方法を会社が講ずること。

- 2 私が〇〇株式会社の経理担当の取締役の〇〇〇〇氏と共同して作成した書類
〇〇株式会社の ×年×月×日から ×年×月×日までの第×期事業年度の計算関係書類

- 3 計算関係書類の作成のための基本となる事項
 - (1) 試算の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) その他計算関係書類の作成のための基本となる重要な事項

- 4 計算関係書類の作成のために用いた資料の種類その他計算関係書類の作成の過程及び方法は次のとおりである。

総勘定元帳、各種補助簿、棚卸表等

総勘定元帳等は取締役の責任で作成し、私は「会計参与の行動指針」に従って取締役と共同して計算関係書類を作成した。

- 5 計算関係書類の作成のために行った報告の徴収及び調査の結果
不良資産、陳腐化棚卸資産についての報告を聴取した結果、これらについては適切な処理が行われており、また簿外債務はない旨の回答を得た。また調査を実施すべき事態は生じなかった。

- 6 私が計算関係書類の作成に際して取締役〇〇〇〇氏及びその補助者である経理部門担当者と協議した主な事項は次のとおりである。

研究開発費の会計処理

有価証券の時価評価の方法

以上

監査の受審状況における経理処理の適正を確認した書類として使用する。

経理処理の適正を確認した旨の書類

建設業者の商号又は名称、確認の対象となる決算期の期間と期を記入

私は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号の規定に基づく確認を行うため、.....の 年 月 日から 年 月 日までの第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

年 月 日

商号又は名称
所属・役職

氏 名 印

以下の資格を持つ申請会社の常勤の役職員が、自ら署名捺印する。

①公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者

② 1 級登録経理試験に合格した者

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」

については、不要なものを消すこと。

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項 目	内 容
全体	<p>前期と比較しおおむね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。

未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。	
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。

引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡しを完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積もることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の 計上（全般）	収益及び費用については、一会計期間に属する全ての収益とこれに対応する全ての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。

工事収益・ 工事原価	適正な工事収益計上基準（工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等）に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡しの日として合理的であると認められる日（作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別の上適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続を経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払を受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
J V	共同施工方式のJ Vに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、J V全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJ Vに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、J V全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	J Vを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益又は未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

建設機械の保有状況一覧表

許可番号

申請者名	審査基準日
------	-------

通番	建設機械の種類	メーカー名	形 式	車台番号又は製造番号/刻印番号	特記事項	所有又はリース	購入日又はリース契約期間
1	シ・ブ・ト モ・ダ・ク					所有 リース	～
2	シ・ブ・ト モ・ダ・ク					所有 リース	～
3	シ・ブ・ト モ・ダ・ク					所有 リース	～
4	シ・ブ・ト モ・ダ・ク					所有 リース	～
5	シ・ブ・ト モ・ダ・ク					所有 リース	～
6	シ・ブ・ト モ・ダ・ク					所有 リース	～
7	シ・ブ・ト モ・ダ・ク					所有 リース	～
8	シ・ブ・ト モ・ダ・ク					所有 リース	～
9	シ・ブ・ト モ・ダ・ク					所有 リース	～
10	シ・ブ・ト モ・ダ・ク					所有 リース	～
11	シ・ブ・ト モ・ダ・ク					所有 リース	～
12	シ・ブ・ト モ・ダ・ク					所有 リース	～
13	シ・ブ・ト モ・ダ・ク					所有 リース	～
14	シ・ブ・ト モ・ダ・ク					所有 リース	～
15	シ・ブ・ト モ・ダ・ク					所有 リース	～

記載要領

- 1 「建設機械の種類」の欄には、ショベル系掘削機の場合は「シ」、ブルドーザーの場合は「ブ」、トラクターショベルの場合は、「ト」、モーターグレーダーの場合は「モ」、大型ダンプ車の場合は「ダ」、移動式クレーンの場合は「ク」と該当するものに○を付けること。
- 2 「特記事項」の欄は、下記のとおり記載すること。
 - (1) ショベル系掘削機は、フロントアタッチメント(付属装置)の種類(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバー)を記入すること。
 - (2) ブルドーザーは、自重を記載すること。 ※自重3トン以上であること。
 - (3) トラクターショベルは、バケット容量を記載すること。 ※バケット容量0.4立方メートル以上あること。
 - (4) モーターグレーダーは自重を記載すること。 ※自重5トン以上であること。
 - (5) 大型ダンプ車は車両総重量または最大積載量を記載すること。 ※車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上であること。
 - (6) 移動式クレーンの場合はつり上げ荷重を記載すること。 ※つり上げ荷重3トン以上であること。
- 3 「所有又はリース」の欄には、該当する方に○を付けること。
- 4 「購入日又はリース契約期間」の欄には、売買契約書等の契約日又はリース契約書等における契約期間を記載すること。
- 5 下の誓約書は、リース契約書等において審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められていない建設機械について、リース期間終了後契約を更新し、引き続き審査基準日から1年7か月以上の期間使用する場合に記入し押印すること。

誓 約 書

東京都知事 殿

上の通番 () の建設機械については、リース契約書等において1年7か月以上の使用期間が定められていないため、リース期間終了後、リース契約の更新又は建設機械の買取りにより、引き続き審査基準日から1年7か月以上の期間使用することを誓約します。

年 月 日
申請者名

印

〔参考資料〕

「経営事項審査申請を予定している大臣許可業者の皆様へ」

国土交通省関東地方整備局のホームページから、申請方法、様式類、手引などがダウンロードできますので、御確認ください。

なお、内容などについてのお問合せは、国土交通省関東地方整備局建政部建設産業第一課（代表電話048-601-3151 内線6154、6155）にお願いします。

〈国土交通大臣許可業者の「特殊な経営事項審査」の審査前の相談〉

- ・ 国土交通大臣許可業者が合併、分割等の後で経営事項審査を受ける場合の手続、書類関係の相談
- ・ 国土交通大臣許可業者が企業集団、持株会社で経営事項審査を受ける場合
- ・ 国土交通大臣許可業者を受けている外国建設業者が経営事項審査を受ける場合の事前相談は国土交通省関東地方整備局建政部建設産業第一課(代表電話048-601-3151)にお願いします。

- * 手数料については、6ページの「経営事項審査申請に必要な手数料金額と納入方法」を御参照ください。
- * 提出書類のつづり方の順番は、巻末の「国土交通大臣許可における経営事項審査について」を御参照ください。
- * 収入印紙は、あらかじめ郵便局で御購入ください。
- * 大臣許可業者の経営事項審査の申請は、都道府県を經由して、国土交通省（関東地方整備局）で審査をしますが、東京都における申請書類等の受付（本店所在地が、東京都にある大臣許可業者）には、知事許可と同様に、建設業課内 受付コーナー（都庁第二本庁舎3階）へ御来庁いただき、予約をしていただくこととなりますので、よろしくをお願いします（2ページの「経営事項審査日の予約」を参照）。
- * 申請書類・裏付け資料提出の前に、必ず、不足書類の有無・記載の有無などを御確認ください。また、申請書類等の受付時には、速やかに、書類・資料を提出できるように、整理をしておいてください。

提出書類及び確認書類の変更等があれば、関東地方整備局のホームページ等で公表いたしますので御確認ください。

- 関東地方整備局のHP
<http://www.ktr.mlit.go.jp/>

国土交通大臣許可における経営事項審査について

【1】申請書等

- ①経営規模等評価申請書・総合評定値請求書
建設業法施行規則別記様式25号の11(20001帳票)
- ②工事種類別完成工事高／工事種類別元請完成工事高
建設業法施行規則別記様式25号の11 別紙1(20002帳票)
- ②-2工事種類別完成工事高付表
国総建第289号(H20.1.31) 経営事項審査の事務取扱いについて(通知) 別記様式第1号
※業種間積み上げを利用し申出する者のみ提出
- ③その他の審査項目(社会性等)
建設業法施行規則別記様式25号の11 別紙3(20004帳票)
- ④技術職員名簿
建設業法施行規則別記様式25号の11 別紙2(20005帳票)
- ⑤経営状況分析結果通知書(原本)
建設業法施行規則別記様式25号の10
登録経営状況分析機関が発行した“原本”が必要
- ⑥外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書(原本)
※該当する場合のみ提出
国土交通大臣が認定した認定書の“原本”が必要
- ⑦委任状(行政書士等による代理申請の場合)
- ⑧審査手数料印紙貼付書

申請書等の入手方法

経営事項審査に係る申請書等は、関東地方整備局ウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/>

『このサイト内を検索』を利用して

経営事項審査

検索

定期的に更新しております。

積み上げを利用している場合は作成してください！

⑦、⑧の様式については建設業法等によって指定されていません。関東地方整備局ホームページ等より入手して下さい。

外国子会社の経営実績の評価を希望する建設業者は、事前に国土交通大臣に認定申請を行い、数値の認定を受ける必要があります。認定については、直接、国土交通本省土地・建設産業局建設業課に認定の申請をして下さい。

【2】添付書類

工事経歴書(様式第2号)

建設業法施行規則別記様式2号

※工事経歴書の上から5件分の記載がある1ページ目及び、業種の合計額の記載がある最終ページを提出。

【3】確認書類

必要書類…消費税確定申告書の控え及び添付書類の写し並びに消費税納税証明書の写しなど「確認書類一覧表」を参照下さい。

※確認書類は、国土交通大臣許可業者と都県知事許可業者とでは必要な書類が異なります。

申請にあたっての留意事項

【1】提出部数

〔1〕申請書等

正本:1部

副本:主たる営業所がある各都県によって必要部数が異なります。

- 1部…茨城県、東京都、長野県
- 2部…栃木県、埼玉県、神奈川県、山梨県
- 無し…千葉県、群馬県

〔2〕添付書類 1部

〔3〕確認書類 1部

審査中、お問い合わせすることもありますので、提出書類の控えは必ず保管して下さい。

「添付書類・確認書類」については、返却しませんので、必ず写し(コピー等)を提出して下さい。(書類削減の爲なるべく両面コピーをお願いします)

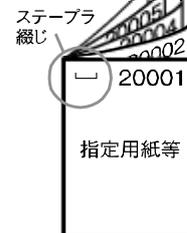
※確認書類については、関東地方整備局にて「溶解処理」します。

【2】綴じ方

・申請書等は、左上をステープラ(ホッチキス)で綴じてください。

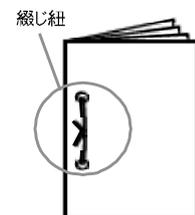
但し、⑧は綴じないこと

・添付書類・確認書類は、左側(2穴)綴じ紐で綴じてください。



〔申請書等〕

①～⑧番号順に並べてください！



〔添付書類・確認書類〕

返却いたしませんので、コピー等で！

国土交通大臣許可における経営事項審査について(確認書類一覧)

H31.4.1~

確認書類 ※全て写し(確認書類削減のため、出来るだけ両面コピーにてお願いします。)		備考	
必須 確認 書類	1 法人番号 (下記のどちらか) □法人番号指定通知書 □国税庁法人番号公表サイトで確認した法人情報(事業所名称、法人番号、所在地等が記載されているもの)		
	2 審査対象事業年度 □消費税確定申告書の控え及び添付書類(附表2) □消費税納税証明書(その1) → □前年度未受審の場合は2期分		
	3 審査対象事業年度 □工事経歴書(様式第2号)の上から5件分の記載がある1ページ目及び、業種の合計額の記載がある最終ページ □工事経歴書に記載されている工事に係る工事請負契約書又は注文書及び請書(注文書と請書はセットです) ※業種ごとに、記載順に上から5件(5件に満たない場合は全て) → □前年度未受審の場合は2期分(知事許可で前年度受審していればこの限りではありません)	※契約書等の右上余白部分に、業種、番号(工事経歴書記載順の番号)を記入下さい。(例)土-1、土-2	
	4 □直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)	前期、前々期の内訳を消す必要はありません。	
	5 □法人税確定申告書(別表十六(一)及び(二)他)並びに貸借対照表(様式第15号)及び損益計算書(様式第16号)→2期分 □但し、経営状況分析結果通知書に「参考値」が記載されている場合は、損益計算書(当期分)の完成工事高の記載のあるページのみ添付すること □なお、「[項番17]自己資本額」において、2期平均を選択する場合には、前期分の貸借対照表(様式第15号)が必要		
	6 技術職員及び公認会計士等(⑧)に計上している方の常勤性の証明(人)	<p>○新規に採用する者の場合に</p> <p>下記①又は② (①で片方の場合や厚生年金基金の標準報酬でも可)</p> <p>□①健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面</p> <p>□②住民税特別徴収税額を通知する書面(のいずれか)</p> <p>○継続雇用する場合に</p> <p>上記①又は②(①で片方の場合や厚生年金基金の標準報酬でも可)+③~④のいずれか</p> <p>□③事業所の名称が記載された健康保険被保険者証(健康保険組合が発行した資格証明書も可)</p> <p>□④雇用保険被保険者資格取得確認通知書</p> <p>継続雇用</p> <p>□継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号)※</p> <p>□継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則</p> <p>※労働基準監督署の受付印のある表紙及び定年について記載のある頁及び継続雇用制度について記載のある頁の抜粋で可)</p> <p>公認会計士</p> <p>下記①又は② (①で片方の場合や厚生年金基金の標準報酬でも可)</p> <p>□①健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面</p> <p>□②住民税特別徴収税額を通知する書面(のいずれか)</p>	
	7 技術職員の資格等の証明	<p>技術職員名簿に記載されている職員に係る検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面</p> <p>□①合格証等</p> <p>□②001及び002資格及び099の技術職員名簿一覧表</p> <p>□③監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(必ず審査基準日時点で有効なことを確認すること)</p> <p>※監理技術者資格者証等により資格が確認できれば合格証等の添付は省略可</p>	
書類名 注意事項			
任意 確認 書類 その他の 審査項目 (社会性等への 審査に該当する 場合のみ必要)	8 [項番41] 雇用保険加入(有・無・適用除外)	<p>□①労働保険概算・確定保険料申告書の控え(労働保険組合が発行した納入告知書・計算書と領収書でも可)</p> <p>□②これにより申告した保険料の納入に係る領収通知書(両方)</p>	審査基準日を含む期のもの
	9 [項番42] 健康保険加入(有・無・適用除外)	<p>□①保険料の納入に係る領収証書</p> <p>□②納入証明書 (①②のいずれか)</p>	審査基準日を含む月のもの(1ヶ月分)
	10 [項番43] 厚生年金保険加入(有・無・適用除外)	□保険料の納入に係る領収証書	審査基準日を含む月のもの(1ヶ月分)
	11 [項番44] 建設業退職金共済制度加入(有・無)	□建設業退職金共済制度加入・履行証明書(経営事項審査申請用)	審査基準日に加入していることが証明できるもの
	12 [項番45] 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入(有・無)	<p>以下の資料(①~⑦)の「いずれか」</p> <p>退職一時金</p> <p>□①中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面</p> <p>□②特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面</p> <p>□③労働基準監督署の受付印のある就業規則又は労働協約(退職金に関する規定部分も含めて提出すること)</p> <p>企業年金</p> <p>□④厚生年金基金への加入を証明する書面</p> <p>□⑤適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面</p> <p>□⑥確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面</p> <p>□⑦資産管理運用機関との間の契約書</p>	保険期間に審査基準日を含むもの
	13 [項番46] 法定外労働災害補償制度加入(有・無)	<p>以下の資料(①~④)の「いずれか」</p> <p>□①(公財)建設業福祉共済団への加入を証明する書面</p> <p>□②(一社)全国建設業労災互助会への加入を証明する書面</p> <p>□③全日本火災共済協同組合連合会又は(一社)全国労働保険事務組合連合会への加入を証明する書面</p> <p>□④労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券又は加入を証明する書面(のいずれか)</p> <p>※次の要件のすべてを満たすものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務災害と、通勤災害のいずれも対象であること ・死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までを補償していること ・直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべての)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象としていること ・当該工事が行うすべての工事(共同企業体及び海外工事は除く)を補償していること 	審査基準日に加入していることが証明できるもの
	14 [項番48] 民事再生法又は会社更生法の適用(有・無)	□「再生手続又は更生手続開始決定日」、「再生計画又は更生計画認可日」及び「再生手続又は更生手続最終決定日」を確認することができる書類の写し	平成23年4月1日以降のものを対象とする
	15 [項番49] 防災協定の締結(有・無)	以下の資料(①~②)の「いずれか」 □①申請者が国、特殊法人等又は地方公共団体と、直接協定を締結している場合は、防災協定書 □②申請者が加入の団体等が国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している場合は、加入証明書及び活動内容が確認できるもの(協定書・活動計画書等)	審査基準日時点で有効な協定に限る
	16 [項番50-51] 法令遵守の状況(営停・指示・無)	□営業停止命令書若しくは指示書 ※審査対象事業年度の一年間の状況	建設業法28条に基づく処分です。(発注者が行う指名停止等は該当しません。)
	17 [項番52] 監査の受審状況(1. 会計監査人の設置・2. 会計参与の設置・3. 経営処理の適正を確認した旨の書類の提出・4. 無)	<p>□①有価証券報告書若しくは監査証明書</p> <p>□②会計参与報告書</p> <p>□③建設業の経理事務の責任者(社内常勤)のうち公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに1級建設業経理事務士に合格した者のいずれかに該当する者が(経理処理の適正を確認した旨の書類)に自ら署名を付したものの</p>	③の場合、別途「確認項目」を添付してください。
	18 [項番53] 公認会計士・会計士補・税理士・1級登録経理試験合格者(人) [項番54] 2級登録経理試験合格者(人)	□合格証等資格を証明する書面	6の常勤性の証明も必要です。
	19 [項番55] 研究開発費(2期平均)	□注記表(様式17号の2) → 2期分 ※[項番52]で「1」を選択した場合のみ	
	20 [項番56] 建設機械の所有及びリース台数(台)	<p>□①建設機械の保有状況一覧表</p> <p>□②売買契約書又はリース契約書(メーカー側からの販売証明書(製造番号がわかるもの)でも可)</p> <p>※リース期間が審査基準日から1年7ヶ月に満たない建設機械については、評価を受けようとする場合は「リースに関する申出書」が必要</p> <p>□③カタログ(前審査基準日において評価の対象となったものは省略可)</p> <p>□④以下の書類を提出</p> <p>移動式クレーン 製造時等検査証又は性能検査証の写し</p> <p>大型ダンプ車 自動車検査証の写し(※備考欄に「建」の表示があるもの、又は、営業用ダンプを主として建設業の用途に使用している場合は、備考欄に「建」の表示があるもの)</p> <p>その他の建設機械 特定自主検査記録表の写し</p>	一覧表の記載順に、1台の機械毎に契約書等、カタログ、検査記録表の順にセットで添付すること(契約書等、検査記録表は審査基準日時点で有効なものであること)
	21 [項番57] ISO9001の登録(有・無)	<p>□ISO9001の登録証</p> <p>□付属書(認証範囲を確認することができる書面)の写し</p>	①活動内容に建設業が含まれていること及び
22 [項番58] ISO14001の登録(有・無)	<p>□ISO14001の登録証</p> <p>□付属書(認証範囲を確認することができる書面)の写し</p>	②建設業法上の従たる営業所の全てが認証範囲に含まれていることが必要です。	
23 [項番59] 若年技術職員の継続的な育成及び確保(該当・非該当) (%)	□確認書類6の①で生年月日を確認。②の場合は、確認書類6の③又は④で生年月日を確認。	新規掲載者欄に○がない技術者で②の書類の場合は③又は④が別途必要です。	
24 [項番60] 新規若年技術職員の育成及び確保(該当・非該当) (%)	□確認書類6の①で生年月日を確認。②の場合は、確認書類6の③又は④で生年月日を確認。	新規掲載者欄に○がない技術者で②の書類の場合は③又は④が別途必要です。	

※必要に応じて、これらの資料に加えて追加資料の提出等を求める場合があります。
※「確認書類」は返却致しませんので、原本ではなく必ず写し(コピー等)を提出してください。

登録番号 (31) 11

経営事項審査申請説明書 (経営規模等評価申請・総合評定値請求)

発行 令和元年6月
東京都都市整備局市街地建築部建設業課
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
TEL 03-5321-1111 (代表)

印刷 株式会社信英堂
〒160-0022 東京都新宿区新宿5-14-11
TEL 03-3357-6711
